

平成21年第8回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
9.	14	月	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 ・陳情			
	15	火	休 会		災害復興対策調査特別委員会	
	16	水	休 会			
	17	木	本会議（2日目） ・一般質問（7人）			
	18	金	本会議（3日目） ・総括質疑、委員会付託 常任委員会			
	19	土	休 会			
	20	日	休 会			
	21	月	休 会			
	22	火	休 会			
	23	水	休 会			
	24	木	常任委員会			
	25	金	休 会			
	26	土	休 会			
	27	日	休 会			
	28	月	休 会			
	29	火	休 会			
	30	水	休 会			
10.	1	木	議会運営委員会		全員協議会	
	2	金	本会議（最終日） ・常任委員長審査報告 ・議案審議 ・追加議案上程、審議 ・特別委員会設置 ・報告 ・発議 ・継続審査、調査			

		・議員派遣 ・閉会	
--	--	---	--

平成21年第8回さつま町定例会審議結果

開会 平成21年 9月14日

閉会 平成21年10月 2日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案70	さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について	21. 09. 14	21. 10. 02	原案可決	総務
71	さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教厚生
72	さつま町観光公園条例の一部改正について	〃	〃	〃	建設経済
73	平成21年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	〃	〃	〃	3 常任
74	平成21年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	文教厚生
75	平成21年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	〃
76	平成21年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	〃
77	土地改良事業の施行について	〃	〃	可決	建設経済
78	地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業（高所作業車）購入契約の締結について	〃	21. 09. 14	〃	—
79	さつま町消防署救助工作車（Ⅱ型）購入契約の締結について	〃	〃	〃	—
80	平成20年度さつま町歳入歳出決算の認定について	21. 10. 02	継続審査		決算
81	平成20年度さつま町水道事業会計決算の認定について	〃	〃		〃
82	平成20年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	〃	〃		〃
陳情6	川内原発3号機増設に係る環境影響評価の県民合意を図るとともに、増設反対を求める意見書の採択について	21. 06. 17	〃		総務
9	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情	21. 09. 14	〃		文教厚生
発議9	中山間地域等直接支払制度の存続を求める意見書（案）の提出について	21. 10. 02	21. 10. 02	原案可決	—
10	鶴田ダム再開発事業の継続を求める意見書（案）の提出について	〃	〃	〃	—

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
報告 5	平成20年度健全化判断比率の報告について	21. 10. 02	21. 10. 02	報 告 済	
6	平成20年度資金不足比率の報告について	〃	〃	〃	
	議員派遣の件	〃	〃	決 定	
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	〃	

平成21年第8回さつま町議会定例会会議録

目 次

○9月14日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第70号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について	4
（提案説明）	
議案第71号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について	4
（提案説明）	
議案第72号 さつま町観光公園条例の一部改正について	4
（提案説明）	
議案第73号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	4
（提案説明）	
議案第74号 平成21年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）	4
（提案説明）	
議案第75号 平成21年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	4
（提案説明）	
議案第76号 平成21年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	4
（提案説明）	
議案第77号 土地改良事業の施行について	4
（提案説明）	
議案第78号 地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業（高所作業車）購入契約の締結について	6
（提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決）	
議案第79号 さつま町消防署救助工作車（Ⅱ型）購入契約の締結について	11
（提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決）	
陳情について	14
（委員会付託）	
散 会	14

○9月17日（第2日）

一般質問表	1 5
会議を開催した年月日及び場所	1 8
出欠席議員氏名	1 8
出席事務局職員	1 8
出席説明員氏名	1 8
本日の会議に付した事件	1 9
開 議	2 0
一 般 質 問	2 0
森山 大議員	2 0
町長の選挙公約（マニフェスト）の推進について	
荒瀬地区の産業廃棄物処理施設問題について	
内田 芳博議員	2 5
笑顔がでる農業を	
各種推進事業の研修会等の有料化について	
平田 昇議員	3 3
地方分権と地方財政について	
入札のあり方について	
川口 憲男議員	3 7
限界集落の対策は	
内之倉成功議員	4 8
心身障害者対策について	
環境対策について	
岩元 涼一議員	5 2
自主防災組織について	
総合支所庁舎について	
米丸 文武議員	5 9
有害鳥獣対策について	
散 会	6 7

○9月18日（第3日）

会議を開催した年月日及び場所	6 9
出欠席議員氏名	6 9
出席事務局職員	6 9
出席説明員氏名	6 9
本日の会議に付した事件	7 0
議案付託表	7 1
開 議	7 3
議案第70号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について	7 3
(総括質疑・委員会付託)	

議案第 7 1 号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について	7 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7 2 号 さつま町観光公園条例の一部改正について	7 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7 3 号 平成 2 1 年度さつま町一般会計補正予算 (第 5 号)	7 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7 4 号 平成 2 1 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算 (第 1 号)	9 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7 5 号 平成 2 1 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	9 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7 6 号 平成 2 1 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)	9 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7 7 号 土地改良事業の施行について	9 9
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	1 0 1

○ 1 0 月 2 日 (第 4 日)

会議を開催した年月日及び場所	1 0 3
出欠席議員氏名	1 0 3
出席事務局職員	1 0 3
出席説明員氏名	1 0 3
本日の会議に付した事件	1 0 4
開 議	1 0 5
議案第 7 0 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について	1 0 6
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 7 1 号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について	1 0 6
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 7 2 号 さつま町観光公園条例の一部改正について	1 0 6
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 7 3 号 平成 2 1 年度さつま町一般会計補正予算 (第 5 号)	1 0 6
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 7 4 号 平成 2 1 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算 (第 1 号)	1 0 6
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 7 5 号 平成 2 1 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	1 0 6
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 7 6 号 平成 2 1 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)	1 0 6
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 7 7 号 土地改良事業の施行について	1 0 6
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	

報告第 5 号 平成 20 年度健全化判断比率の報告について ……………	1 1 2
(内容説明・質疑)	
報告第 6 号 平成 20 年度資金不足比率の報告について ……………	1 1 2
(内容説明・質疑)	
議案第 80 号 平成 20 年度さつま町歳入歳出決算の認定について ……………	1 1 3
(提案説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第 81 号 平成 20 年度さつま町水道事業会計決算の認定について ……………	1 1 3
(提案説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第 82 号 平成 20 年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について ……………	1 1 3
(提案説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
発議第 9 号 中山間地域等直接支払制度の存続を求める意見書(案)の提出について ……………	1 1 9
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
発議第 10 号 鶴田ダム再開発事業の継続を求める意見書(案)の提出について …	1 2 0
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議員派遣の件 ……………	1 2 1
(決定)	
閉会中の継続審査・調査について ……………	1 2 2
(決定)	
閉 会 ……………	1 2 2

平成21年第8回さつま町議会定例会

第 1 日

平成21年9月14日

平成21年第8回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成21年9月14日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 丸田忠君
議事係主幹 平木場達郎君	議事係主査 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
鶴田総合支所長 永田清信君	建設課長 脇黒丸猛君
薩摩総合支所長 貴島晃人君	商工観光課長 前田淳三君
健康増進課長 楠木園建雄君	耕地林業課長 山口良一君
すこやか長寿課長 平田孝一君	消防長 田上泉君
総務課長 湯下吉郎君	
財政課長 下市真義君	
企画広報課長 中村慎一君	
定住促進室長 紺屋一幸君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 70 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 71 号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 第 7 議案第 72 号 さつま町観光公園条例の一部改正について
- 第 8 議案第 73 号 平成 21 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 9 議案第 74 号 平成 21 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 10 議案第 75 号 平成 21 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 11 議案第 76 号 平成 21 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 12 議案第 77 号 土地改良事業の施行について
- 第 13 議案第 78 号 地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業（高所作業車）購入契約の締結について
- 第 14 議案第 79 号 さつま町消防署救助工作車（Ⅱ型）購入契約の締結について
- 第 15 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成21年第8回さつま町議会定例会を開会します。

農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、また教育委員会委員長から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番、舟倉武則議員及び10番、岩元涼一議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月2日までの19日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月2日までの19日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略します。

監査委員から例月出納検査及び学校備品監査の結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第4「行政報告」を行います。町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしてあるところでありますが、二、三御報告をさせていただきます。

まず、8月5日の農村災害対策整備事業に係ります農政部長への要望及び9月9日の被災者協議会4地区代表者等との意見交換会について補足して報告をさせていただきます。

まず、農村災害対策整備事業に係ります農政部長への要望についてであります。この要望につきましては、薩摩川内市、曾於市並びに垂水市に呼びかけまして、合同で要望を行ったものであります。

要望内容としましては、自然的、経済的、社会的条件に恵まれず、農業の生産条件が不利な地域、いわゆる中山間地域における同事業の新規採択に向けた採択要件の緩和と、同事業の農村の防災、減災を目的とした事業であることから、県の補助率をかさ上げし、中山間地域総合農地防災事業の補助率と同じ地元負担5割にするように要望をいたしたものであります。

農政部長の回答としましては、農水省が鹿児島県などの要望を受け入れ、特殊土壌地帯、いわゆるシラス土壌地帯は制度を拡充して、中山間地域として取り扱うとのことでございました。

このことによりまして採択要件の緩和がされた上、国庫補助率が通常の50割から55割となるものでございますが、この中山間地域が認められるということによりまして県の補助率も農地防災事業と同等のかさ上げを行う予定であるとのことでございました。このことによりまして国・県の補助率がかさ上げされ地元の財政負担も緩和されるということになるわけでございます。

しかし、まだこれについては確定ではございませんので、一定の考え方が示されたということで御理解をいただきたいと思っております。

次に、9月9日の被災者協議会4地区代表者等の意見交換会についてであります。

平成18年7月の豪雨災害から3年が経過をいたしまして、激特事業については各種事業計画区域において、用地取得が終了した地域から順次本格的な工事に着手をいたしているところであります。

このような状況の中、本格的な工事を控え、また残された事業期間も2年足らずとなったことから、町内4地区の被災者協議会の代表者等の皆さんにお集まりをいただきまして、今後の取り組みなどについて意見交換会を開いたところでございます。

意見交換では、本格工事に伴います交通安全、渋滞緩和、商業への影響対策、防災行政無線等を活用した防災情報伝達のあり方、各地区の共通課題である内水対策やダム再開発事業に伴う諸課題について、多くの意見が出されたところでございます。

このような御意見を踏まえまして、今後におきましても被災住民の皆様の切実な思い、願いというものをお聞きしながら、国及び県に対する積極的な働きかけなど、町といたしましても最大限の努力を傾注していく考えでありますので、これまで同様、議員各位の御協力をお願いを申すものでございます。以上で町長報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第70号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について」、日程第6「議案第71号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」、日程第7「議案第72号 さつま町観光公園条例の一部改正について」、日程第8「議案第73号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」、日程第9「議案第74号 平成21年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第10「議案第75号 平成21年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第

2号)」、日程第11「議案第76号 平成21年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」、日程第12「議案第77号 土地改良事業の施行について」

○議長(中尾 正男議員)

日程第5「議案第70号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について」から日程第12「議案第77号 土地改良事業の施行について」まで、以上議案8件を一括して議題とします。各議案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長(日高 政勝君)

それでは、議案第70号から議案第77号まで、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第70号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について」であります。

これは、定住促進住宅団地の借受者に対し、賃貸借契約締結の日から12年を経過した貸付地または同契約期間が満了した貸付地について、これを譲渡することができるようにするため、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第71号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」であります。

これは、乳幼児にかかる医療費を小学校就学前まで無料化にするため、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第72号 さつま町観光公園条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町轟の瀬公園の一部が川内川河川激甚災害対策特別緊急事業の築堤工事により公園としての機能を失うことから、当該公園を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第73号 平成21年度さつま町一般会計補正予算(第5号)」についてであります。

今回の補正は、保育所運営費に要する経費及び道路新設改良費、財産管理費、林道整備事業費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,211万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億5,411万2,000円とするものであります。

次に、「議案第74号 平成21年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

今回の補正は、諸支出金に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ465万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,012万9,000円にするものであります。

次に、「議案第75号 平成21年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

今回の補正は、保険給付及び繰出金に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,798万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,719万円とするものであります。

次に、「議案第76号 平成21年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

今回の補正は、一般管理費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,109万8,000円とするものであります。

次に、「議案第 77 号 土地改良事業の施行について」であります。

これは、団体営ため池等整備事業による土地改良事業を施行しようとするため、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○定住促進室長（紺屋 一幸君）

それでは、「議案第 70 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

「議案第 71 号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○商工観光課長（前田 淳三君）

72 の 1 ページ、新旧対照表は 9 ページでございます。「議案第 72 号 さつま町観光公園条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第 73 号 平成 21 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

「議案第 74 号 平成 21 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○すこやか長寿課長（平田 孝一君）

「議案第 75 号 平成 21 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」について内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○すこやか長寿課長（平田 孝一君）

続きまして、「議案第 76 号 平成 21 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）」について内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○耕地林業課長（山口 良一君）

「議案第 77 号 土地改良事業の施行について」、その内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は、9 月 18 日の本会議で行いますので当日まで審議を中止しておきます。

△日程第 13 「議案第 78 号 地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業（高所作業車）購入契約の締結について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第13「議案第78号 地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業（高所作業車）購入契約の締結について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第78号 地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業（高所作業車）購入契約の締結について」であります。

これは、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業により高所作業車を購入しようとするものであります。さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○建設課長（脇黒丸 猛君）

それでは、「議案第78号 地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業（高所作業車）購入契約の締結について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第78号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。ただいまの議案第78号について質疑はありませんか。

○楠木園洋一議員

高所作業車ということで、月に幾らぐらい使用すると想定されてやられてるんですか。はっきりと判らないですか。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

伐採に使用するわけですが、主に高い所での伐採が主でございますが、普通は法面の草刈りが主にしております。その中で町道の幹線道路、それから大型マイクロなどが通る4メートル、5メートルの所につきましては、今まで現在、枝切りのこで伐採のほうはしておったわけですけど、今回高所作業車を購入するに当たりまして結構活用がされると思っております。

今、地元から結構来ております。特に幹線道路、山崎の町道沿いにも来ております。それから、あと旧薩摩のほうからも来ておりまして、それらを含めますと月に何回とは言えませんが、高い所でのそういう伐採につきまして、今後利用が図られるということで考えているところでございます。

○楠木園洋一議員

これに対して維持費とリース料の試算はされなかったわけですか。もしリースをする場合と買って維持をする場合、そこまでは試算はされてなかったか。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

今まで現在、伐採のほうにつきましては、枝切り、先にノコをつけて、それらを作業班のほう

で行われておりました。それで高所作業車とリースした場合の比較については行っておりません。

○新改 幸一議員

ただいまの説明がありましたが、町道の上といいますか、個人の山なんかが差しかぶってきちゃったときに、どうしても上を切ってくださいと相談をした場合に、町道の障害物を切るわけですが、個人、集落館長を通じて相談をしたときに個人の山云々といったときに、切る作業は町のほうでこういう車で高い所で切ってもらわなければならないものかというのが1点と。

それと、太田機工さんが落札されていらっしゃるわけですが、この車の車種は何なのかというのを2点だけ。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

当然伐採する場合は、所有者は個人でございますので、町の所有している土地であれば町のほうがあれするわけですが、個人の土地の場合は必ず個人にまず言って、それで個人で切るのが普通だと思います。個人の方です。それをとにかく高い危険な所であれば当然町のほうに言ってこられますので、道路維持補修班に公民館長を通じて。その場合は町のほうで道路沿いにあるわけですので、道路の管理道の上のほうにございますので、それらはもう町のほうでしていきたいということで考えております。

個人の負担金は発生しないということになってます。

それから、地元のほうの太田機工さんが取られたわけですが、車種につきましては2トン車で、車につきましては高所作業車のブームがタダノという製品でございます、車種につきましては。

車自体はタダノという車種でございます。高所作業車の専門の業者ということで、タダノという業者でございます。トラックの本体は、すいません、三菱です。それで機械、高所作業車のブームなどの機械はタダノという機械でございます。

○麥田 博稔議員

落札価格が695万なんです、当初の見積りが約1,000万近いんですね。だから入札価格が低いのはいいんですけども、最初の見積もりがどうだったのかというようなことをちょっとお伺いしておきたいと。安ければいいんですけども、やはり最初の見積価格というのが、普通は大体その辺に近づいてくる可能性があるんですけども、どのようにされたのか。

それから、関連して財政課長にお伺いしますが、今度政権が変わって地域活性化・経済危機対策で補正を、国が21年度組んで、民主党は停止せいかというように、これは交付金事業で決まっているわけですけども。何かそういう指示が国、県のほうから来ているものかどうか。結局まだ未執行の部分が多分あると思うんですけども。その辺の指示が来てるかどうかというのを伺いしておきたいというふうに思います。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

見積もりにつきましては、一応、いすゞのほうから最初予算の査定の段階でとったわけですけど、そのときには見積価格が全部で1,036万ぐらいでした。その約0.95掛け、見積もりの大体95掛けでしますので、それらを含めて予算の中ではしたわけですけど、落札率が約71分でご覧でございますが、当然この中にも辞退は3業者がされてますが、その中で私たちが見積もりをとった中ではこれだけの金額でしたけど、競争原理が働いたということであると思います。

○財政課長（下市 真義君）

政権が変わったがどうかということでございますが、16日、臨時国会が召集されるということで、そこから新しい政権のスタートかなというように思ってますが、現在のところそういったいわゆる基金等の凍結とか一切指示は来ておりません。

○麥田 博稔議員

今の見積価格について、我々は素人で全然判らないわけです。どっかに尋ねられて見積もりをつくれるんですが、非常に競争原理が働いて71分はいいんですけども、これが反対に俗に言われる談合とまではいきませんが、そういうのは今厳しいということですけども。

これは各課に共通すると思うんですが、最初の見積もりはやはりしっかりとる必要があるのかなという感じがするんですけども、町長に今後、その辺の対応をどのようにお考えなのか。

安ければいいと我々は思うんですが、最初の見積価格、特に電算関係の場合なんかはもう完全に判らないわけですよね。来年度か再来年度に切りかえるというような問題もあるんですけども、その辺の最初の見積もりの取り方というか、基本的にどのようにお考えなのかお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

工事にいたしましても、こういった備品の購入にいたしましても、やっぱり厳正に見積もりをするというのが当然のことです。それに基づいて予算の措置をいたすわけでございますが。これについては、例えば備品等の専門的な分野につきましては、やはり専門業者のほうに聞いた上でしないと、なかなかおっしゃるとおり不明な点がございますので、その辺はしっかりと把握しながらやっていくというようなことでございます。

適正な入札ということで、こういう備品等については最低制限価格というのを設ける必要はないんですけども、製造とか工事の請負については最低制限価格というのををもって、極端にダンピングとかそういうことがないように、そういう決定もいたしております。

特に最近はこういう状況でございますから、その辺の最低制限価格も国がどんどんやっば上げようということになってきております。

例えば、予定価格と最低制限価格の幅が狭まってきているというような段階になっておりますので、非常に場合によっては低くとって最低制限価格よりも下回って、いわゆる2番札、3番札のほう花落札決定になるというような事例が発生をしておりますので、やはり今の状況というのは、非常にいろんな形で変わってきているというような状況であります。

○川口 憲男議員

建設課長、先ほどの楠木園議員の質問の中で、月の平均はまだ出てきてないということでした。地元要望も多少あるということでしたけれども、地元の清掃、年に2回ぐらいの清掃があって、町道整備とかいろんな通学路をしてくれというのがありますが、その中で、町道の場合差しかかりが多くて、高齢化も進み仕事が進んでいない現状で、ほとんど作業班の方で対応されていくと思うんですが。

例えば、集落なんかで土・日清掃するとしたときに、この高所作業車の利用価値ちゅうのが非常に高くなってくるんじゃないかと思うんですが、そこあたりの対応をどう考えてらっしゃるのか。町道、キロ数にして相当あるんですが、へき地に行けば行くほど高所作業車の利用価値ちゅうのは高くなってくるんですけども、作業班でどういような対応を考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

今現在、地元からも要望が来ているわけですけど、幹線道路とかそういう車の車両が多いところにつきましては早期に対応も、マイクロバスとか大型バスとか通る所もございますので、そういうところにつきましては、早急に対応していきたいということで考えております。

それと、あとの地元のほうがやっぱり道路の清掃をする場合は日曜日が多いです。結構、日曜日にも貸してくれという希望がありますけど、これにつきましては今まではしておりません。

というのが、作業班のほうがやっぱり土・日は休みなものですから。地元から要望をとった場合にそれだけ地元に加勢してくれるかということであれば、またその辺も土日、それから振休、それも考えながら作業班が運転するということであればいいと思います。

やっぱり地元に貸すということであれば、壊れた場合のそういう責任の所在がありますので、それはまた考えてしていきたいということで考えてます。

とにかくまた今からそういうところにつきましては現地で調査しながら、緊急度、そういうところの高いところからしていきたいということで考えているところでございます。

○川口 憲男議員

原則が今おっしゃるように地域に貸与というようなことはちょっとできないと思います。操作とかいろんなのがありまして、現在のいろんな作業を建設業の人たちがしてるのなんかでも、タイヤショベルの上に乗ったり、ダンプの上に乗ったり、地域もそういうことをしてますから非常に危険性があって。事故が今までなかったからいいようなものの、私が要望する中でも非常にそういうところがあって、我々も山に入るとって滑り落ちるちゅうような状態でチェンソーでしてます。

この高所作業車を町が保有することには相当意義があって、いいことであると思うんですけども、やっぱり作業班がフル活動できるような状態で、大概10年しますと差しかぶってくるような状況ですので、そこあたりの対応の仕方を月の作業状態がまだ判らないということでしたけど、優先して地元の要望が先なのかちゅうことも出てくると思いますので、そこあたりはやっぱり先ほど課長の説明どおり、優先度の高い路線の多い所からということでしたから、そこあたり見きわめて、全町内に機能が発揮できるようなシステムづくりをしていただきたいと要望しておきます。

○平八重光輝議員

高所作業は非常に便利でいい品物なんですけど、非常にまた危険の伴う車両でもあります。

そういう中で、現在のそれを扱われる予定の方々がそういう取り扱う訓練とか研修等を受けておられるものかどうか。もし受けておられなかったらそういう計画があるのかどうか。

非常に10メートル、私も11メートルのに乗って作業したこともありますけど、まっすぐ伸ばしたら非常に怖いです、高いです。それで自分は安全でもほかの車が飛び込んできて動かして落ちて死んだとか、いろんな事故も非常に多い作業車なんです。便利であるだけに危険なんです。下の地盤の強さとか、すべて確認しながら強固な倒れないような地盤を見つけたり、アームの角度も、最近は警報が出ますから大丈夫ですけども、高く伸ばしたときの角度とかいろいろありますが、それでも防ぎ得ない事故等もあるわけです。

そういうものについて、何か対処されているものかどうかお尋ねいたします。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

この高所作業車の場合は特別教育という講習が必要でございます。10メートル未満の場合は1日の講習でいいということでございまして、先日も職員、それから道路整備員講習を受けております。

そういうような形で講習を受けた者で修了証を持っていないといけない、そういうのがございますので、その人でないと高所作業車のほうは運転ができないということでございますので、作業班のほうはほとんどみんな講習を受けられまして修了証を受け取っておられますので、それらの方々の運転によって今後していきたいということで考えております。

○平八重光輝議員

訓練を受けておられるということですが、私も以前毎日取り扱うところにおりましたけれども、

できれば月曜日、朝一番に仕事が始まった一番に、慣れちゅうのが一番危ないので、いつもその取り扱いとかそういう安全面については、みんなで話しながら取り扱いながら続けていくというふうなことも考えていただいて、絶対事故は起こさないんだということでやっていただきたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第78号を採決します。お諮りします。「議案第78号 地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業（高所作業車）購入契約の締結について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第78号 地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業（高所作業車）購入契約の締結について」は可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね10時50分とします。10分程度休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。会議を再開します。

△日程第14「議案第79号 さつま町消防署救助工作車 （Ⅱ型）購入契約の締結について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第14「議案第79号 さつま町消防署救助工作車（Ⅱ型）購入契約の締結について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第79号 さつま町消防署救助工作車（Ⅱ型）購入契約の締結について」であります。

これは、さつま町消防署救助工作車（Ⅱ型）の購入契約を締結しようとするものであります。さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

す。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○消防長（田上 泉君）

それでは、「議案第79号 さつま町消防署救助工作車（Ⅱ型）購入契約の締結について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第79号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第79号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから、質疑を行います。ただいまの議案第79号について質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

消防長にお伺いしますけれども、先に災害対応の特殊水槽付きポンプ車、これが4,746万ですか、今度また6,400万ということで。これは緊急経済対策というようなことで購入が決まったわけですが。

一応この前の説明で、結局、平成6年に購入して15年経過ということで、2つだけで1億1,000万ぐらいかかっているわけです。それで消防機材というのは15年ぐらい、あと救急車両とかいろいろあると思うんですが、やはりこうなりますと財政的に、国・県は広域化を進めてますけれども、なかなか薩摩川内市のほうとうまくいってないということで広域化が進んでないんですけれども。

やはり消防機器というのは非常に高額になる予定だと思うんです。ですからその辺を考えたときに、今後のそういう機器の古いのがあって買い換えなければいけないとか、そういうものがあるのかどうか。もしなくても年次的に基金が何かつくってないと、一気に来たときに7,000万、8,000万という大変な金額になりますから、その辺をどのようにお考えなのかお伺いしておきたいというふうに思います。

○消防長（田上 泉君）

ただいまの議員の御指摘のとおり消防資機材につきましては、大変な多額を要するわけでありまして、私どもといたしましては、平成22年度から5カ年の施設整備計画を一応作成をしております。

そうした中で、今回このような形で臨時交付金の充当によりまして工作車が整備されるということで大変ありがたく思っているわけでありまして、今後の予定といたしましては高規格救急車が平成22年度と29年度に予定をしております。

それから、来月になりますけどまた資機材搬送車の購入を計画いたしているところでして、そのほか通信司令施設の更新が目前に控えておりますので、大体それが終わりますと、おおむね一応の施設の整備というのが整うということになっております。

○麥田 博稔議員

5年計画でということですが、やはり5年経ちますと、すぐ10年というのは来ます。ですから、非常に国・県が進めている広域化がうまくいけばいいんですけれども、やはりいかなるときを考えると、町民の安心・安全ということを考えますと、新しい機材ということになると思うん

です。

新しい機材になっても今度は先ほどもちょっとありましたけれども、職員の訓練とか、その辺をやらないと新しい機材でも使いこなすことができるかどうか、というのが非常に問題になってくると思うんですけれども、その辺を人材を含めてどのようにお考えなのかを、基本的な考えでいいです。お伺いしておきたいと思います。

○消防長（田上 泉君）

先ほどの答弁の中で基金の関係について私が答弁を漏らしておりました。基金につきましては、そうした制度を構築することは大変重要であるというふうには認識いたしておまして、許されることならば、そうした基金づくりというのも導入して整備するのが一番望ましいというふうに思っておりますし、県内のある本部におきましてはそうした基金制度を導入しているところもあるというふうなことも聞いておりますので、今後の参考にさせていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目の職員の研修、人材の関係でございますが、これについては当然こうした高度な機材を取り扱うということになりますと、それなりの技術が必要でありますので、これについては年度計画をもって今までも養成をしてきておりますし、今後もそうした人材の育成については計画的に進めてまいりたいと、このように思っております。

○麥田 博稔議員

広域化が進んでもやはり拠出金というか、そういう機材を買いかえるときには各町村に負担が求められると思うんです。ですから、その辺は非常に重要なことになるんじゃないかと思います。

町長、お伺いしますけど、やはり私はこういう町民の安全・安心、危機管理監も置かれたわけですが、やはり機材というのは新しい機材がどんどん出てきます。

そうなるとやはり町民の、くどくなりますが安心・安全のためには、その辺のこと非常に重要になってくると。財政的に厳しい中ですが、少しずつでも、今消防長も言われましたけれども、基金でもつくって、使い勝手は悪くなりますけれども、やはりそういう対応のために、一つには災害基金というんですか、あれも7,000万ですか、一応積まれていますけど、やはりその辺をリンクさせて基金条例の改正も必要になるかもしれませんけれども、その辺まで一括含めてそういうのを、どっちかに使えるようにということは考えられないものかどうか。基本的な考えで結構ですが、お伺いしておきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

消防等についても高額な資機材を要するというようなことで、今ありましたとおり年次計画を立てながら、それにあわせて財政についても対応していくということが大事でございます。

おっしゃるとおり基金をつくらせて対応していきましたら、円滑な更新もできるんじゃないかと思っておりますけれども。

それぞれやっぱ目的ごとに基金をつくるようになりますと、非常に事務的な問題もありますから。今、財政調整基金というのが、いわゆる経済のいろんな変動なり、あるいはこういった臨時、突発的なこういう高額な財政需要の場合のために財政調整基金というのがあるわけですから、その中でできるだけそういう財調のほうに財政の余裕を見つけながら積み立てをしていく、そういう努力は必要かと思っておりますので、今後は節減と同時に行政改革も今後必要に応じて進めるということにしておりますので、そういう財源で余裕が出ましたらできるだけ財調のほうに積み立てて、今後のいろんな追加財政需要、臨時的なものには十分対応できるようにしていきたいと、このように考えております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決します。お諮りします。「議案第79号 さつま町消防署救助工作車（Ⅱ型）購入契約の締結について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第79号 さつま町消防署救助工作車（Ⅱ型）購入契約の締結について」は可決されました。

△日程第15「陳情について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第15「陳情について」であります。

本日まで受理した陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。9月17日は午前9時30分から本会議を開き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前11時06分

平成21年第8回さつま町議会定例会

第 2 日

平成21年9月17日

平成 21 年 第 8 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 21 年 9 月 17 日（第 2 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(1) 森 山 大	1 町長の選挙公約（マニフェスト）の推進について (1) 今後どのように具体的に政策化していくのか (2) 工程表を作り示す考えはないか (3) 町民への周知をどのようにしていくのか 2 荒瀬地区の産業廃棄物処理施設問題について (1) これまでの経緯について町長の見解を伺う (2) 課題解決のために、今後どのような取り組みをしていくか伺う
2	(14) 内 田 芳 博	1 笑顔がでる農業を (1) 政権交代によって農業の戸別所得補償制度、高速道路の無料化（段階的）、ガソリン税の暫定税率廃止など、農産物生産の再生と農業による内需拡大を図るための体制づくりが必要と考えるが、その施策は (2) 地方はますます疲弊し若者、実年層、高齢者は雇用の場がなく悲鳴を上げている。 地方でできる対策として、特に実年層と高齢者の雇用を農産物生産で対策を図るべきと考えるが見解を伺う 2 各種推進事業の研修会等の有料化について (1) 各種推進事業で講師を招く研修会等は有料化することも必要と考えるが見解を伺う
3	(8) 平 田 昇	1 地方分権と地方財政について (1) 国のこれまでの分権推進と地方に対する財政政策に、町長はどのような見解を持っているか 2 入札のあり方について (1) 本町は、全国の先進的自治体にならない入札改革に取り組むべきである。町長の見解を伺う
4	(5) 川 口 憲 男	1 限界集落の対策は (1) 高齢化の著しい進展と急激な人口減少が危惧される中で、豊かな自然環境を守り育てながら後世へ伝えていく地域住民による取

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		り組みは、まちづくりを進めるために欠かせないものである。これは、町長のマニフェストの一言である。 中山間地（限界集落）として人口減が進む中、地域窓口職員の配置や集落合併の推進など、これまでも多くの施策を講じられている。しかし、今なお若者の流出・少子高齢化は進み、中山間地対策は大きな課題であると思う。 町長の思いにある地域の発展なくして町の発展はないという視点に立った実効ある取り組みについて、町長の思いと施策を伺う
5	(11) 内之倉 成功	1 心身障害者対策について (1) 心身障害者の保護者は高齢化が急激に進んでおり、保護者のいない心身障害者の対策を急ぐ必要があると思われるが、町長の考えを伺う (2) 県内には心身障害者の施設が数多くあるが、希望者全員が入れる状況ではなく待機者も多くなっている。本町における施設拡充等を検討できないか伺う 2 環境対策について (1) これまで豚舎建設や産業廃棄物処理などについて町政を質してきたが、環境被害についての苦情を聞く。今後の対策はどのようなになっているのか伺う
6	(10) 岩 元 涼一	1 自主防災組織について (1) 本町の自主防災組織の現状と課題について町長はどのように考えているか 2 総合支所庁舎について (1) 鶴田総合支所庁舎及び薩摩総合支所庁舎の今後の活用策について、町長はどのように考えているか
7	(4) 米 丸 文武	1 有害鳥獣対策について (1) 先の6月定例議会の中で有害鳥獣対策についての一般質問に対し、猟友会と協力し捕獲推進を図り、あわせて農家の自発的捕獲の促進と鳥獣被害防止計画を作成し、防止・捕獲の両面から取り組むとの答弁があった。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		今年も収穫の時期を迎えようとしており、農産物等の被害が懸念される。鳥獣被害防止計画の作成状況はどのようなになっているか

平成21年第8回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成21年9月17日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森 山 大 議員	2番 東 哲 雄 議員
3番 麥 田 博 稔 議員	4番 米 丸 文 武 議員
5番 川 口 憲 男 議員	6番 新 改 秀 作 議員
7番 平八重 光 輝 議員	8番 平 田 昇 議員
9番 舟 倉 武 則 議員	10番 岩 元 涼 一 議員
11番 内之倉 成 功 議員	12番 柏 木 幸 平 議員
13番 楠木園 洋 一 議員	14番 内 田 芳 博 議員
15番 桑 園 憲 一 議員	16番 市 來 修 議員
17番 新 改 幸 一 議員	18番 木 下 敬 子 議員
19番 木 下 賢 治 議員	20番 中 尾 正 男 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 王子野 建 男 君	議事係 長 丸 田 忠 君
議事係 主幹 平木場 達 郎 君	議事係 主査 垣 内 浩 隆 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日 高 政 勝 君	教 育 長 東 修 一 君
副 町 長 和 気 純 治 君	耕地林業課長 山 口 良 一 君
企画広報課長 中 村 慎 一 君	担い手育成支援室長 小椎八重 廣樹 君
福祉課長 二階堂 清 一 君	農 政 課 長 赤 崎 敬一郎 君
すこやか長寿課長 平 田 孝 一 君	
環 境 課 長 日當瀬 修 二 君	
総 務 課 長 湯 下 吉 郎 君	
財 政 課 長 下 市 真 義 君	
危機管理監 松 尾 英 行 君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

ただいまから平成21年第8回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って発言を許可します。

まず、1番、森山大議員の発言を許します。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

おはようございます。質問通告に従い質問をいたします。

まず、1点目の町長の選挙公約（マニフェスト）の推進についてであります。

皆様御承知のように、先月8月30日に政権選択を最大の争点に衆議院議員選挙が行われました。その結果は、全国的に民主党旋風が吹き荒れ、改選前の115議席から308議席を獲得し、民主党が歴史的な大勝利に終わりました。

一方、自民党は歴史的な惨敗を喫し、結党以来初めて衆議院第一党から転落し、政権が交代することになりました。今回の選挙は、各政党ともそれぞれマニフェストをもって有権者に支持を訴えるマニフェスト選挙とも言われました。

また、本町においても4月19日執行された町長選挙において日高町長は、3つの基本姿勢と4つの重点施策を柱とするマニフェストを掲げ選挙戦を戦い、みごとに当選されました。

マニフェストの内容を見ますと、本町の抱える課題に適切に対応し、町民に夢と希望の持てるすばらしいマニフェストであるとの町民の評価も聞きました。

このようにマニフェストを掲げて当選した以上は、それを確実に実行する責務が町長にはありますし、町民もその実現を期待していると思います。

そこで私は、町長の選挙公約（マニフェスト）の推進について、次の3点についてお尋ねをいたします。

1点目は、選挙公約（マニフェスト）を今後どのように具体的に政策化していかれるのかお伺いをいたします。

2点目は、掲げられた政策において財源の問題があったり、準備や相手との調整に時間がかかったりして、すべてをすぐに実行できるものばかりではないと考えます。

そうであれば、それぞれの事務事業をいつからどのように実施するのかという工程表をつくり、町民に示す考えはないかお伺いをいたします。

3点目は、マニフェストに掲げられた政策の中には、町民の理解と協力がなければ進められない事業もあると思います。

実はこの前、文教厚生常任委員会で熊本の御船町に所管事務調査に行きました。御船町の町長は、マニフェストを掲げて町民と徹底した対応を進められ、すばらしい成果を上げておられました。

本町においても町長は現在、各地区において町政座談会をされているようですが、その中で町

長のマニフェストを訴えられて町民の理解と協力を得られるようにされたいかがでしょうか。

次に、2問目の荒瀬地区の産廃廃棄物処理場問題についてお尋ねをいたします。

この問題については、私が町議会議員選挙に立候補を決意したときから荒瀬地区の多くの方々から、この問題を何とか解決してほしいと要請を受けました。

また、先輩議員である平田議員や内之倉議員がこれまでこの議会の場で質問をされてきており、私もその会議録を見させてもらいました。

それによりますと、許認可権は県にあって町は直接的には関知していない。水質検査をしたが分析の結果問題はなかった。汚濁水は汚水でもなく公害を及ぼすほどのものでもない。RPF固形燃料の施設は水を使わないから、水質汚濁などの発生リスクは極めて少ない。水を出さないから関係地域はない。このような内容を前井上町長は答弁されています。

先週の土曜日、12日に久しぶりに山崎地区にはまとまった雨が降りました。そのとき地区の方々が、排水溝の所で排水を確認されたら、真っ黒く濁った水が流れ出ていたとのことであります。地区の方がその水と写真を撮って私のところに持ってこられました。これが（資料を示す）町長、濁った水でございます。ここに（写真を示す）写真も撮ってございます。町長もあとでこの写真と水を見ていただきたいと思います。

産廃施設から出る汚濁水問題については、荒瀬地区の方々は早急な解決を願っておられます。そこで町長に次の2点をお尋ねいたします。

1点目は、この荒瀬地区の産業廃棄物処理場問題についてのこれまでの経緯をどのように理解されているのかお尋ねをいたします。

2点目は、この産廃問題は何も解決しておりません。今後問題解決のために、どのような取り組みをなされるお考えかお伺いをして、私の1回目の質問を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

森山大議員から質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、町長の選挙公約（マニフェスト）の推進についてのお尋ねでございますが、今後どのように具体的に政策化していくのかということでございますが、就任当初以来、課長会等を通じまして、このことについては指示を行いまして、早速、庁舎の案内サービス、あるいは公用車黒塗りの売却など、可能なものについては早急に取り組みをいたしたところでございますし、条例改正あるいは補正等を伴う事業等につきましても、6月議会で所信を述べた中で非常に対応をいたしたところでございます。

また、これらの取り組みを含めまして、現在マニフェストの推進に係る関連事業すべてについて、企画書の作成を全課に指示をいたしているところでありますので、今後はこの内容に関する検証と評価を行いまして、政策の推進につなげていきたいと考えております。

次に、工程表をつくり示す考えはないかとのことであります。

このマニフェストに掲げました各種政策を推進するために、先に述べました関連事業等についてプラン、いわゆる計画、企画をします。そしてドゥ、実施をする。そしてチェックをする、いわゆる検証評価をしていく。その上でアクション、いわゆる見直しをします、そういう循環サイクルを確立しまして、進行管理に努めていきたいと考えているところであります。

工程表につきましては、この循環のワンサイクルを約1年間に置きかえて考えていただきたいと思いますところでございます。

次に、町民への周知をどのようにしていくのかとのことでありますが、御提言にありましたと

おり、現在、各地区に公民館ごとの町政座談会を行っております。そのほか各種団体等の皆さん方との意見交換の場というものも設けておりますので、そういう機会を通じまして直接町民の皆様方にマニフェストの関連事業の説明をいたしまして、理解を求めているところであります。

また、先の循環サイクルによります事業等の進行管理を行うことによりまして、事業の現状等が把握できますので、マニフェストの達成状況、あるいは進捗状況、先ほどの工程表につきましても時期を見ながら町の広報紙、あるいはホームページ等を通じまして、町民へ広く公表をしていきたいと考えているところであります。

次に、荒瀬地区の産業廃棄物処理施設の問題についてでございますが、これまでの経緯について町長の見解を伺うということでございます。

産業廃棄物処理施設の濁水の問題でございますが、この施設は当初は産業廃棄物の積替え保管という形態で操業を始められております。これは廃棄物処理ではないため許可を要しないと、必要としないということで、既に県から産業廃棄物収集運搬業の許可を受けておりました業者が県に届けをいたしまして操業をいたしたものでありまして、事前協議は必要としないで設置をされております。

その後、計画されましたRPF、いわゆる固形燃料製造につきましては、産廃の中間処理施設となるために県の許可が必要になったということで、事前協議書の提出が県になされまして、県のほうから町に対しまして意見書を求められたところでございます。

町としましては、RPF製造に当たっては水の使用はないということから関係地域は設定しないと回答をした経緯があるようでございます。その後、RPFの製造が許可をされております。

これまでの手続に関しましては問題はなかったかと考えますが、操業当初から濁水の苦情が地元からあったために県と連携しまして、ろ過装置の設置、排水水の再処理、再利用、屋根の修復などの改善指導をいたしまして、業者側もそれらの措置をまいりましたけども、雨天時に濁水が流れており、全面的な解決に至っていないという状況にございます。

私は就任後、間もなくしましてから同施設を訪問いたしまして、直接社長等にお会いをいたしまして、場内の整理の状況とか、あるいは現況を見た上で、社長の役員等に対しまして場内の整備とか、あるいは雨天時の濁水等については流出防止に万全を期するようということで、要請をいたしたところでございます。

そのときも下流のそういった荒瀬地区の川とか用水の所も見ただけでございますが、確かにそういう状況も見受けられたということを感じております。そのようなことがありましたので、就任後間もなくしてから、そのような要請をいたした経緯がございます。

実は、副町長も最近また環境課の職員と出向きまして、たまたまオーナーもおいでであったということでございますので、できましたら屋根をかけていただくような措置も考えていただきたいというようなことも要請をいたしてございまして、これについては早急にはできないけれども、そのような対処については考えていきたいというようなことであったようでございます。

今後におきましては、屋根に降った雨水と場内の雨水を分離して、強い雨が降っても十分にろ過できるような対策、いわゆる屋根に降った雨というのがきれいな雨でございますからその雨は直接やっぱり流せるということでありますが、場内に降った雨というのがやっぱりいろんな処理のために汚水が出やすいということですから、その分はやっぱりろ過後にちゃんと通してやっぱりきれいな水として流すと、そういうシステムができないかということも要請をいたしているところでございます。

今後もやはり保健所とか県の廃棄物リサイクル対策課、こういうところとも十分な連携をとりまして、そういう極端な汚水が出るような場合については、連携をとって改善の措置の手続をと

ってまいりたいと思っているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○森山 大議員

町長から答弁をいただきましたが、2回目の質問をさせていただきます。

1点目の町長の選挙公約（マニフェスト）の推進についてであります。既に実行も移された事業もあると。それで就任早々から町長自らリーダーシップを発揮して積極的な取り組みをされているという答弁でございました。これに対しては非常に評価をいたします。

また、町政座談会の中でも説明をされ、理解を求められているということで、一応は了解をいたしました。

ただ全体的には、まだこれから検討をしていくというような答弁もありました。それからプラン・ドゥ・チェック・アクションと4つのサイクルで企画・実施・検証・評価・見直し、このサイクルで事業を進められるということですので、それにも期待をいたします。

ただ、工程表のことについて民主党のマニフェストの工程表を見ますと、例えば、子ども手当は政権獲得後の初年度に当たる平成22年度から半額を。平成24年度以降は全額を支給するとか。高速道路の無料化は初年度から路線を選んで順次実施し、平成24年度からは都市部の一部を除く全路線で行うと。また、農業の所得補償制度も平成24年度から実施をするなど、事業の開始年度を示しておりますが、日高町長のマニフェストでは、そのような工程表はつくられるお考えはないのかお伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

確かに全体像を把握する、そしてまた具体的な実現の方向をやっぱり明確に理解をしていただくということになりますと、当然御指摘ありますように工程表というのは必要でありますので、今後、今各課にそれぞれ指示をいたしております中に工程表も当然示すようにということで内容的にはなっております。

実施の年度なり、そしてまた財源的なものも当然必要でございますので、その辺が公約についてはいつの時点でどの程度、そしてまたどういう期間で実施できるか、財源的にはどうかということも含めて、そういった工程表を作成して明らかにしていきたいと思っております。

○森山 大議員

町長にマニフェストの件でもう一つお尋ねしたいのは、今回の選挙で政権交代がございました。きのう新しい閣僚も誕生いたしました。民主党がこれから政権を担うわけですが、民主党が掲げたマニフェスト、これについてもこれから具体的な話になってくると思いますが、現在の時点で政権交代によって、本町にどのような影響が出てくるのか。これからいろいろなことが出てくると思いますが、今の時点で予測されているものがあれば答弁をお願いしたい。

○町長（日高 政勝君）

民主党が政権をとるに当たってマニフェストというのを出示しております。それについてもここに政策集というのをずっと目を通しておりますけども、まだ具体的にどうすると、いわゆる基本的な考え方を示したところでありまして、例えば分権についても地方については権限も相当おろしていきます。

そしてまた、財源についても補助金とかそういうものをなくして、地方が自由に使えるように一括補助金に切りかえていきますとか、そういう地方にとってはやりやすいような訴え方をしておりますが、要はこれから具体的財源というのが今まで交付税、補助金をもらった財源が総枠の中で増えていくのか減っていくのか、それが今のところ全く判りませんので、そういうものが仮に今のうたい方であると、非常に重点的に地方を考えてありますから、その辺の見方というのが

具体的に財源がどのような形で、今までの財源の枠から増える可能性が出てくるのかとなれば非常にありがたいことですが、まだ具体的には額的なものが示されておりませんし、今後、来年度予算の中から具体的に出てくるのかなという期待もいたしておりますが、今のところは、この状況を見るところでしか判断ができないというところでございます。

○森山 大議員

マニフェストの件については、これからの問題ということですので一応了解をいたします。

次に、荒瀬地区の産業廃棄物処理場問題についてですが、先ほど町長の答弁の中で、就任間もなく施設を訪問され、そして社長等に会われて直接濁水等の流出防止を要請されたとのこと。この問題に対する町長の最初からの積極的な姿勢は非常に私も理解をいたします。

しかし、これまでの経緯の中で一番の問題は、やっぱり関係地域がないとした町の判断にあると私は考えているんですが、この件について町長はどのようにお考えなのか伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

当初、計画では結局、水を全く使わないで処理するんだというような計画であって、実際、今も熱処理であって水を使ってないということでもありますから、これについては水が場外に流れないという、そういう理解で県のほうもそういうふう。私どもの意見を求められたときも、そういうことで回答があったんじゃないかと思っているところでございます。

したがって、今現実には雨が降ったときに、いわゆる大きな降雨があったときに、場内とかそういう所から流れるのか判りませんが、流下のほうにそういう濁水が確かにあるというような事実がありますので、その辺についてはその濁水というのが、どういう物であるかしつかり突きとめる必要がありますし、先ほど申し上げましたとおり、これはやっぱり下流のほうに流れないような措置というのは、当然必要じゃないかと思っておるところでございます。

○森山 大議員

水を出さない施設だから影響はないと、だから関係地域はないというような判断だったとのことお答えでございますけれども、結果的には私は水を出す施設であったと。そして、施設から出た水で被害が出ていると。やはり耕作不能水田があるという事実があるわけです。

そういうことは、結果的には荒瀬地区は関係地域であったということになると思うんですが、再度この点について町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

当初の計画段階で今申し上げましたとおり、とにかく水は使わないんだと、そういう処理の構造になっているというようなことでございまして、そういう中での県からの照会というようなことで、そのような見解が出されたということございまして、その後はやっぱりRPFについては、産廃の中間処理施設だということ。県の許可が必要だというようなことでございまして、これらについても今申し上げましたようなことでの回答をされたというようなことになっておるようでございます。

現在も水を使っていないということがありますから、ただ場内に降った雨水によって流れるというようなことでもありますから、それらについては先ほど申し上げましたような、いろんな処理をする物体の物が雨に直接かからないような雨よけの施設、そしてまた場内については十分な清掃をして汚水が流れないような形。場内についてはできるだけ直接流せない、ろ過装置というのが4基ありますから、必ずそこを通して浄化した上で流していく。

このことがやっぱり大事でないかと思っておりますので、先ほど申し上げましたとおり浄化のサイクルというのを、屋根に降った雨と、それから場内に降る雨の流し方というのをサイクルを仕分けした形でできないかということも申し上げておりますし、屋根についてはやっぱりしっかり

と、できたら経費もかかるんでしょうけど、こちらから要望いたしておりますのは全天候型の雨にかからないような形で屋根がけをやっていただきたいと、そういう要望もたしておるところであります。

ただ、今のところでは会社としてはすぐにはできないけども、そういう方向も考えてるというようなことであるようでありますから、今後におきましてもその辺については、十分県とかも通じながら、改善要望については続けていきたいと思っているところであります。

○森山 大議員

1回目の質問でも言いましたように、荒瀬地区の方々は何とかこの問題を早急に解決してほしいと言われております。

実は私は先般、荒瀬地区の方々や町の環境課の職員の皆さんと始良地区にRPFの施設を見学に行きました。その施設は全天候型で、屋外に山積みされた廃棄物は一つもなかったんです。

雨水と工場排水は、別ルートで排水溝に入り処理をされていると、工場の専務さんのほうから説明を受けまして、そこも皆さん見られました。

荒瀬地区の方々もこのような施設であれば安心だと、皆さんがそう言われておりました。そこで、町長がこの問題解決に向かって、リーダーシップを発揮していただいて積極的な取り組みをされることを要請をしたいのですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

地元の荒瀬地区の皆さん方にとっては、非常に深刻な問題であると理解をいたしておりますので、こういう汚水がもう絶対できれば流れないような措置というのは、今後もやはり業者のほうに対しては要望。直接的には改善指導ということは町としてはできませんけれども、やっぱそういう町民が立場から考えますと、行政としては当然そういう気持ちに立って進めていくということが大事でありますので、環境的な面というのは大事でありますから、県なりそういうところに対しては強く要請をしていきたいと思っております。

○森山 大議員

先ほどの答弁の中で町長のほうから県や保健所と連携して施設改善の要請を、ただいまの答弁の中でされるということですので、一日も早くこの問題が解決されることを願いまして私の質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

これで森山議員の質問を終わります。

次は、14番、内田芳博議員の発言を許します。

〔内田 芳博議員登壇〕

○内田 芳博議員

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

政権交代が農業に明るい兆しを与えたことに対し質問をいたします。

1、笑顔がでる農業。政権交代によって農業の戸別所得補償制度、高速道路の無料化（段階的に）、ガソリン税の暫定税率廃止など、農産物生産の再生と農業による内需拡大を図るための体制づくりが必要かと考えます。その施策をお伺いしたいと思います。

次に、地方はますます疲弊し、若者、実年層、高齢者は雇用の場がなく悲鳴を上げている現状であります。地方でできる対策として、特に実年層と高齢者の雇用を農産物生産で対策を図るべきではないかと考えますが、この点についての町長の見解をお伺いいたします。

次に、見出しの2番目でございますが、各種推進事業の研修会等の有料化についてであります。各種推進事業で講師を招く研修会等は有料化することも必要と考えますが、この件について町

長の見解をお伺いいたします。1回目の質問を終わります。

〔内田 芳博議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

内田芳博議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、初めの笑顔がでる農業をということでございます。

今回の民主党の政権の公約にありますように、農業の戸別所得補償制度、高速道路の無料化、ガソリン税の暫定税率廃止など、こういった新たな政策が打ち出されているところでございます。こういうことに関連をしまして、いわゆる農業の振興をどういうふうに図っていくか、そういった政策を聞きたいというようなことでございます。

これらにつきましては、確かに農業の面においても有利に働くという面もあるかと思っておりますけれども、具体的にどのように今の段階で進めていくかということについては、まだ政策が具体的に出てきてない段階で、町においての農業振興をこれに関連づけて、具体的にすることについては、今のところまだ暗中模索の段階であります。これについては率直に申し上げたいと思っております。

今、本町の農業につきましても御承知のとおり耕地面積というのは3,390ヘクタールございますけれども、水田が2,290ヘクタールということで、主に古来から水田を中心とした農業が営まれてきているわけでございます。

近年、米の関係についても非常に価格が低迷をいたしておりますし、いわゆる1等米比率についても非常に低下をしてきておりまして、米農家についても非常に打撃があるわけでございまして、今新たな品種についての研究もされているというようなことでございます。

町といたしましても、こういった水田における所得向上、米以外の優良な作物の振興を図っていくということも大事でありますし、やはり今水田の中で産地づくり交付金というのを交付をしながら、いわゆるカボチャ、サトイモ、ゴボウ等の米にかわるような優良な作物の振興を図っていくということでございまして、とにかくいろんなことを模索しながら農業の所得向上に努めているところでございます。

今後におきましても、私も政策の大きな柱の中に何といたしましても第一次産業の農林業の振興、そしてまた商業の関係もありますが、こういった産業の振興を図っていくことがこの町の活力になるんだというふうに思っておりますので、とにかく今の現状からいたしますと担い手が不足するというようなこともありますので、認定農業者の育成とか、あるいは集落営農のさらなる推進とかこういうことを考えながら、また、今後国が新たに打ち出すような対策について、農業の戸別所得補償、いわゆる販売をして生産よりも低くなった場合はそれを補償するということがありますし、その辺の取り組みがどういう形になるのか。

そしてまた高速道路の無料化については、例えば本町の農産物を輸送に乗せて高速であっちこっち都心に販売していくという方法もありましようけれども、そういうことの仕組みづくり、そういうこと等については今後いろんな政策を絡ませながら、そしてまたJAとか関係機関等とも十分協議をした上でどういう形が有効的な農業振興になるのかということも見きわめながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

それから、2番目の地方の若者、実年層、高齢者、いわゆる雇用の場がなくて悲鳴を上げていると、地方でできる対策をということでございます。

高齢者の雇用を農産物生産で対策を図るべきではないかというようなことでございますが、今非常に景気が後退をいたしまして、もう全国いわゆる雇用の対策というのが大きな命題になって

いるわけでございます。

本町におきまして、ハローワークの有効求人倍率というのが1月から3月が一番底でありまして、出水市に次いでさつま町のハローワークが雇用率が悪いと。いわゆる有効求人倍率が低いということで、0.25であったということでお伺いしておりますけれども、つい先日またハローワークにお伺いしましていろいろ話を伺いますと、若干町内の企業においても半導体等を中心に雇用が伸びるというようなことでございまして、今0.35まで回復をしてくれているというような状況でございます。

そういうことで農家の関係についても、御承知のとおり農家戸数というのが平成12年の農林業センサスに比べまして、平成17年度というのは322戸減少いたしております、3,112戸までなっておるわけでございます。

専業農家数におきましては、平成12年に比べますと平成17年度はわずかではありますけれども微増という形になっておるところでございます。会社を定年でやめられた方なんかは農業に就農されるというようなことで、若干の伸びがあるというふうに考えているところでございます。

雇用についての質問でありますけれども、農業分野における就労については、自らが農業を営んで働く就労と、一方では農業関係の経営体に就いて働く、そういった就労が考えられるかと思っております。

その中で町におきましては、定年を迎えられた方や高齢農業者が生きがいを持った農業をやる方向への支援として、現在、雨よけ施設のビニールハウスの活用によって野菜栽培等を初めとした少量他品目の生産をしていただいて、こういう直売所もあっちこっちありますから、そういう所に出していただいて生きがい農業をしていただきたいと、こういう雇用の対策も考えているところでございます。

これまで取り組まれた方々については、そういう取り扱いをしてもらっておりますけれども、今後におきましても有機栽培の研修会とか、あるいは栽培技術を身につけたそういう方々については、さらにまた充実したものになるように一緒になって進めていきたいと思っているところでございます。

これまでの農家の中での雇用というのは、農業生産法人の中で一応雇用をしていただいたところもございます。養豚の関係とか養鶏の関係、あるいはまた畜産の関係、梅の関係とか、あるいは洋蘭の関係、こういったところで新規就農をしていただいたということがございますので、今後におきましても、現在進めております集落営農というのが確実に拡充していくということになりますと、そういう中で新たな雇用というのが発生をしていくんじゃないかという期待もございますので、これについては引き続き推進をしてまいりたいと思っているところであります。

各種推進事業で講師を招く研修会等は有料化することはということでございますけれども、各種団体等が実施をしております研修会等で講師等を招き、定期的に実施をしております主なものについては、これまで生涯学習のほうが家庭教育学級、人権フェスタ、町民大会などがございます。また、専門的な分野におけます研修会では関係者からの要望を受けまして随時実施しているもの、あるいは国、県の補助を受けて実施しているものがございます。

講師を招いて行う研修会等の有料化につきましては、特に専門的な分野において実施される研修会については、受講者の自己研さんを図る目的のものであることを踏まえ、それぞれ相応の負担をすべきと考えております。

このことによりまして研修会等に臨む意識というのも当然変わってきますし、研修効果も上がってくるんじゃないかというふうに考えております。

現在実施しているもので一例を挙げますと、生涯学習講座事業などの講師料などについては、

原則受講者が負担をして開催をしていただいているというようなことでございます。

一方、町主催の町民大会、あるいは人権フェスタなど幅広く多くの町民の方々に呼びかけて参加をしていただくような行事等につきましては、事業の趣旨などを考慮しますときに参加料等の徴収というのは考えていないところでございます。

興行的なものということになりますと当然入場料ということになりますけれども、通常、町が広く町民の皆さん方に呼びかけて参加をして、いろんな催しをする場合には特に有料ということまではやっていないということでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○内田 芳博議員

農産物関係についてであります。日本の人口は東京から大阪に50％、残りの50％が列島に点在しております。政権交代の政策で地方が一番注目するのは、農業の戸別所得補償制度、高速道路の無料化、ガソリン税の暫定税率廃止であります。

過去に流通のコスト、農産物価格不安定が農業に与えた影響は農業を疲弊させ、そして、農家自身が農業をなくし、その農業の魅力を失ったところであります。

意欲を失った農業に政策転換は、再度農業の意欲を与え、新たな政策に期待が示されているところであります。この政策に期待をし地域の活力と再生の基盤を図るべきだと、このように考えます。

農村部の地域は、沈没か上昇か、上昇するには何が必要かという重大な局面に来ていることを地域が教えているところであります。町民は厳しい現状を見て地域をいけんかせんにやいかんと、これじゃいかんと町民の皆さんがだれでも考えるところではないでしょうか。

執行部、議会、町民、一致結束して、この窮地を救う対策をしなければ、地域の再生はないのではないかと私は考えます。

地域でできることは地域で取り組み、そのことが重要であります。今の農業を生かすことは、無理難題という言葉をよくお聞きします。そのことも事実であろうと思います。

しかし、難題を成功させる導きをし、農家の方々の喜ぶ顔を見ることを求めて、できる時にできる人ができることをやる、そのことが地域に意欲を与え地域を生き返らせ、そして、その還元をしなければならぬのではないかと、このように考えます。

農産物の選定、ブランド品への取り組み、販売販路等の拡大の問題、課題は山積しますが、一つ一つを解決して農業への取り組みに希望を与えるべきではないでしょうか。

農家は、1回目の作物で収益を上げないと必ずあきらめます。1回目の作物が勝負でありますので、このことを十分踏まえて体制づくりをしていただきたいと思います。この点について町長の見解を求めます。

○町長（日高 政勝君）

農業の振興につきましては先ほどから申し述べておりますとおり、もうとにかくこのまちは第一次産業が基幹産業だということで位置づけをいたしておりますし、そういう中で私も政策の中で、とにかく農林業中核都市を目指そうということで提唱をいたしているところであります。

つまり、本町には農業関係のいろんな県の機関、そしてまた国の機関、民主団体ございますので、そういう関係の機関と十分な連携をとって、本当にこのまちの農業の振興のために、統一した方向のもとで取り組んで、各農家の皆さん方が本当に生き生きと元気のある、おっしゃるとおりの笑顔が見えるような農業に向かって努力をしていかなければならないと思っております。

今後技連会というのもございますし、いろんな形でそういう連携を深めていきたいと思っております。

既に、県の振興局、それからＪＡともまた近く関係の部署と連絡の協議会を開く予定にいたしておりますので、具体的なそういう振興について話し合いをしながら、一定の方向に向かって努力をしてまいりたいと思っております。

○内田 芳博議員

いろいろ町長のほうから取り組む意欲の答弁をいただいたところでございますが、町長が町民と語る会で地域おこし、地域の再生と活力に農政の重大さを話し、農家に理解を求める推進を図られていることと思います。

農作物の消費地は関西関東の大都市が主体で、大量な出荷をし、その収益が農家の経営の主体であります。過去に、ミカン、イチゴ、トマトのブランドまで品物をつくり上げた実績がございます。

今は、世界経済の変化によって農業経済も行き詰まり、補償もなく、そのことが農家が農業に自信を失い、担い手、後継者不足問題を引き起こし、実年層、高齢者が農業の主体であります。

また、人口も減少し、その追い討ちを打ち、その結果が地域に支援をもたらし、再生する手段が必要であります。

これからの農業は、農家が自信を持てる農業の政策を示し、実現、実行のできる農業の再生を図るべきと考えます。

戦後、農業、公共事業、そして車社会、公務員等高度成長で隆盛した時代もあったわけですが、しかし今は経済の全体像が崩れ、輸出産業の悪化は国民に厳しい苦痛を与え、その厳しい体験が内需拡大の必要性和農業の自給率強く叫ばれ、農業の重要性を再度見直し、その取り組みが力説されるようになっている今日ではないかと、このように考えます。

農家が自信を持って作物の生産に取り組める体制を築き、政権交代による政策に期待をし、どんなことがあっても今度は農家の方々に笑顔ができるような、目指せる農作物をつくる体制をしっかりと私は基盤を築いていただきたいと。

そのことがなければ、さつま町のこの大きなまちが疲弊に疲弊していくと。人口も減っていくわけですから、これは執行部も議会も町民も自らがみんな知っていることですから、真剣に、そして、やはり力ある農政関係を築くべきではないかと、このように考えますが、この点について町長の見解をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

農家の皆さん方が、意欲を持って農業生産に取り組む、このことは非常に基本的な大事な部分でございますので、先ほども申し上げましたとおり関係機関一体となって、そういう方向に向かって努力をしてまいりたいと思っております。

中でも、今回の政権によりまして出されております農業者戸別所得補償制度、これも米、麦、大豆などの販売価格が生産費を下回る農産物については補償をしていくんだというようなことでございますし、やはりこの食料自給率を高めるという一環でもあるということとなっておりますので、こういった生産数量目標に即した生産を行うということになりますと、その辺の具体的な進め方というのが出てまいるかと思っておりますので、その辺も踏まえた上で関係機関十分協議の上進めてまいりたいと思っております。

○内田 芳博議員

農業関係の次は、雇用関係について質問させていただきますが、今回の経済悪化がもたらした生活圏への厳しい悪影響は、失業率も最低で、国も対策は示されましたが、地方にはその効果がまだまだ目に見えてきてはおりません。

本町も、川内川の激特工事等の仕事がありますので仕事があるようには見えますが、全体的に

は失業率と給料等の面で非常に厳しく、現状の仕事を守っていくことが精一杯ではなかろうかと考えます。

国も地方も輸出産業が主体で、地方は協力会社が主体であります。低所得者が多く、生活の向上率は変わらず、一方内需拡大を図らなかったツケは厳しく、その余波は、農村部は疲弊、町の中心部は衰退を引き起こし、建て直しが見えないのも事実であります。

今回の政権交代は、農村部、市街地を見直すよい機会と厳しく受けとめて、実年層、高齢者の雇用の場の対策として、農産物の生産で1日2,000円でも3,000円でも収益なればよいのではないかと、即高収益は難しいのではなかろうかと考えます。

実年層、高齢者の方々は過去に経験をし、それを生かし農業の心得もあるので、即戦力になるのではなかろうかと考えます。実年層と高齢者に働く希望を与える、よみがえる地域づくりに力を貸していただくときではなかろうかと、このように考えます。

できるものなら、大都市への出荷、輸送の件は制度的な問題もあると思いますが、公共事業も年々減少が続き、会社を持続するには今後は厳しい時代が来るのではないかと予測をいたします。輸送機関を新しい事業として取り組める会社は取り組み、販売販路の拡大にも努力をしていただけるものではないかと考えます。会社も、一部事業を輸送関係に転換し、若者の働く場への持続にもつなげていただきたいものだと考えます。真剣に、事業所も考えるときではなかろうかと考えます。

いろいろな方々の力を借りて、地域に地方に力づけをさせることが大事な時期ではないかと、このように考えますので町長の見解をお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

とにかく、実年者、高齢者の方が生きがい持って農業生産に取り組む、このことについては大事なことでございます。特にまた、本町の農業就業人口の7割という方々が65歳以上ということにありますので、こういう方々がやっぱり頑張っていかなければ農村全体の活力もないということでございますから、それについては十分配慮しながら、先ほど申し上げましたようなビニールハウス等、雨よけ施設等の活用しながら、生きがいを持って取り組んでいただくこういうことも必要じゃないかと思っておりますので、継続した取り組みを進めてまいりたいと思っております。

輸送の関係につきましては、確かにガソリン税の撤廃なり、あるいはこの暫定税率、高速等についても見直しをすると政権の考え方も出されております。そしてまた、高速料金も無料化をするというようなことでございますので、その辺の状況が実際全国の交通網の体系がどう変わっていくのかといことは十分見きわめた上で、やはりこの輸送の問題というのは当然コスト的には軽減になりますので、そういう販売の面においては有利な面に反映をするかと思っておりますけれども、その辺については今後の状況を十分見きわめた上で、いろんな研究も必要かと思っておりますので、そのようなことを考えて体制は進めてまいりたいと思っております。

○内田 芳博議員

この問題について重複する点もあるかもしれませんが、私は若い時に永野の池山農場で今は亡き県議の鶴菌先生が農場の関係祝賀会の祝辞のときに、開拓連の職員と農場の方々を目の前にして、農家の方々も全財産をつぎ込んで事業だと、この農場を黒字にできれば指導していただきたい、できなければ帰ってくれという厳しい言葉が職員にかけられました。事業と仕事の厳しさを目の前で学んだ日でありました。

農業ほど厳しい仕事はないと私も思うときもあります。老後の保障もなく、そして低額の年金だけ、親が子どもには農業はさせたくない、機械代を払うのに働くようなことだと厳しい言葉

が返ってくるときもあります。

しかし、今回の政策に農家が明るい兆しが見えつつあるこの時期、生かして地域再生と雇用の場をつくり出すことに対し、厳しい姿勢で取り組んでいただき、無理難題の事業を軌道に乗せることが私たちの仕事ではないでしょうか。

そのことに応えて、農家の方々を笑顔にするのが私たちではなかろうかと町長考えます。この件について、町長の決意をお伺いいたします。

それともう一つ付け加えますが、今テレビのNHK、BSで何回となく再放送がされておりますが、秩父の山奥で、そして傾斜の厳しい畑作農地で子どもをおやし、厳しい農業をされた老夫婦が、子ども方はまちに行き家をつくり住みついたと。帰ってきて農業をする人はいないと。

ですから夫婦して話し合って、1枚1枚その畑を原野に返そうと。ただで原野で返せば何の意味もないと。花を植えておれば通る人がだれかが見てくれるだろうと言って、老夫婦は花の苗をつくり、そして長年何十年と植え続けておられました。

それをNHKの取材班が何年かかかって取材をしておりましたが、道路の横にその老夫婦の2人が座っておられましたときに、この道路は私の畑の真ん中を通った道路だと。この道路が通ったおかげで集落に車が、バスが入ってくるようになったと。そして、私たちもまちに仕事に行けるようになった、楽しかったと。

何が一番楽しかったかというのは、日曜日が多くなったと。農業をしておれば日曜日がないと。農業は厳しかったと、そのおばあさんが本当に腹の底から言われましたが、しかし、自分が目標を持って取り組んできて、その目標を生かしたときのその厳しいという笑顔の中に非常に自信あふれた、年をとったおばあさんの姿に、非常にこう感銘を受けたNHKの再放送でしたが、そのことを考えたときに、人間は何でもやはり目標を持たせて、そして仕事をさせるというのが非常に重要なことではないかと。

そのことが必ず道を切り開くんだということを私は切実に感じましたが、町長の選挙ポスターでしたか、このまちの底力を出そうということが書いてあったと思いますが、今こそそういう底力を出していくときではないかと思えます。

先ほどから町長が言われますとおり、やはり今政権が交代したところでございますから、即政策が実現に来るとというのは難しいわけですけど、これが3カ月、半年、1年経つうちにはその透明性が出てくると思えます。それに向かってしっかりと準備をし、取り組み、そして地域の皆さん方にやはり希望を与えて、そして仕事の底力をつけさせるべきではないかとこのように考えますが、町長の見解をこの点についてお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

崇高な御質問でございます。なかなか明快な答弁ができるか判りませんが、とにかくやっぱり農業というのは国民の食料の生産という、非常に崇高な職業であるわけですから、そういうことに対して農家の皆さん方が意欲を持って、また所得が上がるように取り組みすることが大事であると思っておりますので、とにかく第一次産業としての、基幹産業としての位置づけをしっかりとしながら進めてまいりたいと思っております。

それから、目標を定めてということでございます。とにかく新しい政権になりましたので、これが具体的にこの地方において、この農業においてもどのようにやっぱり生かしていけるかということについては、十分な情報を的確に迅速にとりながら、この地域に応じた政策を進めてまいりたいと思っております。

○内田 芳博議員

次は、研修会等の有料についてでございますが、この問題にはやはり十人十色の考えがあると

考えます。課の方々の努力、役員の方々の努力は私も痛いほど判りますが、事業の内容を理解し浸透していただくために講師を招き、繰り返し啓蒙啓発をし、子育ての問題、高齢者の問題等、そして地域関係の研修会、推進事業を通じて明るいまちづくり、地域づくりに意欲を高揚していただくために取り組まれているわけですが、しかし、市街地でも山間部でも公民会が置かれている状況は、限界集落、不能集落、そして役員改選のときいろいろな問題が山積み、難しい局面を迎えていることもよく聞きます。

小さな集落は集落ほど、支え合って生活を守らなければならない事態が急速に近づいているのも事実かと考えます。真心を持って、真正面に向かい合って、いろいろな手助けをしていくボランティア的な方々をたくさん育てていただき、頑張っていていただく時期に入っているのではないかと思います。研修会等でたくさんの方々が集まり、事業は成功に見えるかもしれませんが、事業の内容は浸透しているかということではないでしょうか。

失礼な言葉ではありますが、一例を挙げますと、地域・地区で保健関係の健診等がよくありますが、ほとんどの方々が病院にかかっている方であります。本当の事業の成果が上がっているかという疑問を持つときもあります。統計調査にはなるとこのように考えます。

有料にしますと、今まで100人来た方も10人しか来られないかもしれません。参加者の数が減れば、果たして事業は根づいていたかということではないでしょうか。一概には言えませんけど。

本当に事業を理解していただいている方々は、有料でも喜んで来てくれると思います。そういう方々を今後は大事にし、たくさんの方を育てていくことが大事な時期だと考えます。年次的な取り組みがよいか、これからを考えて改革すべきではないかと考えます。

本町の5年先10年後を考えても、厳しい状況が予測されます。有料にして事業の理解をしていただき、真剣に真の支え合えることのできる方々を育てていく取り組みが必要な時期ではないかと、このように考えますが町長の見解をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

いろんな研修会さまざまございます。その中で、おっしゃるとおり必要なものについては繰り返し研修をする中で、そういうボランティアとか、あるいはいろんな人材が育成をされるというふうに考えておりますので、有料化する必要なものについては、今後やっぱり検討する、あるものについてはそういうことも必要ではないかと思っております。

今、生涯学習講座ということもやっておりますけども、そういうことについては有料も取り扱いもやっておりますが、とにかくおっしゃる趣旨については、やはりこれだけ世の中が進んでまいりますといろんな事象もありますので、お互いに助け合う共助の精神というのは非常に大事なことでございますので、その辺についてはまたいろんな形での研修というのは進めながら、必要なことについてはまた有料化についても検討はしていきたいと思っております。

○内田 芳博議員

この有料化については、非常に批判も多いのではなかろうかということも私も考えます。しかし、真剣に取り組んでいただける方々をつくるには有料化し、新しい組織と変革を求める時期と考えます。時代は大きく変化していくのではないのでしょうか。そのことに対応できる対策を構えて築く必要の大事さがあるのではないかと考えて、私はこのことについて一般質問させていただいたわけでございます。

町長も今、必要な場合はそういうことを考えるということですが、やはり時代はそういう、過疎地域は、東京から大阪間の間には、まだ一市については年に5,000人から増えてくる市もあります。我々の地域は過疎で、そして人口も減り、そして集落としてはその機能さえ失うとい

うのも非常に近まっておるわけですから、そういうときにそういうところに加勢に行って、いろいろ手助けをする方々をつくり上げていかななくてはならないのではなかろうかと。

そういうことにすれば、本当に真剣に取り組んでいただく方も今もいらっしゃるわけですが、そういう方をたくさんつくっていただくということについては、私は人寄せの研修会ではないと、真に迫るしっかりとした研修会をつくっていくべきじゃないかと。

やはりそういうのに対しては、講師を呼ぶのに対しては有料化すべきではないかと、そういう考えのもとにこの一般質問させていただいたわけでございますので、町長の見解を再度お聞きし、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

ボランティアの方々とか、あるいはいろんな場のお互いに助け合う、そういう共助の精神にあふれた人材育成、そういうことについてはやっぱり必要な場合については研修も必要であるかと思ひますし、場合によってはそういう有料化の必要な場合にはまた有料化ということも視野に入れながら、検討はしていきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、内田議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前11時といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（中尾 正男議員）

会議を再開します。

次は、8番、平田昇議員の発言を許します。

〔平田 昇議員登壇〕

○平田 昇議員

私の今回の一般質問は、国がこれまで地方に対してとってきた政策を町長はどう受け取ってこられたか、政府が変わって今後の地方はどうあるべきかということと、入札制度のあり方を、全国の先進的な地方自治体がとった例にならって改革に取り組むお考えはないかを伺うものです。

質問の1に入ります。

さつま町議会は去る7月22日、県からまいられた職員の方々から、国が推進しようとしている定住自立圏構想についての説明を受けました。県内鹿児島市を初め、定住自立圏構想が定める中心市としての要件を満たす県内の各市と、それに近接している町村が協力して、人口定住のために必要な生活機能を確保する努力のため連携していくという構想の説明です。

そして、これは決して強制するものではない。これに取り組むか否かは、各自治団体の選択であり、もし協定が成立するに至るとすると、その取り組みに対して国が財政措置を講じるとの説明。これに対して私は、この構想の次には道州制があると直感して、そのことを質しました。

が、「国からはそのような説明はありません。私たちもそのとらえ方はしていない」という答弁でした。

8月に入って、私たち議員は県の町村会、町村議長会を含む5つの会が主催する研修会に参加しました。日ごろ、地方自治体の財政のあり方について論じておられる小西砂千夫教授によるお話でした。

教授は、多くの例を上げて、全国地方自治体に対するこれまでの国の政策、そして地方の現在の実情、そしてこれからの地方、そして地方財政のあり方を論じられたのですが、最後の結びは「国と地方が対等になってからの道州制でなければ、地方にとってトロイの木馬になりますよ」と言われたのでございます。

トロイの木馬とは何か、古代ギリシャとトロイが戦ったトロイ戦争で、トロイの城を落とせず苦戦するギリシャ軍は、木馬を建造し中に数十人の兵士を隠し入れ、城を攻めることをあきらめたふりして木造を残して撤退した。

トロイ軍は、アテネ女神へ奉納の銘がある木馬を信じて安心して城内に運び込んだ。夜中にギリシャ軍が引き返して攻撃を始めると、木馬から兵士が出て城門を内側から開いた。こうしてトロイの城はギリシャ軍に落とされたという伝承をたとえ話にされたのでした。

今まで、前の政権の地方に対する基本姿勢はどんなものだったか。私自身振り返って一つの例をあげますと、平成19年に国は地方公共団体の財政の健全化に関する法律を制定して、これまでの地方財政再建促進特別措置法を廃止しました。

廃止された法律で、財政再建を義務づけられていた、つまり以前の法律で縛りを受けていたのは夕張市だけだったのですが、新しい法律では全国すべての地方自治団体は新しい法が定める実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、そして将来負担比率を算出して示せ、そのうちの1つでも法が定める基準以上の数値であれば、自分で財政再建化計画を策定して再建、再生への努力をせよと、こういう義務づけをする法律になっているわけでございます。

これからは地方の時代ですと、国は地方分権を進めますと、国と地方は対等になりますと説明をしてきた国が、これまで財政破綻した夕張だけを統制できた法にかわる新しい法律をつくり、全国の全自治体を統制して道州制に向かわせようとする国の動向でした。

対して、全国各界から厳しい声が上がりました。これでは、政権の場から敗退するのは当然であり、新しく政権につく勢力は、これからは地方を重視しますと、国と地方の協議の場を、機関をつくるとしています。当然のことです。

もっとも、自分の町の財政が悪化すれば苦しむのは町民ですから、建て直しに取り組まなければならないのは避けられない事実です。これは判ります。判るのだが、地方をこんな財政状況に追い込んだのは、国にも責任があるのではないかという思いはだれしもが持つはずでございます。

全国の各自治体団体がこれほど借金を抱え込んだのは、1990年代の不況対策に国は地方に借金して公共事業を進めよと、借金をせよと、あとで国が見るからと尻をたたいた。その国の勧めに応じようとしないうる町に対しては、始末書をとるぞという強制もあったということを私はこの議場で発言したこともあります。

まだあります。合併を前にして、全国の市町村に対して三位一体の改革を説いた国がしたことは何であったか。自分の町を例を挙げれば、平成13年から16年までの4年間で旧宮之城に対する地方交付税が6億円削られた。合併した平成17年には、旧3町で13億円削られていた。これが国の地方にとってきた政策でした。地方から約束どおりの地方分権を確立せよ。国は地方に対して対等の立場に立て、地方が生きていくための財源を委譲せよとの声上がるのは当然でございます。

私は何を言いたいのか、これを一般質問に取り上げたかったのはなぜか。私たちは、我が国をしっかり、我がまちをしっかり守らなければなりません。そのためには、今まで地方はどんな立場に置かれてどんな扱いを受けてきたか、皆がしっかり認識しなければならない。これがこれからの原点だと思います。

今まで、地方は地方自治をうたいながらも国の指示する方向に進まなければならなかったこと、

国の定めた枠内でなければ政策の選択が難しかったこと、地方自治は名ばかりの面があったということ認識すべきだと思います。

これからは、まず町長が町民の先頭に立ってほしい。町民に事実を現実を伝え、国・県に対しては言うべきことはしっかり物申していく。これを町民は新しい町長に期待しているのです。

これまでの国の地方分権に対する、地方に対する財政政策に対して、町長はどんな見解を持ってこられたか。昨日新しい内閣が誕生しましたが、新しい政府に期待されるものは何かをお聞かせ願いたいと思います。

そして、国と地方の関係はかくあるべしとする、これからの地方自治体団体はかくあるべしとする町長の理念をお聞かせ願いたいと思うのであります。これが第1の質問です。

2番目の質問です。入札改革で質問します。

私は、6月の定例議会で町内の一建設業者からの訴えを受けて入札のあり方について質問いたしましたが、受け取った切実な訴えに応える結果が出せずに残念な思いをしていたのですが、その後私は鹿児島市内の本屋で自治体の入札改革という本を目にしました。

その本を手にして目次を見ると、入札のあり方を改革したという全国の自治体の事例が並んでいます。人口3万人で標準財政規模66億程度の、これは平成6年度の標準財政規模だそうですが、の小さな町も入札改革に取り組み成功したとあります。

驚いたことに、目次の中に薩摩川内市が改革を成し遂げている事例として挙げられています。私は、本を買って帰りじっくり読もうとしますが、なかなか内容の細部までは読み取れません。

思い切って、薩摩川内市市役所の担当課に電話で勉強させてほしいと願い出たところ、気持ちよく日時を指定していただきました。担当課に出向いたとき、応接用のテーブルでは3名の方が工事の図面らしいものをめくりながら、一生懸命議論し合っておられます。

あとで聞いたところ、請負者、監督員、検査員、この三者での勉強会で、ワーキングと名づけているという説明でした。丁重に説明してもらっている課長さんに、自分が入札ということに関わったのは、町内の建設業者からの入札に対して問題提起があったことを説明し、課長の意見を伺おうとしますが、それに触れようとはされません。答えようとはされません。他町のことには踏み込まないという姿勢であることが判ります。

そして私に、薩摩川内市が入札に取り組んできたこれまでの経過、そしてその成果を説明する文書を渡されました。私は対話の中で、薩摩川内市を入札改革に成功させたものは何であるのかを尋ねました。

本には、初めは大方の業者が反発して入札に応じようとしなかったが、やがて理解してもらえたのだと書いてあります。そこまで導いたものは何ですかと尋ねますと、「それはトップの熱意です」と言われる。先代の市長の熱意を現市長も引き継いだ。それに、職員が同じ熱意で取り組んだ結果だと説明されます。課長も終始謙虚でありながら熱意のある姿勢には感服した次第でございました。

課長との対話のあと、家に帰っていただいた文書、そして本を改めて読んでみてもなかなか判りづらい、思い切って今度は本の著者である鈴木満先生に電話してみました。私の入札問題についての取り組みを聞いていただいた先生からの言葉は、「お宅のまちでは一般競争入札は取り入れてませんね」、それだけが先生の言葉でしたが、私にとっては明確なお答えでした。

ほんの数日前ですが、町の行政管理室長を兼ねておられる総務課長より、本町の行革のこれまでの経緯、成果についての説明を受けました。

その中で課長から、日高町長は行革に熱意を持っておられるという言葉聞いて、大変うれしく頼もしく受け取りました。町長に何とかして入札改革に取り組んでいただきたい。納税者のた

めの税の使い方として強調されている透明性、公平、公正性、効率性、客観性の確立に少しでももっと近づく努力をしていただきたい。

薩摩川内市は平成19年には192件の改革、改善すべき点を拾い上げ改善した結果、3億5,500万円の建設コストを節減できた年もあった。

一般競争入札を主流にした年度には、前年度平均落札率94.94^{パーセント}であったが、88.15^{パーセント}に6.79ポイント低下させることができた。業者から受け取る完成した物件は、しっかり確保されている、品質がよいということ。

業者に対しては優良な建設工事を施工した業者にランクづけで優遇する制度を取り入れ、事業に取り組む業者に意欲をもって取り組んでもらう、こうしたやり方。

こういう例を知ると、それも身近に知ると、ぜひ本町でも入札改革の取り入れを検討すべきであると思い、町長に質問いたしましたものです。日高町長、前向きな御答弁を期待します。

以上、2つが私の一般質問でございます。

〔平田 昇議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

平田昇議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、地方分権と地方財政についてでございますが、国のこれまでの分権推進と地方に対する財政施策に町長はどのような見解を持っているかとの質問でございます。

国がこれまで進めてきました地方分権の経緯を見えますと、近年の本格的な取り組みは、平成7年の地方分権推進法の制定からであると考えております。

このときの改革では、国と地方の関係を上下主従から対等協力の関係に転換しようとしたことが特徴であり、機関委任事務の廃止、権限移譲の推進などが盛り込まれてきたところであります。しかし、地方財政面の改革はほとんど進められておりませんでした。

その後、平成12年には地方分権一括法が施行され、この後、今日まで続く平成の大合併が進められてまいったところであります。

この間、小泉政権下で平成16年度から実施された三位一体の改革は、国庫補助金改革、税源移譲、地方交付税改革などを一体的に行われることを進められてまいりました。しかし、内容を見えますと、3兆円の税源移譲が実現したものの、国庫補助金総額は国への関与を残したまま4兆7,000億円の削減、地方交付税総額は5兆1,000億円が削減されるなど、地方の自由度の拡大にはつながっていないばかりか、地方財政の大幅な縮減につながり、地方財政は全国の団体が一応に大変厳しい局面を迎えたところでございます。

その後、地方の疲弊からの脱却、再建を進めるため、地方交付税では頑張る地方応援プログラムや地方再生対策費などが創設され、幾分改善の兆しが見られたところでございます。

この間、国内外の経済が大きく低迷するなど、経済環境は最悪の状態にあったこともありますが、地方分権の流れというのは少しは感じながらも、それに伴う地方の財政措置というのが同時に行われなかったこと、あるいは不十分であったことは否めない事実ではないかと考えております。

こうしたこと含めまして、今回の選挙の結果で政権交代がなされたわけではありますが、その施策の動向には十分に注意するとともに、地方財政に対する取り組みへは町村会等を通じ、機会あるたびに地方の実情なり、思いなりを声を大にして訴えてまいりたいと思っております。

特に、やはりこれから地方が地方分権の推進上、物を言うときはしっかりと物を言っていく、このことが大事ではないかと、そういう姿勢で臨んでまいりたいと思っております。

とにかくこれから地方分権の時代でありますから、上下主従ではなくて、対等協力の立場で地方分権を勝ち取ると、そういう意気込みで進んでまいりたいと、こういう気持ちでございます。

次に、入札のあり方についてでございますが、本町は全国の先進地自治体にならい、入札改革に取り組むべきであると、町長の見解を伺うということでございます。

公共工事につきましては、現在及び将来における町民生活や経済活動の基盤となる良質な社会資本を、より少ないコストで整備するということが基本であります。発注に当たっては、できる限り広く競争を行った上で、請負者を決定するということが前提であります。

合わせて建設工事の発注の動向が、町内経済に及ぼす影響が大きいことから、入札の透明性、公平性、競争性の確保を前提としながら、本町におきましてこれまで主に指名競争入札を発注しまして、町内建設業の育成、あるいは地域経済振興の観点から配慮をしてきているところであります。

このような中で、近年国、県及び先進的自治体における入札制度改革が、指名競争入札から地元業者への発注を基本とした制限付一般競争入札制度へ移行されてきつつありますので、本町といたしましても、これらに向けた検討も必要であるというふうに考えております。

通常、一般競争入札につきましては、指名競争入札に比べますと競争参加者が事前に把握されにくいために、業者間の事前調整を行うことが比較的困難であります。

また、適正な競争性が確保されやすいということもありますし、業者指名を巡る疑惑を思う余地はないということのメリットもございます。

そしてまた、競争参加意欲のある業者に対し、広範な参加機会の確保を図るということができるということで、非常にこういったメリットがあるところでございます。

その反面、入札手続きに要する時間が長くなるという点や不誠実な業者等を排除することがなかなか困難な面があるということもございます。

契約は適正に履行されるかどうか、あるいは価格競争に勝てば何回でも落札者となり得るために、過当競争、いわゆるこのダンピングの発生を招くなどの懸念もあるところでございます。

したがいまして、現在より公正かつ厳正な入札手法といたしまして、先進的自治体において導入されております総合評価落札方式によります制限付の一般競争入札制度、すなわちこれまでの工事の内容を検査の段階で評定し、点数を付する工事成績評点等を基本にしながら、本町独自の格付けを行った上での価格と品質が、総合的に優れた業者との契約を目的とする入札制度への導入も今後検討していきたいと、このように考えているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○平田 昇議員

ただいまの答弁で町長の地方分権の推進に対する考え方と、特に入札に改革に対する前向きな姿勢と、しかと受け取りました。そのように受け取ってよろしいですか。

○町長（日高 政勝君）

ただいま答弁したとおり誠意を持って取り組んでまいります。

○平田 昇議員

質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、平田議員は終わります。

次は、5番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

私は先に通告をいたしました限界集落の対策について、町長の見解をお伺いしたいと思います。

ちょっと関連がありますけど、その前に9月7日、中津川で女子高校生が軽トラックと衝突し、16歳という短い命を絶ちました。若者の定住、いろんなことを考えますと、こういうふうにして、あっという間に命を絶つということは、非常に残念なものがあるんじゃないかと思っております。

やはり、先ほど町民安心安全会議の中でも町長が申されましたように、交通事故に対する全町民の取り組み、それから、今県内で北薩ブロックが交通事故多発警報も発令されておりますし、町民がこういうような状態で命を亡くすということは、町にとっても大変なマイナスにあるんじゃないかと思えます。

私も7日からきょうまで立哨しておりますけれども、なかなかスピード、あるいは携帯、あるいはシートベルト等違反者といいますか、運転者のマナーが欠けるところがございます。

この一高校生の事故でありますけど、全町民が一体となってこういうような事態を取り組んでいくことが、将来のまちづくりにも大きな影響を与えるんじゃないかと思っております。

町長、まず庁舎内の課長会議の中で、まずこの陣頭指揮に動いていくのが私は行政、そして議会、ここがまず模範を示すべきじゃないかと考えますので、事あるたびに啓蒙していただきたいと要望しておきます。

そういった中で、この限界集落の対策ですけれども、限界集落、先ほどちょっと本を読ましてもらいましたら、限界集落という名義的には、うちのまちがこれに対応するというのは、65歳以上の方々が50歳を超えるまちという定義がございすけども、大きくとりますと老夫婦、老人家庭というのが多く見受けられるまちということを論じてありますけれども、それにはちょっと該当しないところもあるんじゃないかと思えます。ともあれ65歳以上の集落が十六、七、存在しております。

その中で、うちのまちも高齢化が急激に進む中、人口減少が危惧されております。このさつま町という豊かな資源を守り育てながら、後世へどういうふうにして引き継いでいくか、これにつきましては我々が取り組む、あるいはまちづくりを進めるために欠かせないものだと考えます。

これは町長のマニフェストの一言でありますけど、中山間地として人口減が進む中、地域窓口職員の配置や集落合併の推進など、これまでも多くの施策を講じられております。しかし、今の若者の流出、少子高齢化は進み、中山間地対策は大きな課題であると私も考えます。

町長の思いにある地域の発展なくして町の発展はないという視点に立った実行ある取り組みについて、町長の思いと施策をお伺いいたします。

この限界集落につきましては、前期4年の間にも質問をいたしましたが、なかなか進展してないのが現状のように感じます。先ほど同僚議員の中にもありましたように、町の発展と農林業の発展といろいろありましたけれども、やはり人口増なくして町の発展はないんじゃないかと思えます。そういったところで町長の思いを伺いたいと思えます。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員の質問にお答えをさせていただきます。

限界集落の対策についてでございます。限界集落、いわゆる高齢化率の高い集落対策につきましては、過疎、高齢化が進む中での集落対策ということで、特に大きな課題になっているのは、

御質問にありますとおり、本町におきましては20年後には2万人を大きく割り込むという推計値が出されております。地域においてますます人口減や高齢化が進むことが予想されているところでもあります。

本町の65歳以上の高齢化率は35%となっております。50%を超えるいわゆる通称、限界集落と言われておる公民会が15公民会あります。さらに町内における55歳以上の人口比率は49%と半数に近く、55歳以上が50%を超える準限界集落といわれるものは、90公民会で6割を超える集落がそういう状況になっております。

このような実態を改めて見ますと、10年後の高齢化の状況が大変懸念されるところでありまして、これらの対策が急務でありますし、大変重要なことだと認識をいたしているところであります。

これまで合併前からの手法を継続して取り組み、地域活動支援事業、地域窓口職員の配置、集落合併への推進、国の中山間地域等直接支払事業などの取り組みを進めてまいりました。しかしながら、依然として状況は厳しいままである、そういう現実でございます。

今回の私のマニフェストに地域元気再生というものを取り上げております。自分たちの住む地域が将来においても活力を維持し、元気を再生して住みよい地域づくりを積極的に進めることといたしているところでございます。

今回各地域において、農業、農村分野を中心に策定をされてまいりました。むらづくり活性化計画、これの見直しに合わせまして、農政部門にとどまらず地域全体の総合的な計画として、地域における将来像や具体的取り組みを掲げる新たな地域ビジョンを策定していただく、地域づくり活性化計画の策定を考えているところでございます。

地域の取り組みを可視化して、地域住民が将来の目標を共有することで大きな効果も期待できると思っております。また、担い手となる地域リーダーの養成も大変重要な課題になっておりますので、それぞれの地域におきましては有効な手立てを暗中模索しながら、地域の活性化に向けた努力がされてきております。

館長さん方大変な御苦勞をいただいております。この公民会館長方を側面から支援しながら、これからの地域活動を推進する役割を担う職員の育成、活用を積極的に進めてまいりたいと思っております。

これまでの地域窓口職員で事務的な支援やイベント、行事などのスタッフ支援を行ってまいりましたが、地域担当職員制度に改めまして、地域に密着した地域と一体となって方策を探り、地域においてプランニングやコーディネート役割を担える職員の育成を図りながら、元気な地域づくりを支援をしてまいりたいと思っております。

このため、先般、地域担当職員の研修会を実施をいたしまして、直接私のほうから地域活動も一つの公務だと思って積極的に取り組みを支援するように要請をいたしたところであります。

まずは地域のことをしっかりと知ること、やっぱり実態をしっかり把握することは大事でありますので、そういうところから始めて、地域と一体となってその地域にあった特色のある活性化計画の策定、あるいは地域の元気再生に向けての取り組みを進めてまいりたいと考えております。

そういう中で、今必要とされております共生、協働による地域づくり、地域元気再生のための特色のある地域づくりに取り組みを進めてまいりたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

町長、今取り組みの中の状態を説明いただきました。確かに、地域担当職員を配置される中で積極的な活用を図られていくと、それと校区には地域活動支援事業、それから、公民会には元気

再生事業、いろいろ支援をされているわけなんですけど、先ほども町長のお答えの中にありましたように、その地域になる育成というのもうたわれました。

そのことを後でも申し上げてみたいと思うんですが、まず、町長これだけ少子高齢化と過疎化が進んでいる中で、先ほどの同僚議員の質問にもございました。地域集落の役員とか、いろんな自治組織が危惧されるような状態がございます。

そして先般、これは20年12月にやはり同僚議員が質問した中で、集落合併を重点的にやっていくんだということもされました。そして、143ある集落を90ないし、100の集落に持っていきたいということも、総務課長の答弁だったと思うんですけども、されてるみたいです。

それから、今日にありまして20年12月、半年ぐらいですけれども、1カ所といいますか、集落合併ですから、2カ所が1つになるわけですが、あったようにきかれるんですけども。

ここの進みぐあいと、こういう集落合併をとられていく中で、どのような対策が必要なのか、あるいは集落間のいろんな問題が出てくると思うんですけど、そのあたりの取り組みはどうなのか。

それから、それが集落合併をすることで人口減がそこで妨げられるのか、今これを見ますと、なお進むと思うんですが、そのまず2点のところをお答えいただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

現在集落合併につきましては、制度的なものを持ちまして推進を図っております。まず区の公民館役員、公民会長の皆さん方との意見交換ということで、いろんな公民会の組み合わせとかありますので、その辺の話し合い、そしてまた重点地区の公民館の取り組みの推進とか、合併の町のいろんな制度についての説明とか、そういうこともございますし、重点地区等につきましては、担当職員を配置しながら説明等に回っているところでございます。

推進計画としましては、現在合併再編の話し合いがなされている公民会への支援ということで、いろんな意見交換とか、制度説明等の取り組みを行っておりますけれども、今後のスケジュールとしましては、関係の公民会の三役、これらの皆さんとの意見交換、あるいは公民会全体での説明会をするとか、そういうことにしておりますが、先ほどもおっしゃられましたとおり、とにかく現在の142あります公民会を、1つの公民会のおおむねの規模というのは80戸から100戸程度にしたかどうかということやら、推進の目標期間というのは20年度から24年度ということで5カ年の2年目に入っているわけでございます。

町としましても支援策というのは、事務経費として10万円とか、あるいは無線放送の設置補助について5割を7割に引き上げるとか、また運営補助金についても合併したことによって補助金が減ることにならないように2年間は激変緩和措置を行うとか、そのような取り組みを計画をいたしているところでございます。

人口減がこれによって防げるかということでございますけども、日本の人口がおとし当たりからもう総体が減っておるというような状況がございます。少子化がどんどん進んでいくということになっておりまして、今でも合計特殊出生率というのが1.37、若干上がったにしましてもまだその程度だと。夫婦になる指数というのが2.07ですから、まだまだ夫婦になる指数までも上がってないという状況があります。

非常に今の現在の15歳未満の全体的な割合というのが15分となっておるようでございますが、あと40年から50年しますと、これが約8分ぐらいしかないというような、非常に危惧すべき将来の展望がありますので、この辺については少子化対策というのは重点的な項目として私も取り上げておりますし、国も今度の衆議選でもいろんな取り組みが打ち出されてきております。

そういうことで、定住対策については集落も当然関係が出てまいりますので、町全体としていかに人口減を食いとめるかと、増やすということについては相当な努力をしない限りにおいては、これだけ雇用の関係とか、厳しい中において今後の企業立地とか、設備投資については経済の動向等を踏まえて努力をしていただくような手立ても、また町としても措置をしていきたいと思っておりますけれども、簡単にいけないところはありますので、いかに食いとめるというかということも大事かと思っております。

できるだけ町方から農村部に帰るような住みやすい環境づくりということも大事でありますので、そういうことも含めて、総合的に対策を講じていく必要があるかと思っております。

○川口 憲男議員

町長おっしゃるように、非常に人口増を歯どめをかけるちゅうのは得策があるのか。あれば教えてほしいと願うのが私たちじゃないかと思います。

しかし、集落合併等でそれでまた集落が疲弊していくとなれば、何のための合併だったのかとか、そこに何か得策ができなかったのか、いろんな方向性があると思います。集落合併のほうも24年度をめぐりに80から100程度にやりたいということでお答えいただきました。

この地域担当職員の配置が今のところ校区を中心に行われて、それが公民会のほうにも波及していくようなことができたかと私も考えております。

また、担当職員配置されるのが総務省が打ち出しました地域協同体、こういうのに基づいてされているところがあると思います。しかし、そこには先ほど町長の答弁の中にもありました地域リーダーの育成、こういう集落の合併等もその先ほどおっしゃいました公民館長、あるいは役員方々、それからこういう地域協同体の中の担当職員がいろいろ頑張ってくださいますから、いろんなアイデアを出したり、地域のためにどうすることが必要なのか、まず地域のことを知れということも町長は申されておりますから。

しかし、そういうことに事を進めていくにも、やっぱりそこには強いリーダーシップを持った人、あるいは何ていいますか、経営するちゅうとおかしいんですけども、その地域を盛り上げる指導者的な役目の人というのが非常に大事になってくるんじゃないかと思います。

そういった関係で、担当職員とその地域のリーダー的存在になる人たち、あるいはその指導的になる人たちの育成といいますか、町長は先ほど育成が図っていくということでしたけれども、先般の地域担当職員の研修会の状態を見てみましても、そういうことをうたっていらいいますから、そこあたりどういうメスを入れていかれていくのか、お聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

この地域におけるリーダー育成というのは、極めて今後の地域の活性化のためには必要、最大の問題であると思っておりますので、いろんな今までも研修会というのはやっておりますが、今後またいろんな角度から、今までのパターンとは違った形での地域の活性化のための研修会という機会は設けていきたいと思っております。

とにかく住んでいるこの村というのをしっかりと見つめ直して、そしてまたどういう形で今後取り組んでいくべきかというのは、リーダーの果たす役割というのは極めて大きいと思っておりますので、リーダー、単に1人だけじゃなくて、2人、3人といいて、お互いに話し合いをしながら、そしてまた地域担当職員について一緒にになりながらいろんな課題を見つけ、そしてまた新たな方策を打ち出していくということが大事かと思っておりますので、この辺の研修のあり方というのは、いろんな工夫をしながら取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○川口 憲男議員

答弁のとおり、強いリーダー、あるいは地域の育成というのは、今答弁のとおり非常に勉強等

が必要、研修が必要ということになると私も思います。ぜひこれは先ほども申し上げましたように、前期4年のときから申し上げました、遅れば遅れるほどうちのまちは、人口減が響いていくんじゃないかと思っています。

町長も先ほど10年後になったときには、1万何千人かになるんだということを申されましたけども、全くそのとおりで早い施策が必要になってくるんじゃないかと思っていますので、ぜひ地域で何ができるのか、いつも町長の言葉に出てきますけれども、地域協同体を創設する中で、自助・共助・公助という言葉も、もう国、県いろんなところ、町の内部からも聞きますけども、そういうことがどういうことなのかをもう少し掘りつめてしていただきたい。

自分のまちは、あるいは自分の集落は、自分の区はどういう活性化を起こしていくかという力を起こさんことには、行政、議会からの情報待ちとか、いろんな資金待ちじゃ、まちな潤いはないと思いますから、まずこういうところでどういうことができるのか言葉も多く出していただきまして、取り組んでいただきたいと思います。

そうした中で、この我々中山間地域の課題ということが、先ほど申しましたけれども、人口減、若者が流出していく、少子高齢化が進んでいく、これが学校の統合問題にもはずみがついていくという言葉はおかしいですけど、自然と流れがいく、生徒児童数が減少するわけですから。それから中心市街地が衰退していく、あるいは先ほど質問がありましたように農林業の取り組みが遅れていく。すべてにこういうことが悪循環を起こしている状態じゃないかと考えます。

町長の答えの中にありましたけれども、平成21年9月1日の人口動態を調べて見ますと、悲しいかな10歳刻みで調べていきますと、9月1日現在ですけども、10歳未満の人たちが1,800人ぐらい。しかし、10歳から20歳までは2,200人ぐらい、そして、20から30、先ほど結婚する年代とか、子どもを育てる年代ということですが、この推移が大体40、50歳までは2,000台をキープしているわけですね。

だから、必ずしもその人口動態が減っていくちゅうような考え方では、2,000台をキープしているからいいんだと、これを少しでも増やすというのはどうなのかと、そういったところが1歳、10歳の1,800人の人たちをどういうふうに増やしていくかというじゃないかと思っています。

参考のために、60歳以上、私も該当するんですが、60歳から69歳までは3,200人、70から79歳は3,800人、80から89歳にいきますと、2,500人、90歳以上は500人ぐらいというようなふうに人口ピラミッドが非常に真ん中がどっかちになってきて、次第に年齢がいくことに大きくなるちゅうことは、もう重々承知のとおりでございますが。

そういった中で、先ほど申し上げました単に16歳の女子高生が16歳という短い命を絶ったんですけども、この効率からいったらなぜ若者がこういう悲惨な事故で死ぬんだろうかということもあります。それがまた安心・安全につながっていくんじゃないかと思うんですけども、ここあたりのところでもう少し少子化対策にメスを入れていただきたい。

先ほどありましたように、どうしても農林業の活性化ができていかない理由もここあたりになってくるんじゃないかと思っています。

それと、限界集落、高齢化率のところを申し上げますけど、限界集落ということは決して悲観することじゃないということもある方は述べられております、学者の方も。

ただ、町長の答弁にありましたように、現在の34.9%、これ私は9月1日現在で出しているのが34.9%高齢化率、10年後にしますと40%を超えて高齢者が1万人を超えるという状況になります。

しかし、この1万人の方々がうちのまちなに与える影響、これは非常にノウハウを持った方です。

技術を持っているし、今までの経験を持った農業に対する経験、そこあたりをどう生かすかということで行きますと、やり方によっちゃ町長いい提案が出てくるんじゃないかと思います。

そこあたりの考え方、町長はどうですか。私は、この力を借りるとなれば、結構いい政策が出てくるんじゃないかと思うんですが、町長はどう考えられますか。

○町長（日高 政勝君）

確かに、高齢化率というのは年々高まっていかざるを得ない実態がございます。ただ、これについておっしゃるとおり高齢化するから悲観をするということには私はならないと思いますので、おっしゃるとおり長い人生の中で培ってこられた豊富な経験とか、貴重な体験というのをお持ちでございますから、それは後世に伝えて、より世の中が展望の開ける明るい世の中になっていく、このことが必要でありますから、そういう熟練の高齢者の皆さん方のいろんな形での生かし方というのはあるかと思います。

先ほど申し上げました地域活性化のビジョンづくりにいたしましても、そういう豊富な経験知識を生かしていただく場にする 것도 大事でありますし、私が今マニフェストの一つにも掲げられております地域の文化の創造のためにも、例えば、今町民体育祭というのが2年に1回ございすけども、その体育大会がないその年においては、郷土芸能とか、そういうものも発表会をして、町全体のものとしてそういう機会を設けていくならば、こういう高齢者の方と若者との触れあいの機会にもなりますし、異年齢の中でのこういう交際の中で幅広い、地域の活性化の一助になっていくんじゃないかと、そういう期待もあってそういうことも考えているわけでございます。

とにかく豊富な経験、貴重な体験というのを生かせる、これも大事なことであらうと受けとめております。

○川口 憲男議員

町長、私もこの人口ピラミッドの形態、それから、今度21日に敬老会がございます。こういう高齢の方々の状態、いろんな資料を見していただく中で、限界集落対策はというような質問してますけども、実際高齢の方々といいますか、今までのノウハウを持った人たちの活用というのは、このまちに非常に大事なことじゃないかと思います。

例を取りますと、二渡集落がございすけれども、二渡集落というところは、この高齢化率とかそれでいけば物すごく高いんです、二渡は。

だけど、先ほどありました地域再生といいますか、この地域づくりのこのいろんなあれがありますけれども、これじゃうちの町ではずばぬけた活動をされているわけですね。ほかのところは模範とせにやならんような活動をされてます。

しかし、高齢化が進む中で、そういうところができていくちゅうことは、非常にいい高齢の方々がいらっしゃると、要するにリーダーがたくさん育っていらっしゃることじゃないかと思います。

そういったところでさっき申し上げました高齢者が多いから悲観するという考え方じゃなくて、その人たちの力を、パワーをどう生かしていくかということが地域に課題されているようなところじゃないかと思います。

そういった中を考えますと、先ほど申し上げましたように、地域協同体、担当職員を踏まえたこのリーダーの育成というのは、非常に大事になってくるんじゃないかと思います。再度、いろいろ意見交換会等をやっていく活動の積極性を持っていくということでした。こういうところから見ますと、いろんなところのそういう点が出てくるんじゃないかと思います。

そのところを聞きたいと思います。こういう年長者の方々のパワーをどう生かすかということを考えれば、非常にうちのまちにとっては力強いあれができるんじゃないかと思いますが、と

このところをもういっぺんお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

ただいまお答えしましたとおり、幅広いいろんな意見を吸い上げる。そしてまた地域の活性化に生かす。これはもう大事なことでございます。御指摘にありますように、この年配者の方々の豊富な知識なり経験というのは、これからもしっかりと後世につないで、むらの発展のために、地域の発展のために生かす必要があるかと思っておりますので、そういう仕組みづくりというのはしなければならないと思っております。

今地域に単位老人クラブとか、あるいはそのほかの組織もあろうかと思えますけれども、もっとそういう組織の活動についても、こういう地域の活性化のために生かすような仕組みづくりをいかにしていくかということが大事であるかと思っておりますので、これについては十分今後も視野に入れて、取り組みを進めていく必要があると思っております。

そのほかのことしから新たに取り組みを進めておりますのが、パイロット事業ということでございますが、公民会とか、このそういう年配者の老人クラブでもいいでしょうし、ボランティアの団体でもよろしいですけれども、この地域の活性化のためにこういうことを取り組んでやりたいということを、自主的に提案型の元気再生事業というんですか、自分の村、自分の地域はこういうことに取り組んで、もっと元気づけをしていきたいと。

そういうことに対しては本年度から4地区でありますけれども、手始めにパイロット的にそういうところは新たな助成制度を設けて進めていきたいと。来年度からは全町的なそういう形で持っていきたいと思っております。

パイロット事業、いわゆる先ほど申しましたビジョンづくりについては4地区ということですが、こういった提案型については全地区対象に考えておりますので、いろんなグループがあったらそういう提案をして、大体90分の補助でやっていきたいと、限度は20万ぐらいしかありませんけれども、本年度からそういう措置もいたしておりますので、そういうことで非常に各地域が元気が出るような取り組みを進めていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね13時5分とします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時05分

○議長（中尾 正男議員）

会議を再開します。

引き続き、川口議員の質問を続けます。

○川口 憲男議員

町長に、限界集落の対策ということでいろいろ聞きました。地域担当職員を配置したりして、活用策を積極的に取り組んでいくということでございました。

その中で申しましたけれども、地域共同体、こういうことで地域に活性化を生んでいきたいんだということでした。その中で、やっぱり先ほどから申しますように、少子化対策が一番大事じゃないかと私は考えております。

そのために、先ほども申し上げましたけれども、年長者、高齢者の方々の力をどういうふうにして生かしていったらいいのか、町長もおっしゃられましたように仕組みづくりが大事であると、

それと少子化に対しては町全体で取り組んでいくんだということを申されました。

その中にあって、やっぱり先ほども申し上げましたけど、こういう少子化問題に関しては若者の定住が一番の大事であって、若者の流出をどういうふうに防ぐかということにしたときには、前にもちょっと議員の質問にもありましたように、農林業の活性化とか、いろんなのがあって町の取り組むべき道があるんじゃないかということでした。

その中にあって、もう1回お尋ねいたしますけれども、この限界集落、名前はちょっと呼び方悪いですが、我々のまち、中山間地としてどういうふうな人口減に太刀打ちしていくのか、そこあたりのところを再度お聞きいたしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

人口減対策というのは、非常に大きな命題になるかと思っております。やっぱり「活力のあるまち」を目指す。あるいは地域においても全く然りではありますが、やはり人がおってこそ初めて活力が生まれるということでもありますから、とにかく定住が進むような形の取り組みというのは必要かと思っております。

中でも、今まで進めてきておりますのはやっぱり企業誘致でございますし、ほかの地域からの移住があることが一番大事であるわけではありますが、それと同時に少子化対策というのも大事であるかと思っておりますし、そしてまた一方では健康づくりという、そういう面も大事ではないかと思っております。

農業の振興はもちろんでありますし、あるいは商工業の関係、こういう産業の振興を図っていくことも定住につながることでございますから、あらゆる手立てを講じていくということが必要ではないかと思っておりますので、これら総合的なこういうものが有機的に関連づけながら成果が出ていくことが、全体的な人口の歯どめにつながっていくんじゃないかと思っておりますので、そういった多面的な政策というのは、今後必要ではないかと思っております。

○川口 憲男議員

町長おっしゃるように、総合的な政策としてたくさんあるわけですが、これが午前中も申し上げましたけれども、人口増に得策があるということがあればぜひそれをお聞きしたいということが一番なんですが、先ほど森山議員も発言の中にありましたけれども、いち早く9月の初めに常任委員会の研修をさせていただきまして熊本、宮崎の3町を、これは実質は今、学校問題の統合の問題でお聞きしに回ったんですけれども、やっぱりそここのところに行きまして、学校問題はさて置きまして、やっぱり過疎化の非常に進んでいる地域でした。

そここのところで、トップの町長自ら出てきていらっしゃったり、教育長の話聞く中にありましたんですが、うちより1万足らずの町でしたから、これだったらこれだけ熱意を持って取り組めるのかなというような感じを受けたところがありまして、やっぱりうちのまちと同じように農林業中心のまちで取り組んでいらっしゃいました。

しかし、その中で一つ見えてきたのが、学校の先生たちが「このまちから離れないんだ」という、その学校の統合の取り組みですから、これは教育長はもう何かの研修会で聞かれておりますから、非常にそういう学校の取り組みが活性化で先生方が地域に住まわれると、その子どもさんたちが、その町の学校に来るというようなことのつながりもあったようです。

そこは、町長を含め教育長の頑張りちゅうか、ほかの2町もだったんですけれども、やっぱり午前中の議員の質問にありましたけれども、リーダーのトップの考え方というのが、「ああ、これほど違うのかなあ」というのを感じたところでございます。

先ほど、町長、少子化対策、あるいは人口減に対しては、いろんな総合的な事業が必要だと、私もそう全く思います。

それで、うちのまちで失っているといいますか、せっかく自然がこのまちの財産でありながら活用ができていない、そういうところがたくさんあると思うんです。

その中で、もう1点、ちょっと先ほどの質問に戻りますけれども、この年長者と呼ばせていただきますけれども、我々の先輩の方々の知恵、それから技術を生かした地域づくり、あるいは公民会、校区づくりに非常に利用できるんじゃないかと思います。

ややもすれば、このあと山の問題でも出てきますけれども、やっぱし山を活用したところが全然今のところ動いてないと言えどその関係の方にお叱りを受けますけれども、もう少し山を生かした活用はできないのだろうかとか。

いろんな今、情報誌を見ますと、山のまちには山のまちのよさがあると、高知県のあるまちではカエデとか、それからいろんな葉っぱのあれを何ですか、魚の刺身のところに入れるような工夫の物を老人の方々がして年収何億か上げていらっしゃると、一人一人の、老夫婦の場合は1千万、2千万上げていらっしゃる方がいらっしゃると。なぜここあたりはできないのかなあというふうに感じます。

そこで提案なんです、やっぱしそういう山を生かした、例えば先ほど申しました自助・共助・公助的なところで、今我々の地域は何をすべきなのか、我々のまちは何をすべきなのか、そして我々の公民会は何をすべきなのかというようなのを問いかけるまち。それから、それに公としてどういう返事を、先ほどのこの担当職員を配置してそれがどういうふうな道をつくっていくのか。

20校区がありますけど、そこがその一つ一つが独立性をとった活動ができていたらというふうに、こういうのをどういうふうにもっていかれるのか。今度23日に中津川で伝統芸能の金吾様祭りがありますけど、もう5、6年と言わんぐらいになるんじゃないかと思いますが、ああいう特異性のあるまちづくりをどうしていくのか。

そこで、やっぱしこの人口増のところを、例えば地域でやるまちづくりには定住を進めていくことが大事と先ほど町長おっしゃいましたけど。これは小学生の人数で申し上げますから、ちょっと不公平があるんじゃないかと思います。ことし、平成21年に小中学生が1,192人ということです。これを1家族2人としたときに、簡単に割ったとすると大体600世帯ぐらいの人数ですよね。

こういう計算をもとにしたときに、先ほど申し上げましたように、高齢者の方々の世帯というのがまだ推移を行きますと相当出てきます。

地域に子どもの声があふれるとか、それから子どもたちを利用して地域の活動に高齢者を呼び込めるとか。それから、先ほども中津川の例を申し上げました。町長の答弁にもありました地域の文化芸能等に地域の方々の力をいただいて、それが継続できると。

それと、我々地域を回りましてどこでも言われることが「もちっと人口が増えんにゃねえ」とか、「もちっと子どものしがおらんにゃ寂しかねえ」というようなふうに、地域に子どもの声が聞こえないちゅうのが寂しがっていらっしゃる一つのあれじゃないかと思います。

そこで町長、うちのまちで2世帯、あるいは3世帯の高齢者、親と住居を共同にしてもいいけれども、隣で住むような2世帯、3世帯で住むような住宅構想を進められる考えはないのか。

例えば、それにすれば若い夫婦が仕事で忙しくても子どもの保育園とか、小学校の送り迎えとか、いろんなのに高齢者の力がそこにも生きてくるんじゃないかと思うんですけど、町長、そういう考えはどんなもんですか。実行してほしいんですけども、考えをお聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

確かに定住を促進していくということになりますと、やっぱり今核家族化が進行している中で

は、おっしゃるとおりの2世帯住宅、あるいは3世代が住むようなこういう家族構成のほうで、より子育ての係にしましていろんな共助の係におきまして望ましい、理想的なことになるかと思っているわけですが、これについて町として施策として進めるかということについては、まだ今のところ具体的にそこまでは考えていないところであります。

○川口 憲男議員

町長、今出して、今すぐ政策的に考え方ということ言うても形は出てこないと思うんですが、もう1点、こういう構想ちゅうか、発想とか、いろんなのがあると思うんですけども。

あるまちでは、これは述べていいのか判りませんが、あるまちでは、もう近くのまちですから、1,000人の企業を誘致するよりも200人、そういうふうにして移住してもらったほうが効果があるんだというふうにして、移住支援室を設けているまちもございます。

だから、何はともあれ、何かに向けて担当課でも動くようなシステムが必要になってくると思うんですが、2世代、3世代のこういう居住世帯の推進という考え方的に、今から考えることと言いましたが、町長はそこあたりの考え方にどういう反応をお持ちですか。まだ未知数とか、いろいろあると思うんですけど。

○町長（日高 政勝君）

定住の考え方というのは、新しく団地をつくって増やしていく方法、あるいはまたそういう農村回帰型の自然の回帰型のほうで、農村地帯に自然志向の中で定住を求めていく。いろんな考え方もあるかと思いますが、今、都会の方が都会に住みながら田舎に昼間、あるいは土曜・日曜に赴いて農業をするとか、二極化の住宅というんですか、そういう方向もあるようでございますし、その辺のことについてはやっぱり今後田舎の地方においても新しい取り組みの方法だとは考えておりますけども。

これについては、いろんな実態調査ということも必要でありましょうし、どの程度の、地方にそういう関心がおありの都会的な方がいらっしゃるのか、そういうことも必要かと思っております。

今グリーン・ツーリズムという形での、これはもう一時的な取り組みでありますけども、それも具体的な取り組みがこれから始められるというところでございます。

そういうことで、農村にも空き家もかなり増えつつありますし、空き家の活用についても、もう以前からいろいろと話題になっておりますし、具体的などころまで進んではおりませんが、そういうことまでいろんなことを考えながら、この取り組みは研究をするべきではないかと思っております。

○川口 憲男議員

もうそろそろ時間でしょうから、町長、すべてに研究、いろんな各課に持ち帰って検討するとかいろいろありますけれども、町長も議員の経験がおありですから、議員の悩みちゅうか、思いちゅうか、それは重々承知の上でその町長席に座っていらっしゃると思います。

我々も人口減が続いている中、どうしても我がまちをいけんかせんやいかんちゅう思いは一緒だと思いますので、ぜひこういう2世代、3世代の住宅を推進することによって若い夫婦の子育てが楽になるよとか、今、学童保育もしてますけれども、その学童保育をカバーできるのがこういう、じいちゃん、ばあちゃんが家におってくれば、そういうことがまた守っていけるとか、そういう施策じゃないかと思えます。

もう1つに、先般8月にありました龍舟祭のとき、神子の集落で大俣ちゅうで物すごく若者が少ない集落で、人口がある日現在、8月で申しますと72人しかいない集落なんですね、25世帯。その中で、あれだけの若者が活発に村を挙げてしていく。そこに、やっぱし行ってみますと

2世代、3世代の住宅があるんですよ。3.5世帯ちゅうか、祖父母の方と祖母、祖父母、それから父、それから子どもというような住んでるところもあります。2世帯もあります。

そういうふうにして、ああいう「奥のまち」言うちゃ怒られますけど、ああいうところでもそういうふうにして2世代、3世代の住宅をしながら地域が頑張っているところもあります。

ぜひ町長、先ほど申し上げましたけれども、高齢者等の居住で子育てがしやすいと思うんですよ。そうすると、若夫婦も思い切り仕事に取り組めるし、あるいは安心して仕事に行けるという面もあると思います。

研究してみるとということだったですけど、先ほど申しましたように、ぜひ議員の経験者として、議員の悩みとして、そこあたりを酌んでいただいて前向きに取り組んでいただけるような方向性に持っていきたいと思います。

最後、その気持をお聞きしまして質問を終わりたいと思いますが、ぜひ前向きな答弁をお聞かせ願いませんか、町長。

○町長（日高 政勝君）

地域が明るい展望を持って元気を出していく、このためのいろんな方策というのがあるかと思っていますので、御提案になりましたようなことも含めまして、今後の地域活性化の地域担当職員それぞれ地域に入って皆さんと一緒に悩みを語り、そして未来の方策を探っていくということですから、それらを含めて研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、川口議員の質問を終わります。

次は、11番、内之倉成功議員の発言を許します。

〔内之倉成功議員登壇〕

○内之倉成功議員

新さつま町が誕生して2代目の日高町政が実現し、9月議会を迎えているわけですが、マニフェストに基づいて努力されていることは理解できます。

しかし、高齢者、身体障害者、畜産公害等については、具体的な対応が示されていない。私は通告に従って質問いたします。

心身障害者対策についてであります。心身障害者の保護者も高齢化し、親亡きあとのことを考えると死にきれないと心配するというのが現状であります。今後の課題として対策は考えられないか、町長の対応について伺いたいと思います。

2番目に県内には高齢者、障害者の施設はあるが、国の福祉対策は自宅療養型に後退しようとしている。本町では、障害者手帳を21年5月現在で875名の手帳を受理しておられます。

高齢者社会の中で、大変なことであると考えます。政権がかわっても今後についてめどがついていないのが現状かと思いますが、町長はこの問題についてどう考えているか伺いたいと思います。

2問目の環境対策についてであります。私は前井上町政に対して畜産公害、産業廃棄物処理について質してきましたが、今でも公害について住民からの苦情はあります。

産廃問題については、地元の森山議員のほうから質問がありましたので割愛しますが、畜産公害については多頭飼育が進んでいくと思います。その中で、やはりしっかりとこの公害対策問題については取り組んでいかなければならないと思いますが、町長の今後の考え方について伺いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

〔内之倉成功議員降壇〕

○町長（日高 政勝君）

内之倉成功議員の御質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

まず、心身障害者対策についてでございますが、心身障害者の保護者、高齢化が急激に進んでおり、保護者のいない心身障害者の対策を急ぐ必要があると思われるが、考えを伺うということでございます。

私もマニフェストは掲げておりますけれども、マニフェストに掲げたものがすべてであるということではございませんので、すべてやっぱり町政というのは幅広くございますので、お尋ねの心身障害者、あるいは高齢者対策についても、当然として取り組みを進めてまいりたいと思っております。

最初の御質問の心身障害者の保護者は高齢化が進んでおりまして保護者のいない心身障害者の対策をということでございますので、高齢化の進行する中で障害者を抱える保護者の方も年々高齢化いたしまして、子どもの行く末を案じながら不安な毎日を送っておられることについては、私としましても十分理解しているところでございます。

現在、町におきましては身体障害者の方にはホームヘルプサービス等の居宅サービスや施設への入所、訓練等を受けるための支援をいたしておりますし、知的障害者の方には障害者が施設への入所、通所、短期入所の利用及びグループホーム等の利用を受けるための支援を行っているところでございます。

また、心身障害者の方には住みなれた地域や家庭でいきいきと生活し、生きがいを持って社会活動等へ参加できるように、ホームヘルプサービスや地域生活援助事業等への助成を行っております。心身障害者の方が福祉サービスを受けるには、父母や配偶者等の保護者が必要になります。

質問にありますように、保護者のいない場合の対策につきましては、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が欠けているのが通常の状態にある方や判断能力が著しく不十分な方にかわりまして、介護サービスや施設入所の契約を結んだり、不動産や預貯金管理等を行う成年後見制度というものがございます。

このような制度の相談につきましては、最初の窓口として地域包括支援センターに御相談いただければ、保健師、ケアマネジャー、社会福祉士等が在籍しておりますので、関係課が十分連携のもと何らかのお手伝いができると思っておりますので、関係課が十分連携のもと何らかのお手伝いができると思っております。

今後、高齢化の伸展とともに大きな課題となつてまいりますので、必要な方については十分な情報提供というものをしていきたいと思っております。

また、困難な事例につきましては、役場のほかにも家庭裁判所、あるいはNPOなどの相談業務を行っておりますので、連携をとりながら事案の解決に努力をしていきたいと思っております。

次に、県内には身障者の施設が数多くあるが、希望者全員が入れる状況ではなく、待機者も多くなっていると、本町における施設拡充等を検討できないということでございます。

障害者自立支援法というのが施行されてから3年が経過をいたしております。障害者福祉のあり方というのが大きく変わってきておるところでございます。

質問にあります施設入所までの待機者の状況であります、障害者自立支援法で定める施設入所の基準は、障害程度区分が区分4から区分6に該当する人となっております。入所できる区分を持ちながら在宅で過ごしておられる方が約10名で、うち入所希望をされている方が現在5名おられます。

障害者自立支援法では、障害者あるいは家族が受けるサービスを決めることから、区分を持ち

ながら在宅で家族の支援と通所サービスを利用したいいわゆる充実した日々を送っておられる方も多くおられるところでございます。

しかしながら、将来の高齢化に対する不安は大きく、事前に入所の手続をされている方もおられるところであります。施設入所の場合、以前は行政で決めることもあったと思われませんが、障害者自立支援法のもとでは、あくまでも本人の意見も尊重し、それに対応していくことが基本だと思っているところでございます。

障害者自立支援法は平成24年3月まで経過措置の期間でもありますので、今後大幅な改正も予想されるところであります。

事業者とされましても、施設の拡充も含め、どのようにお考えになっておられるのか承知しておりませんが、本人あるいは家族の方が高齢化していく中で在宅での支援に限界があり、施設入所の場合でも施設が遠方ですぐに行けない、こういった問題も抱えておられることは十分承知をいたしております。

町といたしましても、今後の制度改正を見守りながら、あらゆる場を通じて障害者福祉が拡充できますように要望をいたしてまいり所存でございます。

次に、環境の対策についてでございますが、環境対策についてのことにつきましては先ほどもあったとおりでございますが、苦情の多くは畜産関連の悪臭によるものが多いかと思っているところでございます。畜産係と苦情の状況を把握するとともに、現地調査等を行い原因を特定した上で、原因者に対しての改善の申し入れを行っているところであります。

また、環境保全協定書が締結をされている場合においては、協定に基づいた改善等を行うように要請をしてきております。それでも、改善がなされない場合は、家畜保健所などの関係機関と連携をして指導を行っていくということにしております。

現在は、町内の一部地域にしか悪臭規制が規制されておりませんが、今後は臭気指数による悪臭規制を町内全域に導入する考えもありますので、保健所や県の関係先などと連携し改善されるよう、今後とも指導をしてまいり考えでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○内之倉成功議員

今、町長のほうから回答があったわけですが、二、三お尋ねしたいと思うんですが、今現在この障害者の問題についても今いろいろ説明があったわけですが、実際問題として、私は今回、ふくし園に入っている父兄の方、または施設に入っていない、そういうところを20数箇所回って歩いたわけですが、すべてが80を超えた人たちです。

だから、子どもももう40から50に近いという、そういう人たちなんですけれども、この人たちはやはり一番心配するのが、「私たちがこのまま元気の間はどうかできるけれども、このあとの問題については、何かいい方法が考えられないだろうか」と、そういう切実な訴えがあります。

その中で、やはり今回のこの政府の考え方というの、民主党が政権をとって、この問題についても真剣に取り組もうという話はあるんですけど、具体的な問題まだありません。ですけれども、やはりこの問題については、さつま町としては本当に障害を持った人が多いということは事実であります。

そういう中で、もうこれは療育手帳をもらっていらっしゃる方だけでそれだけなんですけれども、今高齢化社会の中でやはり75歳以上が結構いるというのが今のまちの姿だと思います。

先ほど川口議員のほうからも、いろいろ提起があったようですが、これを含めるとやはり1,000名を超すそういう障害者を持つ人、高齢者はいると思いますけれども、そういう中

で本当に大きな課題だと思います。ぜひ大変でしょうけれども、その問題についてもう一度町長の考えをお尋ねしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

確かに仰せのとおり、高齢化が進行していくということでありまして、万が一親の方が入院をする、あるいは死亡をするということになりますと、あとの面倒を見る人がいないということで、非常に御心配な向きは十分理解をいたしております。

これらにつきましては、やっぱり施設事業所のサービスの利用というのが可能であるとは思いますが、やっぱりそういった通所なり、サービスを受けてる施設というのが十分に収容ができるのか、そういう体制が必要かと思っております。

この辺の取り扱いについては、また今後の政権の民主党においてどのような政策を展開されるのか、今後やっぱり十分見極めていく必要があるかと思っておりますし、私ども行政の立場でまたいろいろ御支援ができるところはまた連携をとりながら、取り組みを進めていく必要があるかと思っております。

○内之倉成功議員

今、町長のお答えでそれで納得するというわけでもないんですけど、今の情勢の中ではもうそれが目一杯だと思います。ですけれども、やはり今後の大きな課題として、この問題については取り組んでいっていただきたいと思います。

また、話はかわりますけれども、今回の75歳以降の高齢者の保険制度ですけれども、今回の民主党はこれを撤回しようという考えが出ていますようですけれども、この問題についても今年金から相殺されるという、介護保険料の相殺、またはこの後期高齢者保険の天引きというような形の中で、なかなか手取りの年金も少なくなるという状況が出てき出してるわけですが、この問題についても、これは先の見通しがまだはっきりしてませんから無理は言えませんが、この問題についてもぜひ真剣に取り組んでいっていただきたいと思います。

町長の考えがあれば、ぜひ聞かせていただければ幸いです。

○議長（中尾 正男議員）

内之倉議員、後期高齢者医療の問題については、身障者の対応ということであればですけど、少し通告外になると思うんですが、そこらを含めて町長、答弁ができたならお願いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

後期高齢者保険制度の問題、これについてはもう従前からいろんな論議が交わされておるわけですが、今回の民主党の政策の中にも一応この制度については廃止をするということで、これについては国民健康保険のほうに、またもとに戻した形になってますけれども、そういう考えがあるようでございます。

それについて、今度は国民健康保険が経営的にも大変になるというようなことでございますから、その辺については国が責任を持ってまかなっていきます。そういううたい方をしてございますが、実際問題としてこの辺の事務的な作業の問題とか、時期的な問題、そしてまた財政的にどのような影響が出てくるかというのは今後の問題でありますけども、とにかく地方のこういった国民保険の財政の中に、大きくやっぱり地方負担が生じないような形で運営がされることを望んでいるところでございます。

○内之倉成功議員

今の質問については通告と違ったことで、どうも申しわけありませんでした。

問題は、この高齢者っていう問題については、あくまでも75歳以降の方が本当に障害を持つ

てアルツハイマーなり、またはそういう形の中で多くの方が障害を抱えていかれ、出てくるわけですが、この問題についてはまた今後の課題として質問をしていきたいと思うんですが、私としてはこの高齢者が5,000人を超すような状況になってますので、ここいらを含めて今後の大きな課題として、障害者またはこの後期高齢者の75歳以上の皆さんの態勢からいっても、ぜひこの問題については真剣に取り組んでいていただきたいと思います。

話はちょっと切れますけど、先ほどこの産廃の問題でも話を申し上げましたけれども、この2点目の問題についてなんですが、先ほど森山議員のほうからも質問がありましたとおり、今回のこの産廃の公害の問題については、私も前は何回か質問をやってきたわけですが、この施設そのものが本当にピシッとされているのか、されない限りやっぱり弊害は出てくると思います。

私は、この荒瀬の産廃処理施設の問題について、県内にも多くの施設があります。しかし、その問題については私は加治木にある丸山商店の公害の問題について照らし合わせて見に行ったわけですが、ここについてはほとんど全天候型で雨が降ろうが、風が吹こうがピシッとやっているというのが現状であります。

ですから、今後の大きな課題として、これが国の助成を受けてつくった施設かどうか判りませんが、荒瀬のこの建屋についてもぜひあれが解決しない限り、幾らいても水の処理はできる問題じゃないと思います。これはあそこの大きな山から流れてくる雨で汚水が出ているというのは現実です。

実際問題として水は使ってませんから、そういうことですが、加治木にある丸山商店の産廃の処理施設は全く荒瀬のものと同じ品物をつくっている会社です。

ですから、そういう形の中で、一方は住民が喜んで持っていくという体制がとれています。役場に行って印鑑を1つ押したなら、その品物はビニールとかプラスチックとか、そういうものは全部そこに持っていけばできるというのが現状です。

ですが、今のこの荒瀬の問題については、ほとんど行政と離れて関係はないという考え方が前はあったんですが、今後の課題としてはさつま環境センターのほうでもいろいろごみ処理場のほうでも、そういうものを引き受けてやってもらいますけれども、あそこは加治木、始良についてはこのような設備を民間がすべて引き受けてやっているというのが現状ですので、やはり今後の大きな課題として、ぜひ考えていていただきたいと思いますが、

町長もこの問題については途中からですから、なかなか理解に苦しまれるとは思いますが、ぜひこの問題については取り組みをピシッと、荒瀬の農家の方が本当においしいお米を出荷したいという気持ちを逆なでするようなことがないように、ぜひ推進をよろしく願いたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、内之倉議員の質問を終わります。

次に、10番、岩元涼一議員の発言を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

私は、通告に従いまして2つの項目について質問いたします。

初めに、自主防災組織の現状と課題についてであります。本町の自主防災組織は、住民の安全確保や災害時の避難誘導などを目的に、お互いが助け合う互助の精神から自主的に立ち上げた組織であります。

特に、平成18年の豪雨災害以降、多くの自主防災組織が設立されているようですが、その後、年数を経ることによって住民の災害などに対する危機意識が低下しているのではと危惧されます。

現在、それらの組織は災害などの非常時にうまく機能する状況にあるのか、また現状で把握されている課題と、その課題改善に向けての方策についてお伺いいたします。

次に、総合支所庁舎の活用策についてであります。我がまちにおきましては、合併と同時に総合支所方式が採用され、支所単位での行政事務が行われているところでありますが、行財政改革の大きな柱である定員適正化計画の推進や、本町が所管課ごとの業務を一括管理する組織機構の再編などにより支所の職員は減員されているところであります。

現在、鶴田支所と薩摩支所の両総合支所では、町民の皆さんが必要とされる各種の事務業務や農政、福祉といった行政需要などに直接対応してありますが、職員が本庁へ集約されるにつれ、今では支所の約半分程度のスペースが空いている状況にあります。

薩摩総合支所につきましては、文化センターの改修に伴い教育委員会と文化課が一時的に業務を行っています。改修が終了すればまた文化センターでの業務となり、薩摩支所は以前の空きスペースとなってしまいます。

この空きスペースを今後どのように活用されるかお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員の御質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

まず、自主防災組織について、本町の自主防災組織の現状と課題についての質問にお答えさせていただきます。

我が国の防災対策につきましては、昭和36年に制定をされました災害対策基本法によりまして、国、あるいは地方公共団体の仕組みや組織、防災計画の作成義務などを定め、行政指導により防災体制が行われてきた経緯がございます。

平成7年1月に発生をし、戦後最大の被害をもたらしました阪神淡路大震災は、要救助者の8割を救出したのは公的機関ではなくて近隣住民であったと、こういう経験から地域における防災活動の重要性、自主防災組織の必要性が求められてきたところでございます。

さつま町におきましては、平成6年に初めて自主防災組織が結成をされ、以来、少しずつではありましたが組織が結成され、平成17年の合併時には48分の組織率となっております。国・県と比べまだまだ低い状況にあったわけでございます。

平成18年7月の豪雨災害を契機にいたしまして、自主防災組織の結成に向けて行政と地域が一体となって取り組んだ結果、20年度末現在で県や全国を上回る93分の組織率となったところであり、鹿児島県が67分、全国で72分という状況であるようです。

こういうことで、結成されました自主防災組織におかれましては、防災訓練や災害時要援護者の避難支援対策など積極的に実施をしている組織もありますけれども、約4割の組織でまだ防災訓練を実施をしていない状況にあります。

地域によって、災害の形態とか被害の大小などさまざまでございますが、取り組みに差があるというのが現実の状況であります。

このようなことから、町といたしましては自主防災組織のリーダー等を対象にした防災研修会を毎年実施いたしまして、組織の結成促進、台風・地震等の気象学、防災訓練の実施方法等につきまして研修をしていただいております。

また、リーダー育成のため鹿児島県が行います地域防災推進員養成講座に昨年、ことしと7名が受講をいたしまして認定を受けておられます。それぞれの地域で、自主防災組織の指導的役割を担っていただいているというふうに理解をいたしているところでございます。

これからも、よく言われます自助・共助・公助が一体となりまして、行政、住民がともに主体的に自然災害に立ち向かう地域社会の構築が必要だと考えております。住民や自主防災組織の主体的な姿勢、取り組みを支援しながら地域防災力の向上に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、総合支所の庁舎の問題でございますが、今後の活用策ということでございますけれども、鶴田総合支所庁舎及び薩摩総合支所庁舎につきましても空きスペースにつきましても、現在、会議室、あるいは一部書類等の保管場所と利用されておりますけれども、既に御承知のとおり、先般の地方自治法の一部改正によりまして、役場庁舎などの行政財産についても貸し付けができるというふうになってまいっております。

施設の維持管理経費の節減につながるような空きスペースの有効活用という観点からは、役場以外の公共的団体、あるいは外郭団体、あるいはまた民間等への貸し付け、こういったことが一番望ましいと考えておるところでございます。

過去に一部の団体においてこの活用の検討はなされましたけれども、まだ実現には至っていないところでもあります。

両総合支所庁舎にかかわりませず、国県の機構改革に伴います組織体制の見直しによりまして、関係の公共施設にも空きスペースが発生をしておるという現状でありますし、今後もこういった状況は増えるのではないかと予想されます。役場の新庁舎の建設計画の兼ね合いも当然出てまいるわけでございます。

このようなことから住民サービスの低下はできるだけ抑えて、簡素で効率的な組織体制の整備に向けまして、あらゆる観点から総体的に検討いたしまして、最善の利用策というのを模索をしてみたいと思っているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岩元 涼一議員

自主防災組織についてですけれども、本町の結成率は93％、これは公民会単位を基準として93％ですか、世帯数で。

世帯数で93％ということですが、どうしても周辺部といいますか、川のそば、あるいは山間地、そういうところの結成率というのは、ほぼ100％として理解してよろしいですか。

○危機管理監（松尾 英行君）

ただいまの御質問でございますが、周辺部とおっしゃられるところは大体結成がなされているところでございます。

○岩元 涼一議員

それらの地域において、先ほど町長のほうから避難訓練等を実施している防災組織もあるし、それも未実施というところもあるということでございますが、自分たちで危険と判断されて自主的に立ち上げられていると思うんですが、そこら辺の避難訓練の実施率といいますか、そういうのを把握されておりましたらお知らせいただきたい。

○危機管理監（松尾 英行君）

ことし5月に町内一斉の防災訓練を行ったところでございます。

先ほど町長からもありましたように、大体4割の団体でまだ未実施と、ただ今後におきまして実施を予定されているというところもございます。

また、町といたしましては本年は泊野の高峰地区、特に山間部でございますが、そういうところでの土砂災害避難訓練にあわせまして消防団、消防本部、警察署、町一体となって訓練をしているところでございます。

これにつきましては平成19年に永野の南川地区、それと昨年につきましては神子の大俣地区というところでの訓練を行っているところでございます。

○岩元 涼一議員

やはりそういう地域においては、危機意識を持たれたリーダーさんといえますか、そういう方がおられて自主的にされていると考えるところであります。

そういう面からいきますと、それぞれ自主防災組織は立ち上げて設立してあるんだが、例えば代表者といえますか、そういうものが公民会長さんとか、ほとんどそういう形になっていると思うんです。

その中に、今度はまたいろんな各公民会単位でいきますと、例えば民生委員さんとか、それぞれの集落の係の人とか、組織のトップ、そういうところに立った組織を実際つくられていると思うんですが、そのような方々に負担が生じてしまって、もうしたくないとかいうような感じで、自主防災組織自体が機能しなくなるような、そういうような組織というのは今、危機管理監、8月になられたばかりですから把握はまだでしょうけれども、どのようなふうにご検討されているか。

○危機管理監（松尾 英行君）

確かにおっしゃるように、長年、公民会長をされての方が自主防の会長というところが多いようでございます。

今後につきましては、先ほど町長からもありましたようにリーダー研修会とか、町において行う防災研修会、こういうのに、例えば公民会長さんとは別の方を立てていただくというような形での働きかけを、今後は行っていこうというふうにご検討されているところでございます。

○岩元 涼一議員

できれば多くの方にそういう組織自体の係というか、そういうのを経験していただければ、いざというときに意識自体も高まっていくのではないかと思います。

そうでないと公民会長さんとか、そういうところに負担が多くなっていくと、また運営自体もしにくくなっていくのではないかなと考えます。

それと、組織内に要援護者といえますか、自分一人ではちょっと避難が困難であるというような方は、その公民会ごとに避難方法といえますか、そういうのがある程度定められておりますか。

○危機管理監（松尾 英行君）

町の定めました災害時要援護者避難プランに基づきまして、すこやか長寿課のほうで個別支援プランというものを定めてございます。

○岩元 涼一議員

以前だったんですが、要援護者の方のそこが、個人情報といえますか、そういう観点からお知らせできないというような話も一時期あったものですから、そこら辺は個人情報でしょうけれども、いざというときにはもう個人情報もなくしてと言えはおかしいですけれども、避難するような体制づくりというのを日ごろからとっておくべきであろうと、いうふうに考えたものですから今お聞きしているんですが、それはもう各公民会ごとといえますか、そういうところでも完全に把握されているということでもいいわけですか。

○危機管理監（松尾 英行君）

おっしゃるように、個人情報というものが非常にかかわってまいります。

それで、最初につきましては手挙げ方式で把握をしております。ただ、その手挙げ方式では本来ならば十分援護を受けなければいけない方もいらっしゃるという状況でございまして、すべてではないんですが、公民会によってはまた独自に拾い上げをなさっていらっしゃる場所もございます。

今後におきましては、できるだけそういう拾い上げを各公民会でもできるようにしていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（中尾 正男議員）

公表してあるんですか、要援護者は。

○危機管理監（松尾 英行君）

失礼しました。そういう公表につきまして必要な関係団体、公民会、それと消防、そういうところには公表してございます。

○岩元 涼一議員

避難を先にやるのが一番あれですので、それでまた小さな公民会組織、自主防災組織につきましてはそれぞれ顔見知りといいますか判っていらっしゃると思いますので、その組織内で自主的にそういう方法をとられているところもあると思うんですが、その自主防災組織自体で、例えば避難される際の避難先とか、その安否確認の方法とか、そういう確認手段等について決められている組織、あるいはまだそこまではしていないというのは、把握されてますか。

○危機管理監（松尾 英行君）

個別プランのほうでそれぞれ避難するところ、親戚、公民会、そういうところを定めてあるようでございます。

○岩元 涼一議員

その自主防災組織の中で、例えば2件、3件、そういう小さな範囲の中の連絡確認といいますか、そういうのを高齢者の方をある程度、若いと言いましても高齢世帯になってまいりますと、もう50歳、60歳が若い地域なんですけれども、そういうところに「私はきょうはここに避難しますよ」とか、そういう形で事前に連絡をいただければ、あとから今度は確認となった場合に、実際「隣の方はこっちのほうに避難されていますよ」というのが判る面もあろうかと思えます。

といいますのが、連絡先は判ったとしても、例えば行政とかそういうところに連絡が来ても、実際の災害の現地っていいですか、そこにいくのは集落の他の人であったり、消防団であったりそういう形ですので、実際その家にいらっしゃらないとなれば、把握してないことには動きがとれないと思います。

そういう面もありますので、そういう組織づくりというのも、今後は自主防災組織の中に周知していかれたほうがいいんじゃないかなと考えるわけです。

それからあと、先ほどからも限界集落という言葉が出ておりますが、高齢化率の高い地域、自助・共助・公助といいますけれども、もう自助はもちろん共助もままならないというような高齢地域があろうかと思えます。

そういうところについては、やはり自主防災組織であり行政、特に先ほどから出ています地域担当職員などが中心となった組織づくり、こういうところをもう1回されていく考えはないか伺っておきたいと思えます。

○危機管理監（松尾 英行君）

地域担当職員というものを活用ということでございますが、職員につきましては直接そういうものにはタッチできない状況になってくるかと思えます。

そういうことから、単独の自主防災組織じゃなくて、広域化の自主防災組織の連携というものを今後図っていこうというふうに考えております。

○岩元 涼一議員

そこになりましたら職員の方もそういう広域的な防災組織の一員ですから、一部の地域というわけにはまいらないとは思いますが、やはり日ごろからそういう組織の中に入っていて、いろんな助言、そういうのをまた行政側としてされていってほしいと。

私が申しますのは、もう高齢化が進めば、もうそれこそ私はここで死んでいいんだというような、そういう方もいらっしゃる。そういうのじゃないというのを災害がない日ごろからそういう意識を植えつけるために、組織の方と行政と連絡を密に取り合っていたきたいということでございます。

気候の影響で局地的な豪雨とか、風速80メートルを超えるようなスーパー台風っていうのが今後発生するというような予測もされているようですので、一刻も早く避難するのがとりあえず一番有効的な手段かなと思いますので、そこ辺の自主防災組織の再確認と指導、あるいはまた助言っていうものも、今後も引き続き行っていたきたいと考えております。

次に、庁舎の活用についてですけれども、現在、教育委員会が薩摩庁舎で業務を行っているわけですが、このことについてはどのような評価をされているかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

ただいま教育委員会が薩摩総合支所で、アスベストの工事の関係で臨時的に入っていております。

ちょうどスペース的には教育委員会が入って、また、総合支所の職員と施設的にはいい案配にこの入っているような感じでございます。

そういうことで、施設の効用としてはまだ施設も新しいし、そういうところはあるかと思えますけれども、この辺の関係については、もう一つの流れとしてずっと総合支所方式から本庁方式へということで、もう議会のほうからも御提言をいただいて、22年度、そういう方向が出ておりますから、そういう流れに従って今後はやっぱり進めていきたいと。

要は、あとの施設の利用の仕方についてどのようにするかについては、先ほども申し上げましたとおり有効的な活用については、またいろんな団体とか含めまして検討をしなければならないと思っているところであります。

○岩元 涼一議員

本庁方式については22年度からということですが、その本庁方式というのが、本庁に職員を全部寄せるのが本庁方式なのか。

組織の体制として考え方として指揮命令系統、そういうものが徹底していれば本庁方式なのか。そこ辺の具体的な考え方というか、そういうものはどのように考えておられますか。

○町長（日高 政勝君）

これの本庁方式に移行していくという方向につきましては、これまで議会の特別調査委員会のほうからも答申をいただいておりますし、そしてまた地域審議会、行政改革審議会、もうそれらにも十分お話をし一応の了解を得ているというふうに思っておりますので、今の段階ではそういう方向に従って、要は、本庁方式といいましても町民の皆さん方に窓口として支所において、本庁まで行かなければならないと、そういうことまでサービスを低下するということは考えておりません。

ただ役場の組織として本庁方式のほうに切りかえていきますよということで、今そういう流れで進んでおりますので、そういう方向に従ってもう私の考えとしましては、とにかく本庁まで行

かなければならないような、そういうことまでは考えておりませんので、各総合支所が支所の形になったにしても、そこの地域に関係する町民の皆さん方が、不自由をかけるようなことはあってはならないと思っておりますから、サービスの低下はならないような形で仕組みは考えていきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

この庁舎問題につきましては、庁舎問題といいますか、その方式につきましては議会のほうでもそういう22年からっていうのも出ておりますし、今町長が申されたように各地域での最低限の事務っていいですか、そういうものは維持していくという方向性というのは、我々も共通認識として思っておりますが。

ただ今、教育委員会のほうが薩摩総合支所のほうで業務を行っておられますし、広さ的にも十分、施設の的にも新しいと。そういう評価をさっきされたようでもございますし、どうしても庁舎がもったいないといいますが、余りにも空きスペースが大きいもんですから、そこ辺の活用策、私が申し上げておりますように。

公共団体の、公共団体というかそういう申し出があれば貸し付けも考えていくというようなことでございますが、やはり一方で行政事務をやっておりますと守秘義務といいますか、そういう個人情報等の絡みがございますので、同じ施設内に公共的施設といいますが、そういう施設と同居ができるのかという現実的な問題も出てくるかと思えます。

庁舎建設については、基金と合併特例債を使ってというようなことでもございましたけれども、今でもまだその庁舎建設の進捗状況等については説明はできないということでしたよね。まあ内部でいろいろと検討されているということでございます。

そういうのが実際慎重に計画していかれるということでございますが、同時にやはりその総合支所の庁舎自体があれだけ空いてきますと、町民から見たときにどうしても「何をしているんだ」と、「あの施設はもったいないじゃないか」と、「有効利用を考えんか」というのは、もう我々も聞いております。そこは、行政側も真剣に考えていっていただきたいと思うところでございます。

それこそ先ほどから申しますように周辺部っていうか、そこ辺いろんな公共施設が廃止され、また小中学校の適正化等の検討委員会との答申もなされ、今後具体的な話を詰めていかなければならないというような面がございます。

今度の選挙で民主党が勝ったと。都市部と地方の経済的な格差等が、この国民の反発を生んだというような予測もされておりますが、そのことは我がまちにおいても言えることでございまして、中心部と周辺部、ここの格差があってはならないと。

最低限の行政サービス、そういうのは維持していくというような、それが行政の責務であろうかと考えております。

町長が述べておられますように、町民が夢と希望を持てるようなまちになるように、町長の政策と決断力に期待いたしまして、私の質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの質問の中で、ちょっとまた回答をさせていただきたい事項がございますので、触れさせていただきたいと思いますが、本庁方式になりまして大幅に急激に人員を本庁に集めると、そういうことにはならないと思っております。

先ほどから申し上げておりますとおり、やはり支所であったにしても、住民サービスが急激にやっぱ低下したとなりますと、合併をした意味もございませぬし、そしてまた、私もどこに住んでもやっぱり等しく行政の利益の享受は受けられるんだと、そういう気持ちを持っております。

すので、それについては十分な配慮をしていきたいと思っております。

そしてまた、この庁舎の建設のことについても、今新庁舎整備の計画にかかる検討会というのを内部で協議を重ねてきておりますので、しかるべき時期に庁舎の基本構想というものを策定をしまして、議会のみなさんとか町民の皆さんにも、広くやっぱり説明をしながら御理解をいただく必要があると思っているところでございます。

今回、補正の中にも耐震の診断費も予算の計上もさせていただいておりますので、その中でもいろいろと御議論もあるかと思っておりますので、考え方についてはお示しをしながら、今後の対応をしてもらいたいと思っているところでございます。

○岩元 涼一議員

町長のほうから再度念押しがありましたので、私も、その件については十分理解しておりますし、町長の考えのとおりかと思いますが、とにかく有効利用という面は真剣に考えていっていただきたいということでございます。

それと、新庁舎の話が今出ましたけれども、答弁がなければもうあれだったんですが、基金と特例債のような起債を使っていききたいというような考えかと思いますが、今度先ほど申しましたように、政権交代があって無駄な出費はどうこうというような考えを持っておられるようでございますし、合併特例債というものも、それこそ前政権の自民党時代に決定した政策だから、今度新しい政権では、そういうのは来年度以降の予算編成については考え直すよというようなこともないとも限らない面がございますので、その辺はまた新町長がいろんな国との折衝を重ねながら、やっていっていただきたいと申し上げておきたいと思えます。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、岩元議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おむね2時30分とします。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時30分

○議長（中尾 正男議員）

会議を再開します。

次は、4番、米丸文武議員の発言を許します。

〔米丸 文武議員登壇〕

○米丸 文武議員

本日、一番最後の質問でございますので、じっくりとやらさせていただきたいと思えます。よろしく願いを申し上げます。

今、農家の方々は、深刻な水不足に苦労されておまして、野菜や水稻などの被害が大変心配されておるところでございます。早急なこれに対応した対策が必要じゃないかということを感じておるところでございますが、実りの秋を迎えまして農産物等の収穫期がもう目前に迫ってきておるわけでございます。

そのようなことで、この水不足に対する干ばつ被害に合わせて、また一方では、有害鳥獣の被害というものも大変心配される時期になってきておるところでございます。

この件につきましては、これまでも幾度となく一般質問でも取り上げさせていただいておるところでございますが、改めて通告に従いまして有害鳥獣対策について町長にお考えをいたすもの

でございます。

先の6月定例議会の質問に対しまして町長は、猟友会と協力し捕獲推進を図り、あわせて農家の自発的捕獲の促進と鳥獣被害防止計画をつくり、防止と捕獲両面から取り組むと答弁をされております。

6月の質問から2カ月半が経過しておりますが、有害鳥獣の被害防止特別措置法に基づく本町の鳥獣被害防止計画の作成作業はどこまで進んでいるのか。どのようなメンバーで検討をされているのか。そしてまた、いつごろ、この計画ができ上がる予定なのか、この点についてまず1回目の質問としてお伺いをいたします。

〔米丸 文武議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

最後の質問者の米丸文武議員の御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

有害鳥獣対策についてでございますが、被害防止計画の作成状況はどのようになっているか。メンバーは、そしてまた、いつごろできるかということでございます。

鳥獣被害防止の施策を総合的かつ効果的に実施するため特別措置法が制定をされたところでございまして、これに基づきまして鳥獣被害防止計画を現在作成をしているところでございます。

猟友会、県の鳥獣保護員、農業委員会、さつま農協、森林組合、農業共済組合、鹿児島県、それから警察、森林管理署、それから被害者の代表地区の方、それから役場の職員、これらがメンバーとなって作成をしているところでございます。

予定どおり10月の中旬には計画案をつくり上げまして、県のほうに提出できる見込みでございます。11月中には県から承認を受けると予定としておるところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○米丸 文武議員

今、本当に具体的にはっきりとお答えをいただきまして本当にありがとうございます。この有害鳥獣につきましては、今どういう状況にあるかということは、もう町長も十分御認識いただいておりますし、執行部の皆さんもされておると思います。

この計画に当たって、さつま町の被害の状況、それから有害鳥獣の分布等についての調査っていうものは行われているのかどうかということを今度はお聞きしたいんですが、農政課のほうから提出していただきました農作物被害の状況によりますと、19年度被害が、あくまでもこれは推計でございますが、イノシシが1,817万8,000円、シカで1,772万4,000円、タヌキが357万9,000円、ウサギが315万1,000円、サルが215万1,000円、アナグマが155万5,000円等の獣類被害の合計が4,633万8,000円、19年度は上がっているんです。

ほかに、スズメ、それからヒヨドリ等、カラスも含めまして鳥類の被害が875万3,000円、合計で5,509万1,000円が被害に遭ったと、19年度はこういう数字が出されておるわけでございますが、20年度の獣類被害の総額が4,853万5,000円、鳥類被害が860万8,000円となっており、19年度より20年度が200万ほど被害が増加しているというようなことでございます。

このほかに、シカ、イノシシ、ウサギ、サルなどによる林産物の被害額がどれだけあるのか資料はございませんでしたので判りませんが、これを合わせると相当な被害になっているのではないかというふうに思われるわけです。

この被害を受けている農業や林業を営んでいる住民の方々の直接収入に影響していることにな

るわけですが、この被害額について町長はどのように印象を持っておられるのか。重要性というものも十分考えておられると思いますが、改めてこの額を見ていただきまして、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今、米丸議員のほうからもございましたとおり、平成19年度、20年度にしまして、やっぱり5,700万ですか、把握しております農作物の被害、200万程度増加をしておるということでございまして、これ以外にも林産物の関係も当然あると思っております、かなりの被害であるということを認識をいたしております。

やはり、この被害額というのは年々増えていくという傾向ではないかと思っております。特に、今まで出てこなかったようなところまでシカが出て被害をもたらしているというようなところがございますし、かなり被害の分布というのは広がってきているというのを認識をいたしております。被害としては、そのような認識でございます。

○米丸 文武議員

町長も御認識のとおりですが、本当に直接住民の方々は、こういう被害がなけりゃ収入につながり、生活にやはりそれなりの収入となって、生活を維持していくのにも大変助かっておるんだということでございますが、この有害鳥獣につきましては、本当に猟友会の方々もいろいろ今までも御協力をいただいておりますけれども、高齢になってきておりますし、その駆除対策についても御協力いただいておりますが、人口的にもだんだん減ってきておるというようなことでございます。

本当にこれを何とかして、住民の皆さんが少しでも安心して生活できるようにしていかないといけないということと、それから高齢者の方々は自分たちのまわりの畑とか、それから田んぼでも休耕田にしてもそうですけれども、転作というような形の中でいろんな作物をつくっておられるものが、被害に遭ってほとんど収穫できないと。

もうつくっても結局イノシシ、シカ、サルにやられて、もうやる元気もないというふうな形がもう現時点出てきておりますので、もうつくらんと。もう草払いばかりしてうっちゃっというような話も出てきております。

やはり、これは皆さん先ほどからも町長が言っておられますように、本町を農林業の中核都市として育てていかんないかんというようなことも言われておりますけれども、今は中心になっておられる方が高齢化しつつあるわけですが、この方々がやる気を意欲をなくしてしまうというような状況が、この害によって起きてきているというのが現実でございますし、また、若い方々もそのような耕地を引き継いで農作物を稲をつくっていったりすることは、これはとてもじゃないけどというふうな考え方がございます。

そうすると、やはりどこかにか生活の基盤を求めなきゃいけないというような状況が進んできて、先ほど川口議員のほうからも出ておりましたように、限界集落の形にどんどん入っていくというのも、一つの現状ではなかろうかというふうに思っています。

本当に被害額というものも大きな問題が、そういうふうに町民の皆さんの生活のほうまで移っていつているということも、大きな問題ではなかろうかと思っておりますし、町長もそのようなことで認識をされているというふうに思います。

11月ごろに県の許可をいただいて計画ができる見込みだという、中旬ごろですね、いうようなことでございますが、農水省の九州の中でどひこばっかいこの計画をつくっておられるのかというデータが、もう数字だけでございますけれども出ておりまして、九州だけでも既に770市町村がこの問題に計画を策定されておるんですね。

それで21年度中に被害防止計画を作成する予定しているのが210ある。半分以上の方々、この中にさつま町入っているんですね。

これだけ被害があるといって叫んできているのに対して、やはりいち早くそのような対策は取り組んでいくべきであろうと、私はそう思うんですが、本当にサルにしても何にしても今、県から要するに共同で持って防護柵を設置したりとかいう制度の中でありまして、あとはシカに対して2万円でしたか、捕獲の補助金を上げるというような。

それから、イノシシはそのままというようなというような形の中で推移をしてきておったわけですが、本当にそういう対策も必要なんですが、はっきりもっと早くこういう計画を立てて、それに対する具体的な方法っていうものをやっていかないと。だれがやるのか、どこが主体でやるのか、みんなで協力せないかん、そこ辺の取り組みをやっぱり明確に計画の中にうたっていただかないといけないんじゃないかというふうに思っています。

ちなみに、ここに今地図で出てきておりますが、九州、こういうふうに青で出てきている、この白いような感じの部分、ここだけが今、策定をしている、検討をしている。

しかし、これだけよそはもうしている、熊本、佐賀、長崎、大分もほとんどです。鹿児島県が一番悪い。言え、もうちょっと危機感が足りなかったんじゃないかということを十分私は考えるところでございます。

それから、防止計画についてお伺いしたいんですが、この国のほうが要するに今回の特別措置法に対していろんな具体的な資料を交付して、私もインターネットで調べてみたんですが、具体的にいろんなものの資料をつくるのに決めた項目を上げてございます。

この中で先も言いましたけれども、まず、さつま町のどこにどのような有害鳥獣がおって、そしてどのような被害を受けているのか、それをまず計画の中で一番知る必要があるんじゃないかというふうに思うんです。

だから、本町の実態に合った鳥獣被害防止計画の作成には、被害状況や、どのような鳥獣がどのような地域にどれぐらい生息しているのか、そういう情報が必要だと思うわけですが、実際、被害を受けている住民に対して、被害の種類や被害額などの調査は行われておるんですか、どうなんですか、その点についてはいかがですか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

被害鳥獣の現況調査いいですか調査でありますけれども、ニホンジカにつきましては、県のほうで委託をして定期的に調査をやっているというふうに把握をいたしておりますが、それ以外の鳥獣等については、今のところ特に分布調査はしていない。

このニホンジカにつきましては、保護管理計画というものをつくってございますけれども、それをつくるに当たっては調査をしなければならないということから、調査をやっているというふうに聞いております。

○米丸 文武議員

これほど有害鳥獣の問題を前も市来議員のほうからも平川で山林における、そのシカの被害とか、イノシシの被害とかということも何回も出ておったんですが、実際に、本当に被害を受けておられる方々の実態調査をしないで、じゃこの計画がそれに沿ったものになるのかどうか、そこ辺については町長はどのようにお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの被害調査については、それぞれ地域に紹介をしたりということで把握をしておるところでございますので、その辺については、そういう実態を確かに把握をした上で対策を講じる、このことはもう適切なことであるかと思っておりますので、それぞれ役場の所管の農政あるいは

耕地林業のほうにも被害のあるところについては、こういった罠の設置の申請も上がってきておりますので、被害の地域というのは、もう把握はできているというふうに理解をいたしているところでございます。

○耕地林業課長（山口 良一君）

私が調査していないといったのは、例えば、正式な機関で調査をしてあるデータがあるかということでありまして、もちろん我々は今回計画をつくる中で、捕獲協議会、先ほど町長のほうからメンバーの紹介がございましたけれども、そういう捕獲協議会の中での聞き取りなり、あるいは地元それぞれ被害地区の館長さん方の聞き取りなり、あるいは県のほうのいわゆる技術員の方々との話し合いなり、そういうなのを通じて我々独自で調査というのはやっておりますので、それに基づいて計画を立てていくということにしております。

○米丸 文武議員

今、耕地林業課長から独自で調査をされたということであるようでございますが、その調査の内容というのは、どのような形の中で、どういう項目で調査をされたのか、今お判りでしたら御説明いただきたいと思います。

○耕地林業課長（山口 良一君）

これは、あくまでも聞き取りを含めてでありますので、具体的に山の中に入って、例えば、県がやっておりますように、ふん粒法という方法が1つあるそうです。場所を決めまして、その場所で定点調査をする、ふんの数を数えてするという方法があるようですが、そういう具体的ないわゆる調査方法をもって当たるということになると、ある程度、確かな数字が出てくるんじゃないかなと思うんですけれども、お金と時間がかかるということから、我々はもう今の段階では、聞き取り調査が精一杯ということであります。

地域の方々の経験、あるいはそういうものも非常に数量的な具体的な数字に関してはどうか判りませんが、区域の中で、あそこにこういう鳥獣がいるよというデータというのは、非常に確かなものがあるというふうに考えておりますので、そういうのを活用しながら今回つくっていくということであります。

鳥獣被害防止計画については、より具体的な数字を上げるということではありますんで、いわゆる総合的な概算の計画書ということになっておりますので、今回の計画書をつくるに当たっては、そういう聞き取り調査でいいというふうに把握をしておりますし、これまで県下で15市町村が計画をつくっておられるようですけれども、そういうところの話を聞いても、同じようなやり方で計画書を作成されているというふうに聞いておりますんで、我々もそれにならった形で計画書を作成していきたいというふうに思っております。

○米丸 文武議員

実際には、調査をしておるんだということでございます。とにかく、さっき言ったように、やはりどういう有害鳥獣が、どの地域にどれぐらい分布しておるんだというような具体的に判らないと、この計画も進められないわけですから、そういうような調査をされておれば、それをぜひ生かして、即それに対応できるような措置を講じていただきたいというふうに思っておりますが、この措置法によりまして、いろいろ具体的に項目が上げてございます。

計画に当たっての留意事項ということで、もう20何項目ですか挙げてあるようでございますが、この中に、これに沿ってつくっておられるだろうと思うわけでございますが、その中には計画の期間、それから基本的な方針、被害の現状、それから被害の傾向、軽減目標、従来講じてる被害防止対策、鳥獣の捕獲等に関する事項、それから防護柵設置等の捕獲以外の防止策に関する事項とか出てきておりまして、まあ中盤ですか、捕獲等をした対象鳥獣の処理についての事項ま

で出てきておるわけですが、隣の伊佐市のほうでもこの処理の施設を設置されましたけれども、話によりますとあんまりうまくいっていないというようなことも聞くわけですが、この事項について何か、今現在の段階で議論に上がってきているのか、検討をどうなっているのか。

というのは、私どもも今回、10月になるか11月になるかちょっとはっきりしておりませんが、建設経済常任委員会で宮崎県の川南町のほうと、有害鳥獣でモンキードッグの取り組みをされているのを調査しよう。また、熊本の多良木町では、こういう鳥獣肉の加工施設というようなものも調査しようということで、今申し入れをしておるところでございます。

我々としたしましても、できるだけこういうふうなものを先進地を視察して、この計画の中に入れていただきたいというようなことも考えるわけですが、そのようなことで、どのようにそういうものを検討されておるのかどうか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

今の被害防止計画については、もう先ほど、町長のほうからありましたように途中でありまして、10月中には全部でき上がるということでございます。

そのいわゆる捕獲鳥獣の処理施設であります、過去にある地域からつくりたいということで話が合ったところであります。先ほど言われました伊佐市の菱刈ですけれども整備をされたところを見に行ったところでございます。

非常にいい施設でありますけれども、実際運用するとなると、非常にいろいろな課題があるという話でありまして、今ちょっと慎重になっておられるということもありますが、ただまだやめたということじゃないようですから、もしそういう希望があると、町内のどこかにあるということであれば、そういうのを入れた計画にしていっても特に問題はないんじゃないかなと。

ただ先ほども言いましたけれども、この被害防止計画というような具体的に記載したら、もう一回一回変更をしないということになりますんで、やっぱり抽象的なといいますか、概要を書くような計画になっております。

この被害防止計画をもとに、今度は実際、実施計画というのをまたつくっていく、これに具体的な計画をつくるということになっておりますので、被害防止計画については余り固定的な名称を出さない形の計画というふうに理解をしていただければと思います。

○米丸 文武議員

実施計画の中で、それは触れていくことなんだということでございまして、実施計画もやはりそこまである程度想定した中で協議もしていただいておりますんじゃないかというふうにも思っておりますので、お聞きしたところでございます。

次に、県のほうからの要するに権限委譲が、計画をして県が認め場合はされると、権限委譲も可能であるというようなことを書いてございますが、そのようなことについても何か検討されておるんですか、どうなんですか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

権限委譲につきましては、もう既に委譲を受けておりまして、有害鳥獣の捕獲、いわゆる害虫駆除です、その手続上の関係でございます。権限委譲を受けて、それに基づいて被害があったらすぐ捕獲ができる体制がもう既にできているということであります。

○米丸 文武議員

今、サル被害等に対しては追い払い、犬もよそではやっておられるようでございますが、以前、花火を使って追うというようなことがありましたけれども、これは火薬の取締法というような関係から、やっぱりそれはだめだと言われたと。

ああいうものだったら、ある程度効果があったんだというふうに言われているんですが、そういうものが本町の場合はきちっとして講習する、そういうようなことでできるようになるのかどうか。

やはり今、町長の前回の答弁の中で、民間ができたなら自発的に自分たちもやろうというふうに、一体型に取り組みをしていくんだと言われておるわけですが、なかなか高齢者の方は、鉄砲の許可をとってどうこうということはなかなか難しいんだけど、やはりそういうような有効的なものを取り組めるのかどうか、そこいらについては検討されているんだろうかなというふうなことをお聞きしたい。

○耕地林業課長（山口 良一君）

先ほど申し上げましたけれども、被害防止計画をつくったあとにいわゆる補助事業の関係の実施計画をつくる形になります。

その中に、ソフト事業とハードとありまして、ソフトのほうが事業費200万円というのがございますが、今のところそのソフト事業の中で、その花火に関することになりますけれども、講習会等ができないかということであります。

今、その花火が使えなくなった理由として、事故が結構多発したということで、その講習を受けた方でないとその取り扱いができないというような話になっています。

その講習会というのは、こちらで開催をされていないということで、講師を呼んでその講習会がこちらでできて、被害者が受けられる体制をつくれないうふうに、今考えております。

まだ、計画は防止計画ができたあとにつくるということになっておりますので、今まだ案ということではありますが、そういうことも一応考えているところであります。

それから、自発的な捕獲ということで、もう1つだけちょっと紹介させていただきますと、狩猟者のいわゆる罠の免許をとられた方、これが平成19年度は、もうだれもいらっしゃらなかったわけですが、20年度、昨年はわなを9名とられています。

ことし、21年8月に試験があったわけですが、15名とられておる。年々増加して、これも農家自ら罠をとられて、対策をとられているんじゃないかなというふうに思っています。

○米丸 文武議員

国のほうからも、鳥獣被害の防止総合対策事業というようなことで、今課長も説明がありましたように、ソフト事業で200万円まで国が負担しますよと、ハード事業では2分の1を国が負担しますよというようにこういう事業等がございまして、このハード事業におきましても、補助率50％で、最後には特別交付税措置で市町村は10％負担で済むんだというふうなこともうたってございますが、やはりこういうものを活用して具体的に有効的な対策がとられるように、早い段階で取り組んでいただきたいというふうに思っておりますのでございます。

単純にお伺いしますが、このサル等にしましてもそうですが、ほかにしても防護ネット等について、県のほうでも今までの対策ではなかったわけですが、これ等を町単独でもってそういう被害を受けておられる方々に補助を幾らかでもして張ってもらう。

一個人で少しずつっていうのは、大変効果の悪いことになりますので、できれば団地化というふうなふうの形の中で、そういうようなものの考え方っていうのは、この計画等の中には考えられておらないのかどうか。

そういうことにつきまして、向こうで決められる項目以外で本町独自のやっぱ施策としての考え方というのはできないのかどうか、その点はいかがでございますか。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

防護ネット、それから防虫ネット、そういうものについても、この特措法の中では補助の対象

にするということになっておりますので、今ありましたとおり、自分1軒だけではなかなか効果が上がりませんので、中山間の直接支払いの地域とか、それから団地性とかそういうところについても、今町単でもよく持ってこられますけれども、1人で電柵ができると。その中でも、だれか一緒にする人はいませんかということで、よくこちらからも来られる対象者の方には、そういう話をいたしておりまして、できるだけ効果的にするためには、広い範囲でやるように指導をしてまいりたいと思っております。また、対象にもなるということでございます。

○米丸 文武議員

対象になるというようなことでもございますので、できれば、そういうことで住民の皆さんが少しでも負担が軽くて、またそういう対策が取り組みやすい状況をしていただくことは大変ありがたいことでございますので、広く住民の皆さん方に周知をしていただいて、取り組んでもらうようにしていただきたいものだというふうに思います。

今、いろんな対策をされる中で警察の方々、森林組合、それから猟友会、農業委員会、農協、それぞれの方々の森林管理署も含めて、対策を練っていただいておりますが、今、先ほども触れましたけれども、猟友会の方々に今まで十分お世話になっておるわけでございますが、こういう方々がだんだん高齢化とともに銃の許可を返上されて、有害鳥獣にもなかなか参加をする方が減ってきているんじゃないかというふうに思いますが、この防止計画の中でそういう方々の確保、役場の職員とかそういうようなものも免許をとって与えるとか。

また、一般の方々をその仕事に当たる場合には、臨時の職員としての扱いをなさないとかっていうようなことも書いてあるようでございますが、そのような対策というのは、今の段階で検討されているのか、その点はいかがでございますか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

銃器による駆除隊でありますけれども、今のいわゆるこの特措法で整備をする実施隊というものがあるわけですが、これを整備をするというふうになると、今のメンバーの6割ぐらいに人数を減らしなさいという指導をいただいておりますが、今そういう形ですとなると、猟友会のほうとの話し合いがうまくいかないということ。非常に検討はしたんですけれども、今の段階で、それはちょっと難しいということになりました。

伊佐市といいますか、菱刈のほうが実施隊を県内では1カ所つくっておるというふうに聞いておりますけれども、そこに行って聞いたところ、なかなか難しいという話を聞きましたし、町としまして我々も考えたときに、今の現段階でそれに移行するのは、ちょっといろいろ問題があるんじゃないかというふうに思いましたので、今のその駆除隊のほうを充実しながら、お願いしながら有害鳥獣に当たるというふうにしていきたいということでございます。

○米丸 文武議員

いろいろ資料を集めておりまして、その中から質問をさせていただいたところでございますが、なかなかこの文章だけでは、そのほうがいいのかと思うようなところも、実態からいいますと、人員等の制限はこの中に書いてないものですから、ありがたいことだなというふうに思っておりますが、説明を聞けばそういうようなことで実質今猟友会の方々のほうが、もっと対応しやすいんだということであれば、またそういうふうな対応をしていただくしかないのかなと思っておりますが、残念ながら先ほども言いますように、高齢化とともにそういう猟友会のメンバーの方等もどんどん減少をしていくわけでございますので、そういうようなときにも対応ができるような方法というの、ある程度は考えたものをつくっていただく必要があるんじゃないかというふうに思います。

大変具体的ないろんな質問をさせていただきまして、その答弁をいただいたところでござい

すが、とにかく私どもも一生懸命、先ほど申しましたように町民の方々が生産をされ、一生懸命自分たちの生活のために、また地域のためにも耕地を守るためにも取り組んでおられる農作業、林業等において、こういう被害のために意欲をなくするということは大変残念なことですので、今後ともより一層この内容等を検討されまして、そういう住民の皆さんの生活安定に寄与されますことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○耕地林業課長（山口 良一君）

有害鳥獣の駆除隊員が高齢化に伴いまして、ちょっと有害鳥獣の捕獲頭数も減ってきたということで、去年から夏場の駆除を罠に変えて実施をしたら、非常に効果が上がったということであります。ことしは2週間延ばして、7月15日から8月いっぱい、町も銃器を罠に変えて、いわゆる有害鳥獣捕獲を実施いたしました。

ことし、その期間にイノシシで48頭捕獲をしたところであります。19年までは銃器ということで、ほとんどゼロでありましたけれども、48頭。去年は8月だけでしたけれども17頭。ことしは48頭。ニホンジカが昨年8月1日から31日まででありましたが16頭でしたけれども、ことしは29頭捕獲をしたということでありまして、非常にそういう方法、銃器からそういう罠をまた活用した有害鳥獣対策という捕獲というのも、今後も進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

これで本日の日程は全部終了しました。

明日9月18日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後3時11分

平成21年第8回さつま町議会定例会

第 3 日

平成21年9月18日

平成21年第8回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成21年9月18日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 丸田忠君
議事係主幹 平木場達郎君	議事係主査 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
鶴田総合支所長 永田清信君	教委社会教育課長 栗野明男君
薩摩総合支所長 貴島晃人君	教委文化課長 川添俊行君
健康増進課長 楠木園建雄君	建設課長 脇黒丸猛君
すこやか長寿課長 平田孝一君	耕地林業課長 山口良一君
総務課長 湯下吉郎君	税務課長 萩原康正君
財政課長 下市真義君	商工観光課長 前田淳三君
企画広報課長 中村慎一君	消防長 田上泉君
定住促進室長 紺屋一幸君	農政課長 赤崎敬一郎君
福祉課長 二階堂清一君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 7 0 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第 7 1 号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 第 3 議案第 7 2 号 さつま町観光公園条例の一部改正について
- 第 4 議案第 7 3 号 平成 2 1 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 5 議案第 7 4 号 平成 2 1 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 7 5 号 平成 2 1 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 7 6 号 平成 2 1 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 7 7 号 土地改良事業の施行について

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総 務 常任委員会 (第2委 員会室)	7 0 7 3	さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第5号）関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 14款 国庫支出金（関係分） 15款 県支出金（関係分） 18款 繰入金（関係分） 19款 繰越金 20款 諸収入（関係分） 21款 町債 歳 出 2款 総務費 8款 土木費（関係分） 9款 消防費 第3条 地方債の補正
文 教 厚 生 常任委員会 (第1委 員会室)	7 1 7 3 7 4 7 5 7 6	さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第5号）関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 14款 国庫支出金（関係分） 15款 県支出金（関係分） 18款 繰入金（関係分） 歳 出 3款 民生費 4款 衛生費 10款 教育費 平成21年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号） 平成21年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） 平成21年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
建 設 経 済 常任委員会 (議 場)	7 2 7 3	さつま町観光公園条例の一部改正について 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第5号）関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 12款 分担金及び負担金 14款 国庫支出金（関係分） 15款 県支出金（関係分）

委員会	議案番号	件名
	77	20款 諸収入（関係分） 歳出 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費（関係分） 11款 災害復旧費 第2条 債務負担行為の補正 土地改良事業の施行について

【参 考】

陳 情

- 「川内原発3号機増設に係る環境影響評価の県民合意を図るとともに、増設反対を求める意見書の採択について」
- 「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情」

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

ただいまから平成21年第8回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

これから、去る9月14日提案がありました議案第70号から議案第77号までの議案8件について総括質疑を行います。

総括質疑については、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第70号 さつま町定住促進住宅団地の
貸付け等に関する条例の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

それではまず、日程第1「議案第70号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

先の説明では一応文言の改正というか、それから提案理由を書いておりますように賃貸借締結の日から12年経過したときというようなことを書いてあるんですが、あるなしで結構ですけども、実際そういう希望者があるのかどうか、1点だけお伺いしておきたいと思います。

○定住促進室長（紺屋 一幸君）

現在、一昨年に契約者本人が死亡されて奥様が相続された形でございましたけれども、実家に帰られるという案件が実際発生いたしております。それはまだ12年に期限が来てないという事案でありますので、それを待つということになるかと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第70号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり総務常任委員会に審査を付託します。

△日程第2「議案第71号 さつま町乳幼児医療費助成条
例の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第2「議案第71号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

数的事項でございますので担当課長にお伺いしておきたいというふうに思いますが、今度、就学時前の子どもを無料にするということですが、現在1,800万ぐらい当初で組んでありまして、今度の補正を見ても300万組んであるようですけれども。

先の6月議会の一般質問、桑園議員の質問のときに年間通して1,700万ぐらいの経費が要るというような話があったんです。お伺いしますと結局1月1日から施行しますと、ざっと考えると3カ月ということになるんですが、医療費の請求というのは遅れてきますから、1月分ぐらいということでも、300万となりますと年間にすると3,600万という話になります。それで1,800万と3,600万としますと5,400ですか、そういう金額になるわけですが、それでも。

これは最初3町が合併するときに旧薩摩町ですか、無料だったということで合併合意で無料にしまして、1年経過したときに財政的に非常に厳しいからということで今の制度に変更したと。そのころ一緒に、そのとき担当課長だったですけれども、水道料金等も出てきたので私は5,000万ぐらいの負担になるからということで反対討論をしたんですが。

実際、合併のときに話をして、無料化をまた有料というんですか、こういう制度にした。だけど今度の場合は町長の選挙公約ですから町民に大方指示されているんですけれども、実際1,700万ぐらいの増加で済むものか、その辺を300万との差をお伺いしておきたいと思えます。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

今回の改正は1月1日から施行ということで、補正予算としては300万円計上をいたしておりますが、1月から3月分の診療分のうち1月分が2カ月遅れで請求がまいりますので、その1月診療分のみを平成21年度の予算から支出をするということでございます。

したがって、この1カ月分が300万かということでありますけれども、大体一月に百四、五十万の請求がまいります。1月、2月といいますのは、やはり季節性インフルエンザ等も発生をいたしますし、子どもたちがそのインフルエンザに罹患をした場合の医療費が上がってくるのではないかと、こういったことも想定をしながら300万ということで少し余裕を見て計上をいたしております。

そういう余裕を見た中で、年間をとおせばどうかということですが、先ほど麥田議員が言われましたように大体私どもといたしまして、過去の実績からこの課税世帯分の3,000円を無料にしたときに1,700万円ぐらいの財政負担が生じるのではないのかなというふうに思っております。

平成21年度の予算で見ますと1,800万ぐらいの予算を今計上いたしておりますが、このうちに国県の補助金があるものがありますので、一般財源としては1,000万ぐらいを予定いたしております。

それに来年度、今回の条例改正に伴います1,700万円につきましては、県の乳幼児の医療費助成支給条例は3,000円の課税世帯に伴う負担はそのまま残っておりますので、この分が県の補助金の対象となりません。

したがって、1,700万円はすべて一般財源で負担をするということになりますので、仮に平成21年度と同じ額で平成22年度を予算措置するということにいたしますと、この1,000万円の一般財源にあと1,700万円加わって2,700万円の一般財源の負担になると、こういうふうに考えているところでございます。

○麥田 博稔議員

町長にお伺いします。きのうの森山大議員の質問の中で選挙公約についてということで質問されて、政策化については課長会等で指示をして今まで既に窓口とか、それから公用車の廃止とかしたと。

そして、企画書の作成を指示しているということだったんですが、それに対して工程表をつく

るべきじゃないかという話に対しましては、財源的なものを含めて工程表をつくりたいということで私も安心はしてるんですけども。

やはりこれから非常に財政が厳しくて、ここ4年間で町民の理解も得ながら244億ですか、起債償還分は200ぐらい、38億ぐらい減らしてきたんですけども、結局今の今度の補正まで入れると140億円ぐらいの予算になりますけれども、そうして一般財源を出していきますと、やはり財政規模というか、これがだんだん大きくなっていく可能性があると思うんです。

だから、いろんなところで町長の公約とか今度の国の公約を見てもそうですけれども、やはり町民の方にうけなければ当選ができないということで、私たち議員もあれをするようにお願いしますとかいろいろ言うわけですけども、実際なられてみると非常に財政的なことを考えると厳しいのかなと。

だから今課長会等で指示をしているということですけども、その辺の考えがやはりなる前に公約したと、町長は財政の経験も収入役も旧宮之城でもされましたし、また議員もされまして現在の地位にあるわけですから、我々よりずっとお判りだと思うんですけども、その辺の基本的な考えをお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

財政運営につきましては、もう今全体的な流れというのが非常に厳しいわけでございますから、そういう中で行財政改革を引き続き大胆に進めていこうというようなことで考えておりますので、その中でやはり十分財政のこういった運営につきましては留意をしながら、基本的には健全財政ということを基本に置いておりますから、そういうことを考えて、その中でもやっぱり政策的に必要なもの、将来を考えてこの町の発展性というのを考えていく中では、ただ削るだけでは発展性というのはありませんので、やはりその中にはいろんな分野で重点的に進めていくものについては、財源の重点配分というのをする必要がありますかと思っておるわけでございます、その中にめり張りをちゃんとつける必要があると思っているところでございます。

ことしの財政の状況を見る中でも、今のところ急迫していると、非常に余裕があるということではございませんけれども、今後のあとの下半期の状況を見ましても乳幼児医療費のこういう新しい政策については十分対応ができる状況がございしますから、今までも私どもの人件費を初めとしまして議員の皆さん方、そしてまた職員の賞与等についても御協力いただいて、その中で今1,700万のあれは出ておりますけども、こういった額については十分確保ができる状況にありますので、そしてまた全体的な財政運用を考えたときも起債もそんなに増やさない状況の中で乗り越えていけるんじゃないかと思っております。

御指摘にありますように町民の生活の中に、いろんなところの支障がおよびそうな中での政策推進というのは、やっぱり控えなければなりませんけど、その辺は影響はないところで進めてまいりたいと思っております。

○麥田 博稔議員

政権がかわりまして町長が言われました子育て日本一のまちですか、やっぱり結局国のほうもシフトしてきているようですけども、そのかわりにやっぱほかのところが多分削られてくるんだろうという何かがあると思うんです。

ですから担当課長も全員おいでですけども、やはりこれからは来年度の予算を組まれていくわけですけども、総体的なことを考えて削るべきものは削ると。やっぱり町民に結局不評をかうけれども、どこかを削らんと財政規模を大きくしても、ここ4年間みんな必死で頑張ってきて、ちょっとこう目鼻が見えたかなと。我々議員からすると財調が14億、15億になると、ちょっと使って何かしてくれよというような話にもなりますけれども、やはり今町長が言っ

たように健全財政ということを考えながら、国のできるだけ事業にのっかって、そして自分のところの金を出さないような政策をとっていただきますようお願いをしておきます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり文教厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第3「議案第72号 さつま町観光公園条例の一部 改正について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第3「議案第72号 さつま町観光公園条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○新改 幸一議員

轟の瀬公園周辺の平面図をもらっているわけですが、与謝野夫妻の記念碑ということで宮之城観光協会が昭和41年に建てていらっしゃるけれども、この観光協会等との交渉といますか買収に当たっての話し合いちゅうのはスムーズにいったものか。

そして、この築堤完成後にまたこの記念碑はここに建てられるものかとか別な所に移転をされていくものか、そこあたりの話し合いちゅうのは、どんなふうな話し合いがあったのかをお聞きしたいと思います。

○商工観光課長（前田 淳三君）

与謝野夫妻の歌碑の件でございます。昭和41年3月に宮之城観光協会によって建立がされております。設置者である観光協会の意向をもとに現在お話をさせていただいているところでございまして、また、観光協会並びに国、それから地元の公民会とともに協議をして進めている段階でございます。

設置箇所につきましては、築堤部分に約3メートルほどの遊歩道ができるということでございますので、占用がいただけるものならば現状の位置に設置をさせていただきたいということで、お願いはしております。

○川口 憲男議員

今の轟の瀬公園のところの築堤工事に伴いまして、下の住民の方々との話し合いが今課長の話の中で進んでいるということです。築堤が高くなりまして住宅が下になります。そして、また町道と遊歩道の法面が大分出てきますし、また、轟の瀬公園のところも当然法面が出てきますけれども、そこあたりはもう少し詰めて地域の方々と話が進んでいるのかどうか、観光課長にお聞きします。

○商工観光課長（前田 淳三君）

私どものほうではまだ地元の公民会の皆様とは協議はいたしておりません。ただ、与謝野晶子夫妻の歌碑については地元の公民会長さんとお話をして、そこは適当であろうという御理解をいただいております。ただ、その周辺住民の方との話し合いは私のほうではさせていただいてはおりません。

○川口 憲男議員

先ほど課長の説明の中で地域の住民の方々と公民会と話し合いを進めていく。その中で3メートル遊歩道の中の設置が可能かどうか探っていくという説明であったとお聞きしてるんですが、これはあと災害対策のほうの状況ともくるんですが、町長、災害対策の関係で、この住民の方々が一部はこっちに堤防が高くなったでこっちも上げてくれちゃう要望がある。一部にはもう今のままでよかというような状況がありますけれども。

そういった中で、例えば轟の瀬公園、こう考えますと町道がどん詰まりですから、どん詰まりのところ公園ができて、法面ができて、上に遊歩道ができてというような。

だからそこあたりの機能はどうなるのか、将来的に。私ちょっと前の説明を聞き逃しているかもしれないけれども、この轟の瀬公園の1,200平米ぐらいあったのが今度640平米ぐらい半分に減るわけですね。

そうしたときにこの公園の機能、あるいは地域の住民の方々の要望といいますか、公園に対する要望、それからそういう法面ができてそこの手入れなんかも出てくるんですけれども、そういったところはやはりこの記念碑を建てる状況の中で、町として十分話し合いをすべきだと思うんですけど、町長はどういうふうにお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

ただいまの件につきましては、地元の公民会長さんなど役員の皆さんと話し合いをいたしておりますが、地元の要望としましては、轟の瀬公園と504の間に擁壁が、いわゆる土手が高いということで、その公園から504のほうに階段で上がるようにしていただきたいというようなことの要望がございましたので、これについては国交省のほうにも要望をいたしまして、それについては何とか検討をしようというようなことでございまして。

今公園の一部は、そういうことで階段ができるとなりますと狭くなるというようなことでございますから、今後やっぱりどん詰まりでありますし、その辺の階段の施工がなりますと狭くなるというようなことでございますから、公園としての機能が果たせるかということもございます。

今で堤防がまたできるということでもありますから、今後についてはその辺の活用のあり方というのは、もう公園としての生かし方よりももっとほかの有効的な活用のほうが、よりベターじゃないかと思っておりますので、その辺についてはまた今後活用策を勉強していきたいと思っておりますのでございます。

○川口 憲男議員

町長、活用策を今後対応されていくということですが、やっぱり国交省との交渉の中でそこあたりも詰めてしていただいて、そして将来的に公園がどういう機能をしていくのか。

先ほど申されましたように、公園と504のところに階段をちゅうのは、私何度もちょうと耳にしてるんですけれども、やっぱりそういうのを含めて当然、築堤があつて法面ができて下に町道があつて、そしてまた住宅があるちゅうようなことで、今まで非常に景観を轟の瀬とか川を見られるような所がありましたけれども、こういう被害のために築堤ができるということで阻害といいますか、そういう圧迫感は当初はなじめないちゅうか、あれが出てくると思うんです。

やっぱりそこあたりのところは、先ほど答えの中に今後話し合いをしていくということでした。先ほど観光課長の答弁の中にもありましたように、地域と公民館長とそこあたりの与謝野碑を含めて話し合いをしていくということですから、それに含めて築堤のところまでもう少し地域と話し合いが密にされるべきだと私は考えております。

今後されるということですので、そこあたりは詰めて、もうちょっと早めな話し合いをされるように要望しておきます。

○町長（日高 政勝君）

今回とにかくそういう土地が公園としての機能をなくすということで、公園条例としてはもう廃止をするということでございますから、あとの残った土地の有効活用については公園以外のことを考えているという意味でございますので、その辺についてはまた地元なり、そしてまた記念碑の建て方についても公民会長さんあたりと協議はしておりますので、その辺はさらに詰めはしたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり建設経済常任委員会に審査を付託します。

△日程第4「議案第73号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第4「議案第73号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○森山 大議員

議案第73号についてお尋ねをいたします。

14ページの2款1項11目の15節の中の工事請負費の中で、つるだ荘を解体することで予算計上をされておられます。解体されたあと跡地の利用計画はあるのか。泉源の問題をどうするのか、また、地元から何か要望されているのかどうかお尋ねをいたします。

○鶴田総合支所長（永田 清信君）

今回のつるだ荘、それから母子センターも含めて解体をするということで御提案を申し上げます。跡地のまず利用のことでありますけれども、今のところ一般町有地というふうに、更地になるわけですが、今のところ計画はございません。

それから泉源の関係でありますけれども、泉源は1カ所確保してあるんですが、コンクリートで固めてありまして、その後使っておりませんので今度の工事でどうこうということはできませんので、そのまま一般町有地の中に泉源として残るという形でございます。

それから、地元からの要望ですけれども現在のところ出ておりません。

○新改 秀作議員

委員会が違いますので2点ほどお伺いいたします。

1点目は、先ほどの議案第71号にちょっと関連があったんですが、18ページの衛生費4款1項5目の関係ですけれども、今乳幼児医療、子育て支援の中で町長の重要政策の中の一貫ではございますけれども、乳幼児医療の関係で地元にも小児科関係が病院もあるわけでございますけれども、この受診の状態は町内、町外どのような状態であるのか、その辺を1点お伺いいたします。

それと16ページ、3款1項4目、ここに地域介護・福祉空間整備事業補助と、いろいろこの

前の説明でもグループホーム4カ所の施設整備とか説明を受けたわけですが、このスプリンクラーか火災警報機などというふうな説明があったわけですが、この設置義務、つくった当時の設置義務というのはないものか、それを2点だけ伺います。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

乳幼児医療費の町内、町外別の診療の状況だというふうに思うんですが、総額といたしましてはとらえておりますけれども、実績として上がってとらえてきておりますが、これを町外、町内別の医療機関別にとらえた数字を持っておりませんので、そのところはまた請求書とか、こういったもので判るようであれば調査をしてみたいと思っております。

ただし、国民健康保険の医療費の状況から見てみますと大体7割程度が町内、そして町外の医療機関が3割ぐらいということになっておるようでございますが、今議員のほうからとも言われましたように、小児科の医療機関自体が本町は少ないですので、その数値をもってそのとおりだということは言えないのかもしれませんが、またこれはあともって状況等が判れば調べて報告をさせていただきたいと思っております。

○すこやか長寿課長（平田 孝一君）

3款1項4目、介護保険対策費の19節、負担金、補助及び交付金の地域介護・福祉空間整備補助2,132万1,000円でございますが、さつま町内で事業展開をしておられます認知症対応共同生活介護事業所、通称、グループホームでございますが、そのうち延べ床面積275平米以上の事業所に消防法で義務づけられておりますスプリンクラーを整備することによりまして、適正かつ安全なサービスの提供を図ろうとするものであります。

これは去る平成18年1月に長崎県大村市のグループホームにおきまして発生しました火災により、入所者7人が死亡したことを踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令及び消防法施行規則の一部を改正する省令が平成19年6月に公布されまして、火災発生時に自力で避難されることが著しく困難な人が入所する社会福祉施設等を対象に、消防用設備等の設置基準が強化されたことによるものであります。

町内6グループホーム事業所のうち4事業所が該当しておりまして、平方メートル当たり9,000円の補助単価となっております、4事業所、総延べ床面積2,369平方メートル分、2,132万1,000円を今回計上するものであります。以上で説明を終わります。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

先ほどの答弁にちょっと補足をさせてください。あともって報告をするということで申し上げましたが、実はきょう担当のほうは今インフルエンザのワクチンの関係で、鹿児島市のほうで説明会が行われるということで出ておりますので、昼からでないと担当が帰ってこないということでございますから、今日中にお知らせすることができないと思っておりますので御了解をいただければと思っておりますのでございます。

○新改 秀作議員

今、小児科の問題、いろいろしたわけですが、何でこんなことを言うかといいますと、今、子育てに相当町長も重要施策の中で、子育てというのにちょっと1週間ばかり前目にした光景があったものですから。夜間、夜鳴き、いろいろあって大変だということを聞きましたものから、病院を夜中に行ったりすると、よかつらしやれんとか、いろいろそういうのを聞きしたものですから、どの辺に行かれるんですかと言ったら町内じゃなかったというようなことを聞きしたものですから。

非常に子育てというのが皆さん大変なようで、親が近くに同居すれば非常に判るんですけども、ちょっと親を離れた場合には二人して夜中も寝る間もないぐらい片方が起きてミルクをつくって

飲ませたりする家庭もあるようでございます。

そういった場合に病院とか、ケガもですけども、そういう子育ての相談をする町内ではそういうのが設置されているわけですか。

県はいろいろお聞きするんですけど、町内の場合はどこに相談をされたいわけですか。そういうのが町にあるわけですか。私も勉強不足で判らんですけど。子育ての相談所というのが町に設置されてるわけですか。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

私どもの町で今言われましたような夜間等におきまして緊急な場合等に相談ができる窓口といったしましては、町としては設置をいたしておりませんが、やはり緊急の場合にそうした不安に対応するために、県といたしまして相談窓口が設置をされておりますので、そこに電話をしていただきますと電話の中で専門的なアドバイスをいただいて、そしてどうしても緊急に病院に行かなければいけないような症状であるのかどうか、自宅であく朝まで様子を見れるものかどうか。

こういったことを専門の保健師とか看護師等が対応するような窓口が設けられておりますので、そういった電話番号を書いた名刺大の小さなお知らせみたいなものを乳幼児の検診とかそういう場でお配りをして、そして対応をしていただくようにしているところでございます。

○新改 秀作議員

ほとんど自分で、じいちゃん、ばあちゃんたちが一緒に生活する方はよく守りをしてもらったり、朝晩と守りをしてもらったりですけども、やっぱり町で、町長が重要施策の中の子育て支援だから、そこまでそういう相談所をちょっと課に設けてもいいし、何かそういうのを町内でもそういうのがあったら助かるんじゃないかと思います。

県は県でいいんですけども、できたらそういうのが欲しいなと思うことでした。この前そういうのを目にしましたので、やっぱりそこまでちょっと考えてやらないかなのかな。じいちゃん、ばあちゃんたちおらん人もおるわけですから、そういうときなんかはやっぱり、いろいろ大変なところも勉強不足のところもあるようでございますので。

都会はもうそういうのがあって子どもを殺したりいろいろあるそうですけども、これも事件になってあるそうですけども、やっぱそういうのもないとも限りませんので、何か要請しておきますので、何かそういうあれがあったら子育てのその中に相談があったらしてくださいよというような周知もするように要請しておきます。

○麥田 博稔議員

何点かちょっとお伺いしたいんですが、14ページの2款1項12目、庁舎管理で耐震の委託料が340万出ているようですけれども、私の認識では庁舎はつくり直すということに思っているんです。

場所としては今までの合意の中で本庁舎のあとの向こうをと、それをいまさら耐震をして、例えばちょっとお金をかければいいですよとなったときにそのまま使うのか。

築50年とか何とか外見では判りませんが、実際本庁方式にするととなると、私たちが回っても、もう同じ課で例えば下のほうのもう需要が増えてる包括支援センターとかいろいろありますけれど、その辺はもう同じ課のワンフロアになくてばらばらにいたりということで、やっぱり手狭だなという感じがするんですが、その辺をいまさらこうして340万もかけて耐震をする必要があるのかどうかをお伺いします。

それから31ページ、9款1項2目、非常備消防費の需用費で163万9,000円組んでありますが、この前、渇水対策本部というようなのができたというようなことで、いろいろ消防の方にお願ひしないといけないということですが、担当の所に行きましたらその分は今度のやつに

は入ってないんですよということですけども。

10年ぐらい前ですか旧宮之城のときにやったときには油代は地元負担ということで、私も消防の人に聞いてみたら湯田のところで聞いたら、1台回すと1時間で油代で2,000円ぐらいかかるちゅうんですね。1台回してもどれぐらいの水が上がるのか。湯田の場合は、やっぱ2台つけてつないでいかないと上まで上がってこんだろうというような話で、1時間に4,000円から5,000円経費がかかると。

農家の人に10何年前は米代もよかったですから、ある程度負担をしてもいいけど、それだけの負担をして本当にできるのか。だから渇水対策本部でその辺がどうなっているのか、消防団出動を頼むと費用弁償のこともありますから、基本的にどのようにお考えなのか伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、34ページの10款3項2目、中学校の教育振興費で623万の楽器ということだったんですが、指導課長がお見えになってないんですけども、今中学校の親御さんたちに私が知る範囲で何人かに聞くと、小規模校の場合は部活が子どもが思うのができないと。

それで非常に困っているというような話も聞くんですけども。今度の場合は3校分623万ということですが、やはりそういう部活動とか子どもの健全育成のほうから親のほうから、学校適正規模検討委員会もあって答申も出ているようですけれども、その辺のあれはないのかどうか伺いしておきたいと思います。

それから35ページ、10款5項4目、公民館の土地の鑑定料が20万出てます。条例公民館と自治公民館のあり方については、私もそれなりには勉強して、非常に必要だと思うんですけども、やはり条例公民館と自治公民館のあり方、特にきのうも出ましたように限界集落とかいろんな問題が出てきますと、その補助のあり方、公民館の維持管理。その辺を基本的に町長はどのようにお考えなのかをお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

この条例公民館と自治公民館の維持管理のあり方についてお尋ねがございましたのでお答えをさせていただきます。

基本的には条例公民館というのが結局社会教育法に基づいて町が設置をいたした公民館ということでございますので、これについてはやはりその地域の住民の皆さん方の教育とか、あるいは学術、文化、あるいは各種の活動を行って、いわゆる住民の皆さん方の教養を高めるとか、あるいは健康の増進をするとか、あるいは情報の巡回を図るとかいったこと等で、生活文化の向上を図るといろんな理由がありまして、いわゆる公民館活動としての位置づけが明確に法律でされておりますから、これについてはやっぱ町のほうで進めるということでございますが、自治公民館については、いわゆる自治活動ということで地域のほうの自主的ないわゆる活動としての話し合いの活動の場ということでの位置づけでありますから、やっぱおのずと出発点から違うということでございます。

ただ、広く公民館活動を進める、そういう中ではやっぱり地域の公民館の皆さん方と密接な連携をとって、広く公民館活動としてのそういう目的を達成をするということがあるかと思っております。

今はもうその辺のところの差異というのが見受けられない、もう一般的なことになっておりますけれども、基本的にはそういうことがありますので、そこだけは御理解いただきたいと思います。

そういうことでありますが、ただ実態の活動としましては、今申し上げますとおりほとんど変わらないような状況になってきておりまして、今非常に自治活動についても本当に館長の皆さん

方がいろんなこう活動を展開されまして、地域によっては本当特色のあるすばらしい活動もされております。

そういうことでこの館の運営についても、地域によっては本当この条例公民館と地域の公民館とは経費の負担の関係とかばらつきもありますし、負担の不公平さということも確かに感じられているかと思いますが、その辺についてはこれまでの公民館運営補助金の中で何とかバランスをとりたいということで維持管理経費ですか、大体1館当たり18万ですか、地域のほうにも特別に計算をして配分をしてあるようですから、この辺のあり方についても今後やっぱり条例公民館との均衡をある程度とるとなりますと、今後についてはもうちょっとその辺も再調査をしながら、できるだけ均衡がとれる形の配慮というのは必要であるかと思っております。

ただ、一挙にはまた財政の都合もありますのでここまではないかと思いますが、その辺は検討の余地があるかと思っているところでございます。

○企画広報課長（中村 慎一君）

この耐震診断の関係でございますが、財政課のほうからこういった庁舎管理の関係での予算計上をいたしているところでございますが、この庁舎建設関係につきましては、これまで企画広報課のほうでこういった内部検討をずっと中心となって進めてきておりますので、その中で今回耐震診断を予算計上させていただいておりますけれども。

やはりこれまで庁舎建設についての課題といったようなところで、建設の是非につきましてもいろいろと御議論があるところでございますが、合併協議の中で庁舎そのものは必要であるといったようなこと、それからまた建設に当たりましては住民、それから専門家を含めたそういった検討組織を設置なさいと、そして研究なさいとといったようなことで、そういう申し送りが出されております。

それに対しまして現在として課題として掲げておりますこういう建築基準法以前の建物、それからもう一つ、今お話がございました来庁者に非常に判りにくい。それから効率的な組織体制が構築できない。それからもう一つはいろんな有利な財源を活用した期限が迫っている。

そういったようなところもございますので、そういったところを含めて説明はいたしますが、やはり建物そのものの危険性につきまして、しっかりと説明をする必要があるだろうといったようなことでございまして、それをこういった形でしっかりと抑えていきたいといったような考え方でございます。

○消防長（田上 泉君）

それでは、先ほど2目の非常備の需用費の関係につきまして、お尋ねがありましたのでお答えさせていただきたいと思いますが、今回のこの需要費の163万9,000円につきましては、喝水対策関係分につきましては計上いたしておりません。

そこで、喝水対策の関係部分につきましては、私どものほうもどのくらいの期間にどの程度の団員の出動そういったのが必要なのかどうかというのが、全く青写真が描けないような状況でありますので、ただ対策本部の窓口となっております農政課と協議いたしまして、あくまでも個々の対応ではなくて農政課を通して私どものほうに要請があったものについて、農政課の判断で出動させていただきたいということで申し上げているところであります。

また、可搬ポンプ、あるいはホースにつきましても数に限りがありますので、一地域で長期間にわたって使用しますと他の地域に回らないということがありますので、その辺も含めて農政課のほうで調整をしていただきたいと、このように考えております。

そうした要請につきましては、当分の間既定予算の中で対応させていただきまして、必要に応じて補正を組まさせていただくと、そういう考え方で対応したいと、このように考えております。

○教育長（東 修一君）

学校規模と中学校の備品購入に関しまして、これ部活動といいましょうか教材費として楽器の購入をするわけでございますが、これに関しまして学校の規模と部活動の関係についての問い合わせだというふうに思いますが、おっしゃるとおり部活動も非常に大きな教育活動の一つでございまして、今私がこの前調べた段階では、例えばある中学校では小規模3学級ですが、2つしか部活動がないと。一番大きい宮之城中で10学級ございますけれども、15の部活動がございします。

こういう形で見ますときに、いろんな県下の大会等の実績等見ますときに、やはり大きい学校が、小さい学校もそれなりに1つに絞って活躍をしているようでございまして、それはそれでいいわけですが、トータルで見ましたときに、学校の活性化を図る観点からはやはり学校の規模というのは大事ではなかろうかと。

そういう意味で、答申の趣旨を参考にしながら、今後もいろいろ地域の方々とお話し合いを進めていきたいとそういうふうに思っております。

○麥田 博稔議員

庁舎管理費の委託料につきましては、総務委員会でやってもらえばいいんですけれども、先の答弁で耐震を調べて危険性の説明をする、これ耐震をするとどうなるかちょっと判らないんですよ。

さっき言ったように、大丈夫ですよ、ちょっと補強すればいいですよと。そうしたら340万ぐらいで耐震をして、例えば旧宮中の場合は横の壁とか何とかで1,500万ですか、それだけの対応で1年間は使えますよということで我々も了解してしたんですが、どれぐらいまでの範囲の出たらするのか、やっぱその辺も今後の大きな課題になると思いますので、町民に説明するときに診断をするわけで、どういう状況かを今図って、危険性の説明じゃなくてこういう状況でという説明しかできないんですよ。

だから、執行部側としてはこういう状況で危険だからやっぱり作り直さないかんという結論に持っていききたいのかもしれませんが、どういう判断が出るか判らないということになると思うんです。

だから、私はこの合併特例債があって、この際に本庁方式にするから仕事もしやすく町民の方も利用しやすい。ただ、そのことについては、財政が逼迫してるから今のままでいいんじゃないかという町民の意見も多くあります。

それをする金があったら福祉のほうに使えとか、先ほど言われた子育て支援に使えとか。その辺は大きな政治判断になると思うんですけれども、やはり私の考えとすりやもう非常に危険だと。この前の雨が降ったときなんか、ここなんかは雨ではなりません佐用町ですか、あそこは役場が水に1階がずっと使って、もう災害対策どころじゃ、本部がどうしようもない状況でいうようなことですので、やはり耐震構造を考えたときには50年経過ということで、非常に財政的には厳しいけれども一応作り直すと決まったわけですから、財政的なやはりその範囲というか、合併特例を使えるうちにしたほうがいいんじゃないかと思うんです。あとは総務委員会で慎重討議をしていただければ結構です。

それから、湧水対策、非常備消防のことで農政課のほうで当分の間はその既定予算の中で対応するという考えだったんですけれども、一応油代のしばらくの間は町で見てもらえるというか、これはもう課長じゃ答弁が無理だと思うんで、町長、やはり学校のプールを水を出してくれという話もある。水道課に行って聞くと25メートルのプールで5万円ぐらいかかるというような話だったです。

ですから、湯田なんかの場合も試験的にどれぐらいの水を出したら助かるちゅか、何時間ぐらい出したらどれぐらい、何ちゅんですか水がたまるのか調べたいので、まずはプールを出さしてもらえないかという話もあるんですが、そういう費用的なことを町で見てもらえるのかどうか。もうこれは喫緊の課題ですので、ちょっと町長に基本的な考えをお伺いしときたい。

○町長（日高 政勝君）

非常に渇水の状態というんですか、一時降雨もありましたけどもまだ不十分なところがあるようでございます。

そういうことで、町のほうでもすぐさま関係の部署の中で渇水対策本部をつくって、どうするかということで協議をいたしておるところでございますが、全く水利がなくてどっからか水を運ばにやいかんというような状況のところもあるようでございます。

農政課のほうで、それぞれ町内調査はいたしておりますので把握はいたしておりますけども、やはり個人個人でそれぞれ町のほうに申し出をされても対応の仕方というのがそれぞれありますから、地域の中でそういう困った人たちがどの程度いらっちゃって、どうしたほうが一番効果的かということ水利組合とかそういう中で話し合いをされて、どうしても用水のために必要なところから運搬をせにやいかんということになりますと、学校プールでももう今学校の教育には今使っておりませんので、そういうことも想定を入れながら考えていく必要があるのかなと協議をいたしておるところです。

ただ、これについてはまったくみ上げたあとすぐまた入れておかないと塗装がはげるというようなこと等もありますから、それらについてどう対応するかについては、これは非常の事態だからあとの水の補給については、町で見る必要があるのかなというところまで、一応話をいたしていただくところでございます。

それで、その時間帯の問題とか、あるいはどういう形でならそれを許可するかということについては細部実態が出てきたときに、それぞれまたさらに詰めをしようということにいたしていただくところでございます。

○麥田 博稔議員

学校のプールにつきましては、渇水対策として1回は許していただきたいと。連続でやると5万5万で10万なりますから、今水が非常に濁って使えない状況になってますので、町長にお願いしたいのは各地区小学校があるところはありますので、1回ぐらいは許していただきたいというふうに、そして当分の間は油代まで負担、消防団が出てくるとなるとやはり業務命令ということになりますので、事故があつたりすると費用弁償入れて、3人になるのか4人になるのか計画をつくってもらって見てもらうということで理解をしいのかどうかを確認しておきたいと思います。

それから、学校の部活の問題2回目でしたなかったんですが、やはり学校適正規模を図る上ではそういう授業とか部活とか、生徒とか保護者の気持ちというのが非常に大事になってくると思いますので、その辺も重々調査研究をしながら進めていただきたいと要望しておきます。

それから、この10款5項4目の調査費の20万についてですが、公民館制度あり方、ここが非常にネックになってくると思うんです。

私はやはり前も虎居公民館は駐車場がないから作らんないかんちゅうことで話も、部署には行って話もしたことがあるんですが、そのときには結局昔のあの公園を半分ぐらいセメントで埋めて臨時的にちゅうことで、それも都市計画だって地元から反対がありながらされて、もうそれやったらこっちを買えばちゅうなことで、財政とかいろんな話があつたんですけれども、やはりこれはもう必要だと思うんです。

そんで説明の仕方もありまして、先の議会で通った鶴田の公有地ですね、土地開発から買った、2,000万。あれも俗に言えば鶴田公民館の駐車場がない。我々はそれをずっと認めた。

というのは、やはり公有地で買いますよちゅうことでつくった施設で、あれはあそこに駐車場があればあってもほかのことには使えなくて、やはり鶴田公民館の駐車場として私はこれもう必要だろうと思って自分は判断したんですが、2,000万ぐらいだったですけども。

だからその辺から考えますと、結局町が持ってるそういう施設の駐車場と、先ほど町長は均衡をとる必要がある、調査するというな話で私も納得したんですが、このさつま町の区公民館の設備の補助金の交付要綱なんか見ましても非常に厳しいんです。

例えば、私は湯田ですから言いますけれども、あの館つくるのに6,000万、前も言いましたけどかかりました。国から2,000万の補助があって、この要綱でいきますと国の分を引いて、4,000万のうち2分の1、2,000万が限度ですから町から2,000万もらって、4,000万の補助をもらって、ほで湯田区で2,000万出して6,000万の施設をつくった。

条例公民館の場合は町のやつですからずっと、今もう合併前の話ですけどもなってます。今度、湯田区の場合は駐車場が、結局農協さんのあそこへとめてたのが、結局農協がもう引き上げて民間に売るとなると、区の運営で困ると、駐車場がないとどうしようもないちゅうことで買いましょう。

それじゃ、そんなときにこれ調べたら土地を買うのはないんですよ補助が、1円も。条例の不備だと言ったんですけど、条例改正しないとないわけですから。ですから、農協が2,000万でちゅうことで2,000万全部区で買ったんです。

だから、鶴田の公民館の場合は極端に言うと、そのときにも言いたい気持ちは十分あったんですが、土地開発公社と本体は一般会計とあれはもう親子ちゅうか兄弟ですから、どっちかに負担が行くわけですから言わなかったんですけど。

やはり町長今後、先ほどもちょっと言って酸っぱくなりますけれども、限界集落等とかいろいろ、区公民館の維持運営というのは非常に厳しくなっていくんです、館の維持とか。

だから、この施設の附帯設備にしても、結局何ていうんですか附帯設備の整備で事業費を、20万は自分たちでせんないかんわけです、20万を超えた部分については2分の1の補助。

ですから、この辺の条例をやっぱ調査と一緒にいろいろと変えてもらって、そしてそういう限界集落、きのうは役場職員の地域職員とかいろいろ配置してということだったんですが、やはり一番肝心なところだと思ふんです。

区費を捻出するのに非常に困ってるし、高齢者が増えてきて人は減ってくる。だけど維持管理は一緒だと。長くなって申しわけないんですが、だから、その辺をひっくるめてやはり改正をして、町内の各地域が活性化されるちゅうか負担が一律になるようにしていただきたい。

条例公民館のやり方というのは思いますよ。先ほど言われたように、社会教育法で決まって町でするわけですから。そこを起点にこれからいろんな社会教育をやっていくところですから。

ただやはりその差がちょっと大きいなということで思いますから、その辺今後十分検討していただくように要望をしておきたいというふうに思います。

○木下 賢治議員

二、三お聞きしたいんですけども、今も話があったわけですが、14ページの庁舎の耐震調査の件につきましては、私も同等の感じを得ております。

もし、特例債でも借りてつくるとなった場合に、そういう耐震調査の数字というものがやっぱし必要なのか。もしそういうものが不要でなくて起債できるのであれば、あえて340万使わんでもいいんじゃないかなという感覚は持っております。

答弁はこれは要りませんけれども、それと17ページ、児童福祉費の3目、保育所の運営費についてなんですけれども、全協で事前説明を受けたわけなんですけれども、6月補正の時点で結局、国県の補助が6,400万、それと経済対策の臨時交付金でもって町の負担金とするような話だったわけですが、その場合一応交付金として町が受け入れて、それを町のお金として補助をするという格好ではないかというふうに、6月補正の場合はそういうふう感じていたわけなんですけれども、今度の補正予算書の中では国県がもう9,000万というふうになってるわけなんですけれどもそこ辺の違い。

あわせて、この前の協議書の資料を見ましても、市町村負担が2,900万というふうにもなっております。そこ辺の説明をお願いしたいということと、この前の説明会の時点でこれまで保育事業者に対して、園の施設に対する国県補助の上乗せの町費補助というものは例がないということ説明がありました。

初めてであるということであれば、これまで自前でつくられた園舎に対してのそういう、今までの人にはなかったのに今度はあるというふうに受けとれるわけなんですけれども、そこ辺の対応が必要じゃないかというふうに思いますし、補助金を出すのであればそれなりのルール、あるいは条例化するなり、そういうことの必要性を感じるわけですが、ちょっと私の聞き取りがよく理解できてない面もあると思いますので、そこ辺を説明していただきたいと思います。

それと今もありましたけれども35ページ、虎居公民館の件なんですけれども、これも全協の説明のときにも話をしたわけですが、この種の町への要望というものはいろいろ多分町長あると思うんです。私の地区の公民館をこうしてくださいとかというのがあると思うんですが、そこ辺の場合、予算の関係でやはり優先順位というものが必要だと思います。

実際、私もあそこを通りがかりに見ますと、本当に昼間から利用者も多いし、うまく利用されてるなというのは感じておりますが、また当然駐車場の件につきましても、大きな区の公民館にしては駐車場が少ないというのを感じておりますので、当然必要なことだとは思いますが、そこ辺が普通、議会にも駐車場についての要望書なりとが来てないわけですが、執行部に対してはそういう要望書とかそういうものが出ているものか。

また、こういうことを町に要望する場合は、区の総会等でみんなの同意として総意を持って町に要請するなり、そういうことがされているものか、そこを質してみたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

2点目の虎居の公民館の用地の関係でございますが、虎居地区の公民館については先ほども申し上げておりますいわゆる条例公民館の1つでございますけれども、ここにつきましては虎居地区はもちろんでございますが、北部地域の平川、白男川、泊野、柵野、こういった地域の全体的な公民館活動を推進をしていく拠点としての位置づけをしてございまして、やはりこの利用というのは議員おっしゃるとおり非常に利用度が高いというところでございます。

実態として、当初からもう市街地部分ですから、なかなか有効な土地を確保して駐車場を確保していくことがなかなか難しかったようでございますし、ずっとあそこを利用される皆さんからは、何とかこの駐車場が欲しいという要望はお聞きをしておったところでございます。

これにつきましては、長年の懸案ということになっておりますが、やはりこれから、先ほどから出ておりますとおり地域の公民館活動をさらに充実をしていく。地域の活性化をするためには、やっぱりこういった拠点となる施設、よりどころというのをしっかりとしていく必要があるかと、そういう整備を必要最小限はやる必要があると、そういう気持ちでございまして、町としても町の施設である以上はそういう整備をしていきたいという観点に立って、今回必要な部分については確保していく方向で、一応公の機関の中で正式に土地の価格等を評定をしていただ

きまして、交渉に入っていっただらというふうに考えているところでございます。

○福祉課長（二階堂清一君）

17ページの保育所運営に関する民間保育所改修助成事業のことではありますが、以前はこういった社会福祉法人が実施する施設整備につきましては、行政の補助金支出は任意という形でとらえておりまして、余り補助金を支出してなかったわけですが、少子化問題、それに対する次世代の計画の中では、やっぱりこういったところにつきましても行政の負担ということで、行政も補助をなささいということを求めてくるというふうに思っております。

今回の場合は、町の持ち分というものが2,900万ぐらいありまして、その中で2,600万円は国の一次補正を財源として充当できたから助かったわけではありますが。

そういうことで、非常に今後国はこういった施設整備について行政側の補助金支出を求めてくるというふうに思っております。

予算書の中身の話ではありますが、9,041万6,000円の中に純粋な県の補助金というのが6,441万6,000円入っております、この内示が来ましたのが7月10日であります。

一応、この額も町で受け入れて町の補助金も足して出すと、支出をするということになっております。そして、残りの2,600万円、9,041万6,000円から6,441万6,000円を引いた2,600万円が、21年度の総合経済対策の一次補正を財源に充当しているものであります。

9月補正で計上しましたのは、肝心のこの6,441万6,000円の県の補助の内示が7月に来た関係で6月補正には間に合わなかったということになるようでありまして、純粋な一般財源負担というのは328万円ということであります。

○木下 賢治議員

先ほどの答弁の中で、ほかの地区から同等のそういう施設整備等の要望はないのか、あった場合にその優先度というものを検討されての結果だろうとは思いますが、やっぱりそこら辺の仕組みというものの取り扱いを聞いたかったです。

それと、この事業を事前説明の中では今回の補正に出して、12月補正で用地を買い上げて、公民館のことです。来年の1月に締結をするというような話なんですけれども、補正対応をしなければならぬほど緊急性、あるいは当初予算というものではできなかったものかというふうに感じたものですから、このような質問をしているわけであります。

先ほども話がありましたように、国の政権も変わりまして新しい政権の交付税を含め地方政策が見えてこない中で、今後の町の財政運営というものに何か不安もあるわけなんですけれども、暫定税率の廃止なんかでも本町への影響というものが大きいものがあるんじゃないかというふうに考えております。

そこ辺も、財政課長であれば危惧されること、対応策等を考えていらっしゃれば教えていただきたいということと、これまで本当に圧縮に圧縮してきた今の本町の財政事情、町長幾らか余力が出てきたような話もされたわけなんですけれども、今度は逆に先が今の時点では読めない状況の中で、そういう出費を補正対応でされることに対して慎重性が必要じゃないかというふうに感じるわけなんですけど、この点についてはいかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおり、この財政運営については、本当に今後におきましてもシビアの中で努める必要があるかと思っております。

その都度、財政の状況というのは編成の都度チェックをいたしておりますので、今後の見通しもどういうふうに進んでいくかということも、一応踏まえた上でこういう補正の編成もいたして

いるところでございます。

今ちょうど政権が変わりまして、地方自治全体に対する影響というのが今後どういう形で出てくるかというのは、私も深い関心をもっておりますし、地方財政が今の民主党のこの考え方というのは、補助金をなくして一括補助金、そしてまた地方交付税に合わせた形で自主財源の増額に努力をするんだと、こういううたい方もしてありますけども、結果的に国庫補助金、あるいは地方交付税そういった依存財源の全体的な枠の中がどういう形になってくるのか、減ってくるのか、あるいは増えてくるのか、その辺が全く見えない段階でございまして、今後その推移というのをしっかりと見きわめて、情報もしっかりとりながら影響が出ないような形で進めていきたいと思っているところでございます。

○財政課長（下市 真義君）

今後の財政運営につきましては、今町長のほうから述べられたわけでございますけれども、御質問の中に暫定税率の廃止の影響等はどうかということでございますけれども、やはり公共事業に充てられていた財源でございまして、そこら辺も確かに影響は出てくるかと思えます。

今、情報は県にも問い合わせていますけれども県にも一切入ってこない。マスコミ報道でしか情報を得ておりませんが、やはり今後補助金制度の抜本的な見直しがされるという、いわゆる一括交付金的な形で、自由度を高めた形での交付という方向になるやに報道がされておりますので、そういった点には町長も申しましたけれども情報を的確に早く収集いたしまして、当初予算編成も近づいてまいりますので、そういった点には十分留意していきたいというふうに思っております。

○米丸 文武議員

31ページの9款、消防費の非常備消防費の、先ほど麥田議員のほうからも質問が出ておりましたけれども、この2目の非常備消防費、163万9,000円のこの一般需用費の内訳というのは、どういうふうになってるのか御説明いただきたいと思うんですが。

○消防長（田上 泉君）

ただいまのお尋ねにありました需用費の関係でございしますが、これにつきましては、消防団員の公務災害防止を図るために、今回国の助成金を活用いたしまして、安全ヘルメット、それから皮手袋等を購入するための経費でございします。

○米丸 文武議員

消防の方々の、消防団員のヘルメット、安全の対策というようなことでございしますが、実は1カ月ぐらい前だったですか、それぞれの消防団のほうの消防ホースの点検をされた。

たくさんあるところは、必要最低限度残して出してくれと。足りないところが相当あるんだというような話があつて、それをそれぞれたくさん持っておるところは出して、そちらのほうへ持っていったという話を聞いておるわけでございしますが、消防団においても、消防署はもちろんそういうことはないだろうとは思いますが、いろんな非常の事態にするその設備が整っていない状態があるのかどうか。

これはちょっと問題だなというふうに私は感じたものですから、今これをそのような形で設置されるのかなというようなことでお聞きしたところなんです、そのような事実がございましたか。

○消防長（田上 泉君）

ただいまの御指摘をいただきました施設の関係でございしますが、実は監査事務局のほうから今年度、10月ごろをめどに各分団の備品点検を実施することの通知がございします。その前の事前の点検ということで、昨年の10月からことしの3月までにかけて備品点検を実施いたしました。

た。

この結果、各分団によりまして、例えばホースでもありますけども、旧町ごとに格差が生じてございます。多いところは1分団60本ぐらい所有してるところ、あるいはあるところは20本以下という、そういった格差が生じております。

したがいまして、私どもといたしましてはこれをやっぱり平準化する必要があるというふうなことの観点から、ポンプ車につきましては30本、可搬ポンプについては20本、それからポンプ車と可搬ポンプを併用してる分団については40本という一つの目安をいたしまして、それで増減を図りまして調整をさせていただきたいということで幹部会に諮りまして、御承認をいただいたということでございます。

したがいまして、足りないところについてはそのような工夫をしながら、なるべく財政支出を伴わない形でそうした施設のあり方というのを検討させていただきたいということでございます。

○米丸 文武議員

それぞれ分団においては管轄する区域が違うわけでございますので、いろんな広い範囲をするところはそれだけ、万が一余り起こったらいけないことでございますけれども、使用したら洗って干したりして交換をする、また積みかえておくというようなこともあります。

また、旧町間においてのももちろんその設備の差はあったかも判りませんが、それなりの必要性があってそれを準備したというふうに理解いただいております、足りないところにあればとか、少ないところは平準化というようなことではなくして、きちっとやっぱりそれに対応できるような設備というのは、それは私はするべきじゃないかというふうに思っております。

また、それが古いのを回していつまで使えるかどうか、そこ辺のところも内情もよく見ないで、本数今使ってるのは何本あったちゅうなそういう安易な形で、これを非常備の消防としての設備としては、私はもうちょっと考えるべきじゃないかなというふうに思ったものですからお聞きしたところでございます。

今後はやはり国民の皆さん方のいろんな、その生命とか財産とかそういうものを守る消防団のものについては、やはり必要最低限度のきちっとした使える器具での対応をするような考え方をお願いしたいというふうに思っております。それで終わります。

○消防長（田上 泉君）

誤解があるといけませんので一言だけ申し上げておきたいと思いますが、決して安易な考えでやっているわけではございませんで、多く抱えてるところは使っていないわけであります。

そうしますと、ホースがやはり使わないということによりまして傷みが激しくなるということでもありますから、それを効率的に使うためにそのような平準化を図ったということを御理解をいただきたいというふうに思っておりますし、またただ単に目視だけでこれを判断したということではございませんで、そうしたきわどいものについては私どもの耐圧試験をしながら、使用の可否を判断しながら、そのように調整したということで御理解いただきたいと思います。

○川口 憲男議員

先ほどからいろいろ出ております。財政課長、この地方債の関係が今度で3,600万補正を出されまして15億3,600万、今まで緊縮、いろんな圧縮というような財源の中で、15億円範囲に抑えるんだという流れをとってきたんですが、いきなりここにきまして9月補正でもう15億を超えますが、今後12月、あるいは3月の減額の状況までに考えられる、例えば先ほどからいろいろ質問が出てますように国の動きの判らない点で、町内にもいろいろなところが出てくると思うんですけど、この地方債の動きをどういうふうにとらえられているのか。

○財政課長（下市 真義君）

補正予算書の41ページのほうに、現在の町債の状況をお示ししておりますけども、この中で今回の災害に関する補正を含めまして15億3,600万の今年度の起債見込みでございますが、今ありましたとおり15億円の範囲にとどめるという基本は守っているつもりでございます。

今年度この額を超えたというのが、その他の（5）の臨時財政対策債5億9,320万円。これが昨年が3億8,200万でございましたので、昨年にしますとこの分が2億1,100万ということで、これは交付税措置される、いわゆる交付税のかわりにこの臨時財政対策債でということで、本年度はこのような理由で15億を超えた。

普通建設事業の関係見て見ますと、昨年起債充当しましたのが9億7,100万、本年度は9億700万ということで、普通建設事業につきましては6,400万円の減、それと災害関係が昨年は8,600万が本年度3,600万ということで5,000万円の減ということで、今年度に限ってと、国の方向が今度この臨時財政対策債の扱いをどうするかというのもありますけども、やはりこれまで守ってまいりましたそういった健全財政の中における起債の総額というのはやはり枠内に収めていくと。本年度は、こういった理由で超えたということを御理解いただきたいというふうに思います。

○川口 憲男議員

今年度の取り組みとこれまでの取り組みちゅうのが幾分違ってきてる関係上ちょっと増えたということなんですが、その交付税措置なんかがされるにしても、今のところで15億3,000万、一応目標ラインを超えてるわけですね。

そうしますと、当然昨年の12月の補正的なども見ますと、相当この間に来る可能性があるというような状況が見えられます。

そうしたときに、今の新しい国の流れの中で補正等をカットしていくと、国民の生活に支障のない分から落としていくというような話もちろちら聞こえますけど、中身がない状況の中で必ずしもこれから先災害が来ないとか、あるいは先ほど渇水の問題も出てきましたし、あるいは町道のいろんな問題も出てくると思うんですが、そういう流れの中で予想されるのが、やっぱしある程度は財政として持っとかにやいかんのかなと思うんです。

そういった考えの中で、大体どれくらい今年度いくような考えをお持ちなのか。

○財政課長（下市 真義君）

今年度の見込みでございますけども、今後補正見込みが5億7,000円ほど見込んでおります。決算見込み、最終予算規模としましては146億程度という見込みをいたしまして、交付税も決定いたしましたし、特別交付税も先般ヒアリングを受けてまいりまして、昨年よりは下回る見込みでございますが、予算も低めに計上いたしておりますので、今年度、起債は実績かれこれで3,000万円ほどは落ちるであろうと、起債額が、事業執行段階でいうふうに見ております。大体今年度、おおまかな見込みでございますが、実質収支を5億程度というふうに見込んでおります。

○川口 憲男議員

3,000万ほどは落ちるということですから、この15億3,000万から3,000万ほど落ちるちゅう考え方でいいですか。町長、今そういう考え方で15億のラインをどうにかこうにか平行ラインをキープしていくという、今財政の考え方なんですが、先ほど町長が木下議員の質問だったですか、麥田さんですか、いずれにしろ、両方からこういう財政状況の質問がありました中で、国のほうも自主財源確保をやっといかなきゃいけないちゅうようなことを地域に求めていると。

そういう町長答弁されましたけど、うちのまちとしてその自主財源を確保していくちゅう方向性を、今後例えば今の国の流れが一括交付金制度等になったときに不足する、あるいはその上乘せ分で自主財源確保ということになったときに、どのような形でそこあたりができていくのか。

また、平成22年度の予算編成とか、いろんなのになって来たときに、これは国の流れを、今の流れを見ないと判りませんが、どういう国からの流れが来るか見えない状況での判断だと思うんですけど。

きのうの一般質問にもありましたけど、自助努力をせんにやいかんと、地区公民館とかいろんなところも自助努力をしていきながら、自助・共助・公助の精神でいかなきゃいけないという答弁もありましたけれども、具体的には説明できないでしょうけれども、どのような考え方で自主財源確保というのを考えておられるのかお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

先ほど、木下議員のほうにお答えいたしましたのは、例えば、今のこの民主党の考え方というのが、国庫補助金とかそういう紐つきの財源、そういうものをなくして、いわゆる一括交付金ですか。いわゆるもう地方が自由に自主的なまちづくりに使えるように、そういう形の財源に変えていきますと。

一々国のほうに「こういう事業をするから補助金を交付をしてくれ」というような、そういうことをなくして、これについては補助金をそういうことでなくすから、事務費もカットしますよということに考え方を出しておるようでございますけれども。

交付税とか、あるいは交付税も何でも使っていいお金になっていますから、自由裁量の形での財源になっております。そしてまた、この一括交付金についても、自由に使えるということでありまして、そういう意味での自主財源ということで私は申し上げて、私がこの申し上げたのは、結局地方が独自の政策で、そのまちにあった使い方をやれるような財源に変えていくというような考え方があるものですから、自主財源的なことを表現をいたしましたけども、実はもう自由に使えるお金だということで御理解をいただきたいと思います。

自主財源は、もともと町税とか、使用料、手数料とか、分担金とか、そういうことだけしかございませんので、ちょっと言い方があれでございましたが、そういう形に変わってくるというようなことでありますから。

それが、総額が補助金、交付税をもらっていたときよりもその総額が増えてくるのかどうかというのは、これからの私どもの一番の関心事でありまして、一括補助金とかそういう形になりますと、非常にこう使い勝手がいいわけですので、そういうことについては特色のあるまちづくりの上では非常にありがたいと思っております。ただ、全体の総額が増えていただくようなことが期待をいたしておるところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね11時15分とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を引きます。質疑を続けます。

○平八重光輝議員

何人かの方が質問されましたけれども、３５ページの不動産鑑定業務の２０万円について、それと関連いたしますが、２０万円、もう当然その購入されるものを前提してされるわけですが、おそらく一千数百万円、安くて。それに土地の整備等を含むと、これはまた１００万単位のお金が必要で、２、０００万前後の金になろうかと思います。

現在、町では行財政改革のもとに町有地の不要用地とか、将来的に使うことはないような土地はもう売却してくださいと、管理費もかかりますからって一生懸命やっております。

その中でまた、こういう土地を買わにゃならんというのは、ちょっといささか私は腑に落ちませんが、それはそれでおきまして条例公民館のあり方について町長の考えをお伺いいたします。

鶴田地区はもともと中央公民館、１つの条例公民館、薩摩地区は４つありましたけども、いろいろ議会でも議論されて１つになっております。宮之城地区は３つあります。

その３つのうちの２つは、昭和の大合併、昭和２８年、９年、３０年ごろに合併したあとに、恐らく支所等そのまま機能を残されたものが残っているのではないかと、私はまだ小学校に入っただけでよく判りませんが、だろうと思います。

以来、五十数年間、同じ形態をずっと取っております。まだ未来永劫これを続けられる考えなのか。当時は車もなければ、あるいは電話もない、携帯はもちろんない、ファクスもない、コンピュータもない時代でありましたから必要であつたろうかと思います。

しかし、時は流れ、現在車であれば１０分もかからんで来る距離になっております。佐志にしてみれば、十何分かからんぐらいです。

そういう中で、まだこれを続けていかにゃならんのか。虎居においては、政策的なことにつくられたというふうに伺っております。そこについても、役場の非常に近いところにあります。

先ほど町長が、平川とか泊野とか杵野とか白男川が入っておりますと言われましたが、町全体であそこを使われることはたくさんあるかと思いますが、平川に町長はお住まいですが、平川単独の会合、行事等であそこを使われたことは、恐らくないと思いますよ。

そういう中で、そういう名目で運営されております。もちろん泊野のも恐らく１０年間さぐって１回、２回あるかどうか判りませんが、ほとんどゼロに近いと思います。

そういう中で、どうしてもそういうことを名目にして、それを残さんないかんのかということをお伺いしたいんです。

いろんな条例公民館だから、行事がありますとおっしゃいますが、もちろんあります。ありますが、それは自治公民館よりはるかに秀でて、たくさん使っているわけでもなければ、自治公民館はほとんど使っていないわけでもないんです。それぞれの地域は、それぞれのあり方で結構使っていらっしゃるわけです。

その中で、私はいつも、もう何年も前から言いますが、５００万、６００万と、以前は１５万、今は１８万になりましたけど、平等ですかと。私はどうしても平等とは思えませんというふうに、ずっと申してきました。

だから、今の状況をこのままずっと佐志、山崎を含めて、虎居もですけど、条例公民館だからって、町費をずっと入れていくと。多いときは数千万というお金も使っております。そういう行政のあり方で私はいいか少し疑問に思います。

やはり、ほかの、先ほどほかの議員の方からありましたように田舎、田舎といえば失礼ですけども、周辺は高齢化して、８０、９０の方にも公民館費をお願いしますと、もらわにゃならん状況なんです。

そういうのは１８万と３００万、４００万、５００万が平等なのかといえば、私は平等やない

と思います。だから、一気にゼロにしようと、100軒平等にしようとは申しません。

そこにはやっぱ70軒、80軒のものもあってもいいと思いますが、その辺はそのまま残されるつもりか、あるいは何年か経ったうちに、やっぱりせんにゃいかん思われるのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

条例公民館とほかの地域の、いわゆる自治公民館との均整の問題だと思いますけれども、先ほどこらるる説明を申し上げますとおり、やっぱり歴史がございまして、この公民館活動を進める必要があるということで、この社会教育法にのっとってこういう館というのが設置をされて来ておるわけでございます。

山崎と佐志の場合は、行政的な支所という形での当初のスタートがございまして、その後この公民館活動として理解をきておる経緯がございまして、やはりこの辺の意義というのは、やっぱり過去においても、それなりのことがあって条例措置をしながら、その町民の皆さん方の、いわゆる先ほど申し上げたように公民館としての社会教育を推進するという意味合いから、目的の達成に努力はされて、それなりの効果があったというふうに考えておるところでございます。

それでまた、今は地域のほうでも自主活動という形で、いわゆるこの公民館活動の一環として、それぞれ館長さん方、いわゆる自主組織としての活動をそれぞれ推進してきていただいて、先ほども申し上げましたとおり、ほんとにこの特色のある地域づくりに頑張ってきていらっしゃるということであるかと思っております。それらが延々と続いてきて、こういう結果になって来たんだと、そういうふうに私は理解をいたしております。

そういうことで、今後同じような形でずっと続ける必要があるかということでございますが、確かに、そういう公民館活動の推進によりまして、今各20の公民館においても、新しく制度を変えられた地域も3地区はございますけれども、やはり今後においてはこれが徹底をしていくということになりますと、例えばこの中央公民館的なものがあって、あとはこの各地区それぞれ、今、条例公民館ではない、それぞれの地域のそういう姿の中で、うまくこう連携をして、一体的な地域活動、公民館活動ができれば、そういう段階になれば私はそれは中央で、1つでもいいかと思っております。

そこまでその急激に条例を廃止していけるかというところについては、まだまだしばらくは必要かと思いますが、それをいつまで続けるかというところまでは、今の段階で、あと二、三年したら始めますと、今の段階では言えませんので、しばらくはこういう状況をやっぱりしっかりと公民館活動を進めながら、やはり町民のそういう、ほんとにこの公民館活動が浸透し、地域が美しい形になっていけばありがたいと思っておりますので、そういう状況は、今後は公民館長さんを中心にいろんな連携を取りながら、こういった生涯的な学習なり推進ができて、ほんとに各地域が十分やっていけるんだということになれば、それはもうそういう形でもいいかと思っておりますけども、しばらくはそういう形も必要かなというふうに考えておるところでございます。

○平八重光輝議員

今までの活動を、何も私は否定するものではないんです。もちろん皆さん、どこの公民館も、多かれ少なかれ人口にあわせ、あるいは予算規模にあわせて一生懸命活動されているわけであります。その予算のあり方についてお尋ねしたわけであります。

だから、この宮之城地区も3つありますけれども、薩摩地区と同じように4つあったものを中央公民館1つではできませんかというふうにお尋ねしているわけであります。

現在、薩摩地区において中央公民館が、条例公民館であり、3つは条例でなくなりましたけども、ほんなら何もできなくなったのかと、何もしたらんかとかち言えば、以前と変わらず、やは

り同じように活動をされているものと思います。

条例公民館でないと、あれもできない、これもできないということは、私は一切ないと思います。

だから、五十数年、まだ延々と、私に言わせればあんまりこう言い方はよくないですけども、ひとつの既得権益になっとるんじゃないかというような気がしないでもないんです。

山崎にしても、二渡は二渡で持っていらっしゃいます、久富木は久富木で持っていらっしゃって、あそこを自分たち単独の行事を、山崎の公民館でしようかというようなことは、あんまりないと思います。

もちろん佐志においても、湯田の方が、湯田単独の行事とか会合を、ほんならあそこでしちよるんだから、そこを使わせてくれとって使われることも、ほとんどもうゼロに近いと思います、10年間とっても。

そういう中で、どうしてもそれを形を残して、町が全部面倒を見らんやいかんとかというのを聞いとるわけでございます。

何も全部やめて、いっちゃんつこやならんごとせえという話でもないし、今まで一生懸命されたことは間違いだったという、そんな否定するようなことは全く申し上げているつもりはありません。

だから、できるだけ周辺部においては、公民館はもちろん、公民会ももう運営に非常に困っておりますというか、苦心されております。高齢化、10年経てばみんな平等に10歳年をとります。80の方は90になり、90の方は100になり、まあ100まで生きていただければ大変ありがたいんですが。

そういう中で、やはりあるところで区切りをつけて英断をされて、どこの公民館も運営がうまくいくような施策を考えるのも、やはり町長の大事な仕事の1つじゃないかと思いますから、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

一言つけ加えさせていただきますが、いわゆるこの今、条例公民館というのが、結局社会教育法に基づいての施設でありますから、これやっぱり町の施設としての、いわゆる教育サイドの施設、これは町長部局だけで、こういう財政的な面、予算的な面からだけの判断では難しい面がありますから、広くあまねく、やっぱ社会教育推進という立場がありますから、その辺は十分今後やっぱり教育委員会という立場でもそっちの専門的な立場がありますから、そういう中で協議をしていかないと、こういう財政的な観点のことだけで、あるいはこれを単純にこうしますということまではいかないと思いますから、総合的に判断をさせていただきたいと思っております。

○平八重光輝議員

皆さんにお聞きすれば一番いいんですが、虎居地区の方にとっては、もちろん山崎、佐志も含めてぜひ残していただきたとおっしゃるのはもう重々判っております。

しかし、ほかの地域の公民館長さんでもいいし、公民会長さんでもいい。私はお話をすれば、ほとんどの方がこういう実情を知っていらっしゃいません、よその公民館長、会長さんは。私が話をして「そんなのがあったの」「そうなの」というのが非常に多いです。

だから、そういう情報も含めて、毎年これくらいこちらには条例公民館ということで補助をしておりますというようなのを流していただければ、また意識も変わってくるんじゃないかと思います。

だから、100年とは言いませんけれども、せめて町民の皆さんが私だけじゃなくて、ほかの

町民の皆さんが要望されることであれば、ぜひ検討されて10年、20年先は長いので、せめて町長の任期中4年以内には、ある程度の結論を出されるようなふうにしていただきたいと思います。

あんまり言うと、またあれですから、これぐらいに収めますけれども、周辺部の公民館、公民会の運営は、非常に大変だということは皆さん認識していただきたいと思います。

○新改 幸一議員

19ページの農林水産業費の中の8目、担い手育成費10万補正組んであるわけですが、この10万の金額云々ということではございませんけれども、私たちのまちも合併いたしまして、農協と一緒にしながら担い手育成室もでき上がって、それぞれ努力をしてもらっているところでございます。

今まで自公政権の中での地域の農業政策というものに對しまして、特に米につきましては、集落営農という形の中で、それぞれ努力をされて来たところでございます。

今回こうして政権が変わってきますと、今マスコミ等も、特にこう農業新聞等読んでみますと、戸別所得補償制度云々というのが大きく、このクローズアップされて来ているわけですが、私たちが農協と一緒にしましてつくっております担い手支援室の仕事の中身も若干こう変わってくるんじゃないかというのも懸念するんですけれども、ここあたりの感覚ちゅうのは、どんなふうに考えていらっしゃるのか伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

民主党が出しております戸別所得補償につきましては、この前も概要については少し説明を申し上げましたけれども、今まで担い手という形で、これから今の農村の実態を見たときに高齢化が非常に進んでる。本町においても、65歳以上の占める割合というのが70%ですから、そういう人たちが今の農村、農業を支えていらっしゃるというようなことの実態はありますから、こういことを考えますと、この5年、10年先、どうしてもやっぱり担い手をしっかり、よくつくり上げて、これからの農業の発展を期さなければならぬということがありますから、やはり農業、農村の集落営農、そしてまた認定農業者、そしてまたそのほかの担い手の確保というのは非常にこう大事なことであるかと思っております。

戸別所得補償の中でも、いわゆる販売をして、販売価格が少なくなったときは補償しますよという制度でありますから、この担い手の問題とは、私はそう別の問題というんですか、やっぱこういう実態からいきますと、担い手の確保というのは当然やっぱ必要ですから、そういうことについてはこれからも継続は必要でありますし、民主党が考えていらっしゃるのとは、それとは別にそういうお金に対しての補償についてのことをおっしゃっているわけでありまして、それについては中核農家だけじゃなくて、普通の農家の皆さんも、みんな、ほんなら考えますよということの対象を拡大しておりますから、その辺はありましようが、ちょっと担い手の場合とは違うんじゃないかなというふうに理解をいたしているところであります。

○新改 幸一議員

私もそういうふうに理解をするんですが、特に私たちのまちにつきましては、この水稻が中心でございますから、こういう補償制度が出てきますと、今までせっかくこの集落営農、将来的には集落営農が大事なんですよということを、担い手支援室を中心に一生懸命この各地域に説明もしてもらったところでございます。

そういう基本が出て来ているところにこういうのが出てきますと、また農家の個々の皆さん方は、そういう手取り分を含めて、もう年を取ってもう農業ができんちゅう人は、そういう集落営農にまだまだこう期待されると思うんですが、兼業農家を含めてそういう方々が、せっかく地域

の気運が高まっているのに、何か水を差すような、まとまっていかなようなふうに、私はちょっと考えたりもしたもんですから、こういう質問をしたんですけれども。

今後農協と一緒に、この支援室をつくっておりますから、大変喜ばれている面も多々あると思います。特に農協につきましては、皆さん方も御承知のとおり、さつま農協、伊佐、さつま川内、合併に向けてこの粛々動きが出て来ているようでございますけれども、農協が合併したときに、我がまちとの担い手支援室云々の今後の流れ、農業政策についてのこういう我がまちの独自のやり方ちゅうのを、町長は農協長さんあたりとどんなふうに話し合いをされているのかをお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今、ワンフロアの形でこの担い手支援室をつくっていただいておりますけれども、今も申し上げましたとおり、これからはいかに担い手を確保していくか、このことがやっぱり大事なことであると認識をいたしております。

したがいまして、私の考え方としましては、もう引き続きこういう形で継続をしていく必要があるかと思っております。また近々、JAの幹部の皆さん、組合長さん以下、幹部の皆さんとお互いに協議をする場をセットしていただいておりますので、その中でも当然議題になってくるかと思っておりますが、私の考えとしてはそのような形で話を進めていきたいと思っております。

○新改 幸一議員

町長の答弁を聞いて安心しました。農協さんは農協さん、組合長初めそれぞれの幹部の方々、農協の運営についても大変なこの考え方、苦労もあられると思います。町長は、町長の考え方も、今申し上げられましたが、とにかくそういう組織の幹部との将来像を含めた話し合いちゅうのをよく持っていただきまして、我がまちの農業政策がうまくいくようにひとつ要請をしておきたいと思います。

○市来 修議員

19ページの5目の農産園芸振興費ですが、梅のことですけど、管理費として人件費も追加で出ているようですが、この梅の振興ということで、以前、もうちょっと薩摩の梅を振興させようとして非常にこう努力をされた、これは非常に結構なことなんですが、この中で梅を使った何か加工品をつくろうとして、グループができて活動をされておったと思うんです。ここあたりは、今どういう状況になってきているのか。

それからもう1点は、過去には大変キロ単価が、和歌山に出す一次加工品がよかったんだけど、これがぐっと値段が下がってきてしまって、大変な収入が減ってきたと、梅をつくる人が困っておるという事態が出てきておったんですが、ここあたりが今和歌山に送っておる一次加工のキロ単価あたりは、今どんなふうになっているのか、この2点だけを伺いたいと思います。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

まず、特産品の開発でございますが、特産品の開発につきましては、今、福山酢という会社のほうで「梅黒酢」ができております。それから、風月堂のほうで「梅かるかん」が開発されて販売されております。それから、酒造会社のほうで梅酒を2製造のほうでされておまして、今回、青梅につきましては、今まで規格外品は捨てていた部分があったわけですが、これについてもキロ単価100円という、企画外品についてもそういうことで取り引きがされておまして、農家の方々は大変喜んでいらっしゃいます。

それから、一次加工の単価でございますが、去年は中国のギョウザ関係で国内産が見直されたということで、単価が一気に上がって大変喜んでいらっしゃいましたが、今年度全国的な不況と

いうことで、また少し中国産でもいいという消費者の方が増えてきたということで、単価が下がる予定であります。

ということで、昨年よりも10キロ当たり1,000円安という回答が来ております。そういう状況でございます。昨年は平均単価が10キロ当たり4,000円ほどでございましたが、10キロ当たり全部平均して、A品から外品まで、大体農家の平均が4,000円ほどでございましたが、ことしは平均が3,000円程度になると。

ということは、青梅に直していくとキロいくらかというと、干す前ですから青梅になった場合は150円になるということです。すると4,000円だったときはキロ200円だったということで、まあ50円程度、1キロ当たり50円程度下がってしまうということになります。

○市来 修議員

その梅を使った加工されるのに今3点ほどですか、使ってもらってるというようなのですが、量的には大体どのぐらい使ってもらっておられますか。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

まず、酒造会社のほうにつきましては約70トンほど、青梅で使ってもらっております。それから、酢のほうも2トンほど、これも青梅です。それから、お菓子のほうについては2トンほど、これは完熟で、加工する前の完熟の梅を2トンほどでございます。

○市来 修議員

この和歌山に出荷されるほうが、何かこの下火になってきて、その生産者の方が大変経営的に困っているんじゃないかと思えますけど、今後ここあたりはやっぱり生産者のために、何かこう対策を打たんにやなかろうかというような気がするんです。そこあたりは町長、お考えは。

○町長（日高 政勝君）

最近、単収というのが非常に落ち込んでおります。前はその単収は2トンはやっぱり目標として取っていただきたいということですが、今はもう半分程度になってきておるということで、それで和歌山の業者のほうも、当初のそういう目標をやっぱり達成していかないと、また和歌山のほうは和歌山でまた流通の関係があるというようなことで、なかなか商売にならんじゃないかということで、やっぱこの前も社長がお見えになって、関係者の、いわゆる生産者の皆さん方にも強くその辺の収量アップについては要望されたところでございます。

そういうことで、とにかく単収を上げるということが必要でございます。それについては、いろんな受粉の関係とか、そこからまた基本的にいろんな取り組みをしていくということでありますから、その辺の取り組みを今また役員の方もかわられておりますので、しっかりとまたやっていこうということで、今回もこの予算に上げておりますとおり、指導者も新たにまた入れて徹底してやっぱその辺のところを取り組みしていただくように、町からもお願いをしているところでございます。

そのほか、加工についても先ほどありましており、とにかくいろんな形で付加価値が高められて、このさつまの梅が流通に乗って高く売れるようにということを、お願いしているところでございます。

また、和歌山の社長のほうにも、私のほうもいろいろ面談をいたまして、とにかくこうしてずっと今まで頑張ってきておられますし、そしてこれからは薩摩に限らず鶴田、宮之城の地域も、面積拡大をして量的な確保をも努めていきますから、何とか単価の面についても努力をしていただきたいということでお願いもいたしてございますが、今こういう経済状況の中で、もう和歌山の関係もやっぱり単価が下がっているというような状況もあるようですから、また今後の状況を見ながら、またいろんな取り組みもしていきたいと思っているところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第5「議案第74号 平成21年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第5「議案第74号 平成21年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に審査を付託しました。

△日程第6「議案第75号 平成21年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第6「議案第75号 平成21年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に審査を付託しました。

△日程第7「議案第76号 平成21年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第7「議案第76号 平成21年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○麥田 博稔議員

前のところで聞けばよかったんですが、総体的に介護サービス等につきまして、現在その入所したいけど入所ができないとか、いろんなそういう問題等が出ていることはないのか。

やはり、この前もきのうの一般質問等でも知的障害者のことがあって、10名ぐらいおって、5名が入所希望してるけど、それはまあ、あれは違いますけれども、やはりそうして、こういうところでも聞きますと、待機があるというようなことなんですけど、その辺の現状はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○すこやか長寿課長（平田 孝一君）

施設等への待機者等の状況であります。介護認定をされて施設等に入所したいという方もおられますけれども、そういった待機者等については100名からということで把握していますが、緊急度の高い、そういった緊急に入所を必要とされる方については最優先でさせていただきますし、現在、入院とかいろんな方法で、そういったことで実際入所までに至らない方もありまして、緊急度の高い方についてはそういった優先をしておりますので、それほど何て言いますか、御迷惑にはなっていないという状況であると考えております。

○麥田 博稔議員

前の政権のときに、ずっと介護費とか福祉費を2,200億ぐらい削っていくというようなことで、いろんなことで問題が出てきて、それで今度政権が変わってどうなるか判りませんが、やはり新聞記事、報道等見ますと、私は現に自分の母も90ぐらいですけども、まだその介護のところまではいきませんが、やはり聞きますと老老介護とか、ひとり親で子どもたちがよそにいたりして、今のところは介護保険制度で何かこう通所とか、そういうことされるけど、結局医療制度なんかが変わって、その辺を減らしてとかちゅうな話がありますので、やはり今後いろいろとそういうことで相談に来る方も多くなるんじゃないかということが危惧されます。

また、先ほど言いましたように、政権が変わってどのようになっていくのかというのが、もう先がなかなかその辺もいろいろ出てますけれども、見えませんが、やはり今後適宜に対応していただくように要望しておきたいというふうに思います。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第8「議案第77号 土地改良事業の施行について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第8「議案第77号 土地改良事業の施行について」を議題とします。提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○木下 賢治議員

お尋ねしますが、23年度の完了ということなんですけれども、それまでの間の休耕地の利用をうまくやっていただきたいということと、やはりその転作地に作目を植えつけて栽培するのはいいんですけども、うまく販売していかないといけないと思いますが、そこ辺の対応を伺っておきたいとします。

それと、水稻については1作ですか、2作ですか、休耕は。

○耕地林業課長（山口 良一君）

ここの地区につきましては、22年度、23年度の事業ということでありますけれども、今までの、これまで何カ所か整備をしてきております。ほとんど計画は2年度になっておりますけれども、単年度でほとんど終了しているということでありますから、ここはどうなるかは判りませんが、恐らくそういう事業に着手しますと、単年度で終了する形になるというふうに思っているところであります。

転作等が必要になるというふうに考えておりますが、事前に受益者の方々と十分協議をしながら、その場合は進めていきたいというふうに思います。

○新改 幸一議員

この下平川のため池整備事業、国の補助事業ですが、地元負担ちゅうのは全然ないということになるわけですか。

それと1点、受益者が15戸ということでございますから、この下平川の構造改善が済まされて、この保育園の周辺にこの図面に提示してありますが、この15名の受益者の中に、今までの土地改良関係の事業や土地改良区のほうに滞納関係の方はいらっしゃるのか。

そういう方がいらっしゃれば、こういう事業やっていく中で、滞納者がもしいらっしゃれば、きちっと説明をしながら、今後ともお願いをしていただきたいということを要請しておきます。

○耕地林業課長（山口 良一君）

地元負担の関係でございますが、防災事業で整備をするということになりますので、地元負担はないということです。ちなみに事業費の内訳を見ますと、国が50、県と町で折半ということ、25割です。

受益者の中に滞納者とはということでありますが、今、私確認をしておりますけれども、滞納者がいるということになりますと、事前にいろいろ対応してまいりたい。

○平八重光輝議員

整備事業の概要の中に、鋼土ちゅうんですか、が入手困難であるために遮水シートを使用するというふうに出てあるんですが、これはシートですから化学物質で作られたものだと思いますが、大体どれぐらいの耐用年数を計画ちゅうか、予想されているのか。

このため池自体は相当長い間使用されるものと思いますが、途中でその破れてまた漏水するというような心配はないものかお尋ねします。

○耕地林業課長（山口 良一君）

防水シートの耐用年数であります、これまでの施設等も同じようなやり方でやってきておりますので、それなりの耐用年数があるというふうには思っています。今、把握をいたしておりますので、あともってまた年数については報告をさせていただきたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に審査を付託しました。

本日から9月28日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第2委員会室、文教厚生常任委員会が第1委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

10月2日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。本日はこれで散会します。御苦勞さまでした。

散会時刻 午前11時53分

平成21年第8回さつま町議会定例会

第 4 日

平成21年10月2日

平成21年第8回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成21年10月2日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番	森山大	議員	2番	東哲雄	議員
3番	麥田博稔	議員	4番	米丸文武	議員
5番	川口憲男	議員	6番	新改秀作	議員
7番	平八重光輝	議員	8番	平田昇	議員
9番	舟倉武則	議員	10番	岩元涼一	議員
11番	内之倉成功	議員	12番	柏木幸平	議員
13番	楠木園洋一	議員	14番	内田芳博	議員
15番	桑園憲一	議員	16番	市來修	議員
17番	新改幸一	議員	18番	木下敬子	議員
19番	木下賢治	議員	20番	中尾正男	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	王子野建男君	議事係長	丸田忠君
議事係主幹	平木場達郎君	議事係主査	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育長	東修一君
副町長	和気純治君	代表監査委員	新屋敷浩君
鶴田総合支所長	永田清信君	教委総務課長	山口正展君
薩摩総合支所長	貴島晃人君	建設課長	脇黒丸猛君
健康増進課長	楠木園建雄君	耕地林業課長	山口良一君
すこやか長寿課長	平田孝一君	水道課長	北原美義君
総務課長	湯下吉郎君	監査事務局長	櫛山扶美子君
財政課長	下市真義君	商工観光課長	前田淳三君
定住促進室長	紺屋一幸君		
税務課長	萩原康正君		
環境課長	日當瀬修二君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 70 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第 71 号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 第 3 議案第 72 号 さつま町観光公園条例の一部改正について
- 第 4 議案第 73 号 平成 21 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 5 議案第 74 号 平成 21 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 75 号 平成 21 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 76 号 平成 21 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 77 号 土地改良事業の施行について
- 第 9 報告第 5 号 平成 20 年度健全化判断比率の報告について
- 第 10 報告第 6 号 平成 20 年度資金不足比率の報告について
- 第 11 議案第 80 号 平成 20 年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 12 議案第 81 号 平成 20 年度さつま町水道事業会計決算の認定について
- 第 13 議案第 82 号 平成 20 年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第 14 発議第 9 号 中山間地域等直接支払制度の存続を求める意見書（案）の提出について
- 第 15 発議第 10 号 鶴田ダム再開発事業の継続を求める意見書（案）の提出について
- 第 16 議員派遣の件
- 第 17 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成21年第8回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

ここで執行部から、9月18日の総括質疑において回答を保留していた件について発言申し出があります。お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、執行部からの発言の申し出を許可することに決定しました。執行部の発言を許します。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

「議案第71号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正」に係る18日の総括質疑において、新改選議員の乳幼児医療費の町内、町外の受診状況等についての質問に対し答弁保留をいたしておりましたので、それについてお答えいたします。

平成20年度の乳幼児医療費支給額、これは平成20年1月から12月までの支給分で、国保、社会保険等の医療保険分すべてを含むわけですが、1,465万6,340円で見えますと、町内が869万1,209円で、59.3 $\frac{千}{百}$ 。町外が596万5,131円で、40.7 $\frac{千}{百}$ 。大ざっぱに言いますと、町内6、町外4という状況になっています。

また、受診件数9,955件で見えますと、町内が7,108件で、71.4 $\frac{千}{百}$ 。町外が2,847件で、28.6 $\frac{千}{百}$ となっております。件数で見ますと、大体7、3ということになるようでございます。

先の答弁の中では、国保の医療費の例を町内が7、町外が3ということで、その旨を説明をいたしておりましたけれども、受診件数で見えますと、こういうふうに同じように大体7、3ぐらいの割合になっているということでございました。

○耕地林業課長（山口 良一君）

「議案第77号 土地改良事業の施行」に関しまして、9月18日の総括質疑の中で平八重議員から出された質問に対し答弁を保留しておりましたのでお答えいたします。

質問は、堤体工事に使う遮へいシートの耐用年数についてでございましたけれども、この遮へいシートとはこのような物（現物を示す）であります。これシートを切った分ではありますが、わずか1センチほどの厚さでありますけれども、資料によりますと、これ50センチ厚の粘性土遮水層、いわゆる鋼土に匹敵する遮水性能を持っているということでもあります。

これは、このシートの中にベントナイトと言われる粘土鉱物の一種が使われておりまして、このベントナイトは水を吸うと自らの堆積の10倍以上に膨張すると、10倍ぐらいに膨れるということで。さらに多量の水と混合すると強力な粘性を発揮するという特徴があるということでございます。そういう理由から、非常に鋼土に、非常にこの粘性土が強く用いられるということのようであります。

このベントナイトは天然の無機鉱物であるということでありまして、それ自体が腐敗することではなく、長期にわたりまして安定した遮水性能が維持できるということであり、これも資料によりますと、耐久性としては半永久的ということでございます。鋼土に比べて工期の短縮、あるいはコストの削減が図られることから、このところよく使われるようになっているということでもあります。

ちなみに昨年度、県営事業で整備をいたしました、ため池種子田地区でも、このシートを使用しているということでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ただいま健康増進課長及び耕地林業課長から回答があった件もあわせて御審議くださいますようお願いいたします。

△日程第１「議案第７０号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について」、日程第２「議案第７１号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」、日程第３「議案第７２号 さつま町観光公園条例の一部改正について」、日程第４「議案第７３号 平成２１年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」、日程第５「議案第７４号 平成２１年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第１号）」、日程第６「議案第７５号 平成２１年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」、日程第７「議案第７６号 平成２１年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）」、日程第８「議案第７７号 土地改良事業の施行について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第１「議案第７０号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について」から日程第８「議案第７７号 土地改良事業の施行について」までの議案８件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務常任委員長（新改 秀作議員）

総務常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案２件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な質疑について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第７０号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について」であります。

定住促進住宅団地の借受者に対し、２０年間の賃貸借期間満了による無償譲渡と、賃貸借契約締結の日から１２年経過後で、譲渡を希望される借受者に対して譲渡が可能となるよう条例改正しようとするもので、併せて本条例第１１条に規定する無償譲渡について、さつま町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正を行うものであります。

質疑の中で、１２年経過後の譲渡について質しましたところ、借受者が譲渡を希望された場合は、１２年間で支払われた賃貸料を譲渡代金から控除した残額を払っていただければ譲渡できるとの説明であります。

また、第１３条第２項の嘱託登記について質しましたところ、司法書士を通じた登記ではなく

役場の嘱託登記職員による登記であり、不動産登録手数料は不要である。不動産登録免許税については、譲渡を受けられる方の負担となる登記であるとの説明であります。

次に、「議案第73号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」の関係分についてであります。現地調査を実施し、審議を行ったところであります。

歳出の2款1項、総務管理費の中で、健康ふれあい施設管理費のあびる館のプールに併設されているウッドデッキの修繕方法並びに必要性について質しましたところ、水泳をされた方が休憩をするための場所であり、現在、ウッドデッキはプールの高さと同じ高さで設置してある。ウッドデッキを撤去すればかなり高低差があるので、一段踊り場を設置し、階段を設置した上で、コンクリート舗装による工法も指定管理者と協議を進めていきたいとの説明であります。

次に、財産管理費の町民センター・母子健康センター解体工事の内容について質しましたところ、町民センターは町道よりも低い部分に3階までの建物があり、解体時の落下防止のための架設工事が必要になる。それと解体した廃材を上に乗るためのクレーンも必要になる。全て解体した後の法面については、24メートルの擁壁工事を設計している。上の道路部分については、転落防止のためのガードレールの設置を考えているとの説明であります。

なお、この経費については、豪雨災害時の公有建物災害共済金を財政調整基金に積み立てており、これを財源にするとのことであります。

次に、8款4項、都市計画費の中で、観音滝公園管理費の施設工事費については、温泉のメタンガス分離設備の設置工事と、県道改良に伴う公園入り口及び駐車場の整備を行うとのことであります。

メタンガスの分離設備について質しましたところ、現在源泉においてメタンガスの濃度が基準値を超えて検出されているため設置が必要である。分離設備の設置箇所については、貯湯タンクの手前で分離することになっている。設置後は、ガス検知器により調査していくとの説明であります。

このほか、次の2点について、特に町長の見解を求めたところであります。

まず1点目として、庁舎耐震診断業務の必要性について、これまでの過程を振り返ってみると、建設から50年以上経過し、また平成9年の地震で大分傷んでいる。内部でも検討委員会を設置され検討もされているし、本庁方式になるので部屋の数も足りない。合併特例法が適用されるうちに建設しないと多額の一般財源が必要になる。どうしても建替えないといけないと判断しているが、そういう中であって耐震診断業務を行う必要があるのかと質しましたところ、庁舎建設問題は町民の中でも関心が高いと認識している。

この問題については、これまで慎重な取り扱いをしてきたし、内部でも一定の考え方は示されているが、今後具体的に進めていくとなると、町民の皆様の意見を拝聴しながらということになる。町民の皆様に十分御理解いただくためには、庁舎が傷んでいるので危険だということだけでは十分な説明ができない。専門機関の診断を踏まえ、具体的な数値をもって理解を得ることが必要ではないかと考えるとの答弁であります。

2点目として、私立保育所への補助について、今回は町の義務負担分を地域活性化・経済危機対策臨時交付金で対応できるが、今後こういった事例が出た場合の対応をどのように考えているかと質しましたところ、今回は特例的なものであり補助事業の義務負担分ではあるが、一旦こうして補助金の支出をする以上は、今後任意の補助であるにしても、一つのルールを明確に示しながら対応していきたいと思っているとの答弁であります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの総務常任委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

総務常任委員会関係の審議を一応中止しておきます。

次は、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案5件につきましては、現地調査も行い慎重に審査を行った結果、いずれも原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程における主な質疑の概要について申し上げます。

まず始めに、「議案第71号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」であります。

説明の中で、今回の改正は平成22年1月1日から町民税課税世帯の自己負担を廃止し、就学前まで医療費を無料化する改正であるとのことであります。

なお、現在の乳幼児医療費助成対象者は1,166人であり、うち町民税課税世帯の対象者は981人であるとのことであります。

次に、「議案第73号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」関係分についてであります。

質疑の中で、3款1項、社会福祉費で計上された国の地域介護・福祉空間整備補助により、消防法で義務づけられたスプリンクラーを整備する事業所を質しましたところ、町内の認知症対応型共同生活介護事業所（通称、グループホーム）の中で、みのり園、アリエ、のどか及びうららの4事業所が整備を計画されているとのことであります。

次に、3款2項、児童福祉費で計上された私立保育所改修助成事業の概要及び経緯等を質しましたところ、この事業は、国の平成20年度第2次補正で県に「安心こども基金」が設立され、保育所の耐震整備についても補助対象となったことから、今回、旭保育園がこれを活用し改築されようとするものである。園では、耐震予備調査の時点で危険であると判定され改築の希望を持っていたところに、国の財政措置が丁度講じられたことから今回事業を計画されたとのことであります。

また、これに関連し他の保育所施設の状況等を質しましたところ、町内には旧耐震基準で建設された保育所が5つあり、中には耐震調査が済んでいない施設もある。今回の事業は町の義務負担もあることから、今後を考えると町として「こども育成基金」も含め対応を研究していかなければならないとのことであります。

次に、10款3項、中学校費で計上された吹奏楽備品購入について計画的な更新はできないのが質しましたところ、毎年要望は上がっていたものの限られた予算の中で更新できずにいた。今回の購入については、電源立地地域対策交付金を充当して、最低限必要なものを学校から希望を取り予算計上したとのことであります。

また、山崎中学校音楽室に係るアスベスト検査手数料について経緯を質しましたところ、昨年調査した中で学校施設関係では3つの学校施設の一部にアスベストが含まれている恐れのある材料の使用が疑われたことから検査を実施し、その後実際に使用が確認された2つの学校施設については必要な措置も講じた。その間、建設課で町内公共施設を再調査した結果、他課が所管する

公共施設も含めると5つの施設の一部にアスベストが含まれている恐れのある材料の使用が疑われたことから、今回検査手数料を計上したとのことであります。

次に、10款5項、社会教育費で計上された虎居地区公民館駐車場予定地の不動産鑑定業務委託に関連して鑑定後の取得協議の考え方を質しましたところ、専門業者の鑑定結果を町の不動産価格評定委員会に提案し、そこで決定された価格を持って土地所有者と協議を進めて行くことになる。

なお、協議の中で価格の再検討を求められた場合は、激特事業との関係にも留意しながら、町の不動産価格評定委員会ですら再度検討する形になるのではないかとのことです。

次に、「議案第74号 平成21年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

説明の中で、老人保健医療制度については平成20年4月に後期高齢者制度へ移行されたが、平成20年3月分支払業務が残っていたため、平成20年度も予算計上し執行したところであり、本年度はその精算事務のため予算を計上していた。今回の補正は、その精算に伴う支払基金への償還に必要な補正であるとのことです。

次に、「議案第75号 平成21年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第76号 平成21年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

説明の中で、介護保険事業については高額介護給付費の申請増加に伴う補正等であり、また、介護サービス事業については嘱託職員を1名追加するために必要な補正であるとのことです。

質疑の中で、嘱託職員の勤務状況を質しましたところ、現在、認定審査調査員として4名、介護予防係内に併設されている地域包括支援センターの介護予防業務として4名が勤務している。今回は、地域包括支援センターの介護予防業務が過重となっていることから、嘱託職員を1名追加しようとするものである。介護予防事業を進めるためには、当センター専門職員の体制を充実させる必要があると考えており、これを嘱託職員で対応しているとのことです。

以上のほか、最後に今回の審査を通して、今後執行にあたっては国の情勢把握・分析等を行い町民生活に影響がないよう、また、今回審査された議案の中で、特に保育所改修助成やアスベスト検査、不動産鑑定業務委託等に関しては執行部で十分な協議を行っていただき町政を進められるよう、委員会として要望したところであります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

文教厚生常任委員会関係の審議も一応中止しておきます。

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○建設経済常任委員長（米丸 文武議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえて慎重に審議を行った結果、「議案第72号 さつま町観光公園条例の一部改正について」、「議案第73号 平成21年度

さつま町一般会計補正予算（第5号）」の関係分、以上の議案2件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、また、「議案第77号 土地改良事業の施行について」は、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第72号 さつま町観光公園条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、川内川河川激甚災害対策特別緊急事業の築堤工事により、轟の瀬公園の一部が買収され、公園面積が1,256.19平方メートルから615.66平方メートルとなり公園としての機能を失うことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

質疑の中で、残地の利用について質しましたところ、擁壁及び築堤で三方を囲まれた土地となることから、駐車場又は売却が考えられるが、今後検討していきたいとのことであります。

次に、「議案第73号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」の関係分についてであります。

まず、6款1項、農業費の中で、担い手育成事務費の関係で現在の推進状況及び課題等について質しましたところ、平成18年4月に数値目標を定めており、平成21年7月1日現在で集落営農については、23の目標に対して19組織となっており、認定農業者については264に対して248経営体となっている。

取り組みとしては、初期段階で説明会、アンケート、公表、推進体制の整備の手順で行っているが、推進体制の整備が一番の課題となっている。

今回、関係団体で作られている町担い手育成総合支援協議会において、県の地域振興事業を活用して、推進体制の整備等に向けての事業を行うことから、町においても事業推進に向けて負担金10万円を計上したとのことであります。

また、農地一般管理費の施設整備工事費647万4,000円の積算根拠等について質しましたところ、平成20年10月1日に温泉法の一部が改正されたことに伴い、白男川紫陽館の可燃性天然ガス測定を実施した結果、基準値を超えたことから、安全対策としてガス分離設備等の設置が必要となった。今回の設備については、特殊であり全国でも4社しか取り扱っておらず、近辺の2社から見積を行い安い価格のほうで予算計上している。

ガス測定は毎日行う必要があり、また、今後維持管理費として年間20万円程度が必要とのことであります。

次に、7款1項、商工費についてであります。商工振興事務費の関係で、商店街環境保全施設等設置費補助金8万6,000円については、宮之城温泉通り会へ助成するもので、宮之城温泉街路灯の高圧ナトリウムランプ等交換に係る経費の30分の補助分である。

商店街については、厳しい状況であることから、現在の事業費の30分の補助について、50分まで引き上げる考えはないか質したところ、現在は現行の補助率を考えているが、今後関係者の意見等を聞いて補助率の見直しについては検討したいとのことであります。

次に、「議案第77号 土地改良事業の施行について」であります。

平川水利組合が管理している平川下塘池について、築造後相当年経過し、堤体の前面が浸食・一部崩壊し安全性が確保されず、危険な状態であることから今回ため池等整備事業により行うものである。

事業年度は、22、23年度の2カ年を予定しており、事業費は5,100万円で、ため池の貯水量は2万立方メートル、受益面積は2.1ヘクタールとなっており、受益戸数は15戸であるとのことであります。

最後に、次の2点については、特に町長の見解を質したところであります。

まず、第1点目は「政権交代による地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業等への影響について」であります。

新政権は、補正予算の凍結及び一部執行停止の方向を出しており、地方公共団体に動揺を与えている。

これまで議決を行った予算及び今回の補正予算について、今後影響が出る場合も予想されるが、国、県から何らかの指示があったのか質しましたところ、新聞紙上では事業によっては見直す等の記事が出ているが、国及び県からの情報等については現在の時点では何も示されていない。

すでに、全国町村会などの地方6団体で、地方に影響が出ないように申し入れを行っており、今後の動向については、注視して対応したいと考えている。

なお、執行している予算にまで踏み込んできた場合は、町村会等を通じて影響が出ないように更に強く要望していきたいとのことであります。

次に、第2点目は、「梅の振興策について」であります。

今回の予算で10月から6カ月間、梅の指導員を雇用するとのことであるが、短期間では成果が現れないことから雇用継続の考えについて質しましたところ、年々生産量が落ちてきており、販路拡大に向けては、一定の生産量確保が必要である。

現在、収穫量は基準反収2トンに対して1トンであり、今後収穫量を増やすためには、技術向上を図るための指導員は必要と考えられることから、町梅振興会との連携を図りながら、出来れば継続していきたいとのことであります。

また、梅の産地であることから付加価値を付け、梅を使ったお菓子などを開発して土産としてのPRも必要であると考えられるが、今後の梅振興策についての考え方について質しましたところ、特産品開発のための協議会も設置されていることから、町内菓子店などを含めて梅の利用促進に向けての検討も行っていきたいとのことであります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

それでは、ただいままで審議を中止しておきました議案第70号から議案第77号までの議案8件について、一括してほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ただいまの議案8件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第70号から議案第76号までの議案7件を一括して採決します。お諮りします。「議案第70号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について」から「議案第76号 平成21年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案7件に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

御異議なしと認めます。したがって、「議案第70号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について」から「議案第76号 平成21年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案7件については、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第77号を採決します。お諮りします。「議案第77号 土地改良事業の施行について」に対する建設経済常任委員長の報告は可決です。建設経済常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第77号 土地改良事業の施行について」に対する建設経済常任委員長報告のとおり可決されました。

△日程第9「報告第5号 平成20年度健全化判断比率の報告について」、日程第10「報告第6号 平成20年度資金不足比率の報告について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第9「報告第5号 平成20年度健全化判断比率の報告について」及び日程第10「報告第6号 平成20年度資金不足比率の報告について」の報告2件を議題とします。
内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第5号 平成20年度健全化判断比率の報告について」及び「報告第6号 平成20年度資金不足比率の報告について」であります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、同法第3条第1項の規定に基づき健全化判断比率を、同法第22条第1項の規定に基づき資金不足比率を公表しようとするもので、いずれにつきましても監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容につきましては財政課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

「報告第5号 平成20年度健全化判断比率の報告について」御説明申し上げます。

〔以下報告説明により省略〕

○財政課長（下市 真義君）

次に6ページ、「報告第6号 平成20年度資金不足比率の報告について」の報告であります。

〔以下報告説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの報告に対して、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで報告第5号及び報告第6号を終わります。

△日程第 1 1「議案第 8 0 号 平成 2 0 年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第 1 2「議案第 8 1 号 平成 2 0 年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、日程第 1 3「議案第 8 2 号 平成 2 0 年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第 1 1「議案第 8 0 号 平成 2 0 年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第 1 3「議案第 8 2 号 平成 2 0 年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」までの議案 3 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第 8 0 号 平成 2 0 年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第 8 1 号 平成 2 0 年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第 8 2 号 平成 2 0 年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

まず、「議案第 8 0 号 平成 2 0 年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、提案の理由を御説明申し上げます。

本決算につきましては、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定に基づきまして監査委員の審査に付し、同法第 2 3 3 条第 3 項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

顧みますと、平成 2 0 年度の国の予算は、編成当時における我が国の経済が、バブル崩壊後の長い低迷時代から幾分回復基調にあるという見通しの中で進められたところでございます。

しかし、我が国が戦後進んできた経済制度や、その構造は人口の高齢化、グローバル化、IT 化に十分対応し切れていなかったことや、人口減少という経験したことのない時代を迎えようとしていること、また、国の財政状況も非常に厳しい状況にあることなど、さまざまな問題点もあり、安定した経済成長と改革の推進等を基本方針に掲げながら、成長力強化、地域活性化という重点施策には加算枠を設ける一方で、歳出改革は最大限の努力を行うこととして編成をされたところでございます。

しかし、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融危機や原油高騰などに端を発した世界的な経済不況は深刻で、国内経済への影響も大きく、経済状況の見通しもたびたび下方修正されてまいったところであります。

そして 8 月には、安心実現のための緊急総合対策、1 0 月には、生活対策に対する政府与党会議が開催されながら 2 回の補正予算が編成されるとともに、最終的には、2 1 年度当初予算まで含め 3 段ロケット予算として、生活対策及び経済対策に向けた巨額の予算の発動が盛り込まれたところであります。

平成 2 0 年度地方財政対策につきましては、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する一方で、社会保障関係経費の自然増や高い水準で推移しております公債費などにより、大幅な財源不足が生じると見込まれておりました。

そのため、国と歩調を合わせ歳出削減の努力を進める一方、地方再生に向けた地域活性化施策の充実に向けた取り組みに対処するべく、地方交付税及び一般財源の総額を確保することを基本に策定されたところであります。

本町における 2 0 年度当初予算におきましても、地方財政計画と歩調を合わせ、歳出総額の削

減など、引き続き行財政改革への取り組みを強力に進めながら、必要度、緊急度、事業効果の高いものに傾注しながら、事務事業を精力的に進めたところであります。また、行革への継続した取り組みにより、財政指数等の改善の兆しも見られるようになってきております。

一方、2度に及ぶ国の補正予算等関連制度等に対しましては、これに同調して生活対策や経済対策等に向けた補正予算を計上し、安心安全の実現と地域活性化等に向けた取り組みを進めてきたところであります。

景気回復の兆しはまだ見られず、しばらくは厳しい経済情勢が続くものと思われれますが、引き続き議会及び町民各位の御理解と御協力をお願い申し上げ、元気で活力ある町を目指した、そういうまちづくりに努めてまいり所存でございます。

平成20年度の一般会計予算は、繰越分を含めまして149億7,610万円となったところであります。既存の事務事業を調整しながら、行財政改革に積極的に取り組んできたところでありますが、年度後半におきましては、2度にわたる国の補正予算の関連事業を補正計上するなど、安心安全の実現や地域活性化に対する各種の事業に取り組んできたところであります。

歳入決算額は、一般会計で149億5,812万円、普通会計で149億4,044万2,000円となり、比較可能な普通会計で前年に比較しますと、13億7,810万1,000円、8.4%の減となっております。

また、自主財源と依存財源の割合で見ますと、町税や使用料及び手数料などの自主財源が43億3,063万7,000円で、全体に占める割合が29%。地方交付税や国県支出金などの依存財源が106億980万5,000円で、71%となっております。19年度において、所得税からの税源移譲が実施されたわけでありすけれども、国県などへの依存財源の割合は依然高くなっているところであります。

一方、歳出決算額は、一般会計で139億4,927万7,000円、普通会計で139億3,159万9,000円となり、普通会計で前年度に比較しまして、15億2,101万3,000円、9.8%の減となっております。

決算規模の縮小につきましては、三位一体の改革などによる歳出削減の全国的な流れがあるわけですが、本町では特に平成18年度発生の豪雨災害関連経費が平成19年度まで多額を要しており、予算規模自体が増加していたことも大きな要因の一つであります。

性質別経費の増減で主なものは、災害復旧事業76.9%の減、積立金が22.8%の減となる一方、増加した経費としまして貸付金が8.2%、補助費等が2.2%の増となっております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、10億884万3,000円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源、4,399万3,000円を控除した実質収支は9億6,485万円の黒字となったところであります。

また、当該年度だけの収支を示す単年度収支におきましても、1億1,656万1,000円の黒字となっております。

平成20年度におけます施策の具体的な内容、成果につきましては、決算書及び主要施策の成果説明書のとおりでありますので、御了承をいただきますようお願い申し上げます。

次に、特別会計であります。まず、国民健康保険事業特別会計については、歳入決算額35億4,252万1,248円、歳出決算額33億4,804万5,536円、差し引き1億9,447万5,712円の黒字となっております。

国民の生命と健康を支える医療制度は、これまで世界最高の平均寿命や高い保健医療水準を実現してまいりましたが、急速な少子高齢化、低迷する経済状況、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化をしてきております。

このような中、国保財政運営は厳しい状況にあります。前年度実質収支2億6,695万3,348円を差し引いた単年度収支は7,147万7,636円の黒字となったところであります。

今後におきましても、健全な事業運営を目指し医療費適正化対策、保険税収納率向上対策、保健事業への取り組みを推進してまいりたいと思っております。

次に、老人保健医療特別会計であります。

歳入決算額5億2,969万9,224円、歳出決算額5億2,429万4,131円、差し引き540万5,093円の黒字となっております。

老人保健医療制度は、平成20年度からスタートした鹿児島県後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢医療制度に移行をいたしております。

今後におきましても、県広域連合と連携を密にするとともに、さらには保健・医療・福祉などとの連携強化に努め、医療費適正化を推進してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。

歳入決算額2億9,431万2,279円、歳出決算額2億9,127万4,589円、差し引き303万7,690円の黒字となっています。

総医療費については43億8,315万9,914円で、町負担分としましては、一般会計から3億6,538万2,707円を鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ支出をいたしております。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入決算額25億7,105万1,000円、歳出決算額25億2,726万7,000円、差し引き4,378万4,000円の黒字となっております。

歳出決算額は、19年度比較で2,871万3,000円、1.2割の増となっております。また、歳出決算額の大部分を占める保険給付費の総額は24億666万9,000円で、前年度と比較して6,063万円、2.6割の増となりました。

今後におきましても、介護予防サービスや地域支援事業の充実を図りながら、早い段階での高齢者の自立支援体制強化に努めてまいります。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入決算額1,778万2,000円、歳出決算額1,769万4,000円で、差し引き8万8,000円の黒字となっております。歳出決算額は、19年度比較で57万5,000円の減額となっております。

今後におきましても、適切な介護予防ケアマネジメントの実施と介護予防に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。歳入決算額5,023万1,000円、歳出決算額4,730万6,000円、差し引き292万5,000円の黒字となっております。

現在の加入戸数は341戸で、前年度に比較しまして14戸の増となっております。さらに加入促進を図りながら、農業用水の水質保全と農業集落における生活環境の向上に努めてまいります。

次に、「議案第81号 平成20年度さつま町水道事業会計決算の認定について」であります。

年間の総給水量は111万3,571立方メートルで、前年度に比べ3万4,925立方メートルの減となっており、1人1日当たりの使用量も前年度に比べ4リットルの減ということで、306リットルとなっております。給水人口は、年度末現在9,957人で、昨年度に比べ77人の減少となっており、昨年度1万34人でありましたので、初めて1万人を下回る状況となってきております。

給水量が昨年度と比較して減少いたしておりますが、これは天候による使用量の変動もありますが、給水人口の減少及び社会的な景気の低迷によります使用量の減少によるものと考えており

ます。

なお、給水区域内の普及率は、昨年と同じ99.13％であります。

一方、経理の状況ですが、収益的収支においては、収入額1億5,050万2,000円、支出額が1億2,252万9,000円で、当年度純収益は2,797万2,000円となっております。

資本的収支においては、収入額は1億7,890万4,000円、支出額は2億4,268万5,000円で、不足する額6,378万1,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金ほかで補てんをいたしております。

施設整備につきましては、災害時での給水拠点施設としても活用可能な上向配水池の新築工事を行うほか、長岡線配水管改良工事などを行い、敷設整備の充実を図ったところであります。

また、本年度は昨年度に引き続き、過去に借入れした利率の高い企業債について繰上げ償還を行い、あわせて利率の低い資金に借り換えを実施して、後年度への負担の軽減を図ったところであります。

次に、「議案第82号 平成20年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

簡易水道事業における年間総給水量は129万9,937立方メートルで、前年度に比べ1万1,598立方メートルの減となっております。簡易水道事業においても、水道事業と同様に給水人口が減少傾向であり、年度末における給水人口は、昨年度と比較して133人減の1万3,132人となっております。

給水量については、1人1日当たりの使用量が昨年とほぼ同じの270リットルですが、年間の総給水量は、給水人口の減少などもあり減少傾向となっております。

一方、経理の状況ですが、収益的収支においては、収入額が2億5,217万1,000円、支出額が2億3,500万2,000円で、当年度純収益は1,716万8,000円となっております。

資本的収支においては、収入額は2億1,427万4,000円、支出額は3億1,269万7,000円で、不足する額9,842万2,000円については、当年度分損益勘定留保資金ほか、建設改良積立金で補てんをいたしております。

施設整備につきましては、鶴田地区の県道紫尾虎居線配水管新設工事などを行い、敷設整備の充実を図ったところであります。

また、水道事業と同じく、過去に借入れた利率の高い企業債について借り換えを行い、後年度負担の軽減に努めたところであります。

以上、平成20年度各会計決算の概要を申し上げましたが、これら各種の事業によりまして、社会資本の整備及び住民福祉の向上並びに水道事業の健全経営に努めてきたところであります。

ここに、改めて議員各位の御理解と御協力に対しまして深く感謝を申し上げますとともに、あわせて御審議のほどよろしくお願い申し上げ、認定いただきますようお願い申し上げます理由とさせていただきます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○楠木園洋一議員

この収入未済額が増えてきて、不納欠損が出てくるんですよね。何％ぐらい増えていくのか。

収入未済額が増えてくれば不納欠損が増えてくるんですけど、どのくらいになるのか。

○議長（中尾 正男議員）

不納欠損の状況について。

○税務課長（萩原 康正君）

税関係の不納欠損でございますが、20年度は議会のほうでも御説明を申し上げましたように、宮之城リゾートの資力の回復が依然として望めなく、また競売等の回収の見込みも立っていないということで、20年度収入未済額2,008万5,300円ほど不納欠損処分といたしております。税の関係ではこれが一番大きなものでございます。

○財政課長（下市 真義君）

20年度の決算の特徴といたしまして、収入未済額が極端に増えております。決算書の歳入の一般会計の1ページ、2ページ、3ページを御覧いただきますと、今税務課長が説明いたしました町税の関係、それといわゆる事業の繰り越しに伴う分担金、国県補助金、それと町債の関係、これは例年でございます。

これとあわせまして、2ページの国庫支出金、あるいは県支出金、ここで国庫が7億6,600万と。国の経済対策に伴います繰り越しを行った関係で、ここは例年になく収入未済額が計上されているところでございます。

○楠木園洋一議員

今ちょっと景気が悪くて、町税を払えないというような人も出てくるんですね。未収額になって不納欠損が幾らぐらい、予測ですけれども、払えないという人が出てきた場合、不納欠損で処理するわけですが、そこまでは判ってないですか。

○税務課長（萩原 康正君）

不納欠損とする場合の条件等を見まして、払えないから、すぐ不納欠損という、そういう取り扱いはいたしておりません。できるだけ財産等ある分については、差し押さえて換価するなどいたしまして、どうしてももう財産も一切ないと、どうしても取れないという状況になった場合について、即時に落としたり、3年経過見まして落としたりというような形で、払えないというだけで即不納欠損という取り扱いはいたしておりません。

○新改 幸一議員

今、不納欠損金で出たんですが、私もこのことでお聞きしたかったわけでございます。

この特別土地保有税の2,008万5,300円、不納欠損額できちっと載っているわけでございますけれども、この額というのは、ここからずっと流れがあるわけでございますが、法的手続きといいますか、そういう流れを見ているんだという過去の説明もあるようでございますけれども、ここあたりは町としてはそういう裁判所なり足を運びながら、どういう形で事が進んでいるのかという話し合いが持たれているのか。

そしてまた、その状況はどんなふうになっているのかというのが判っておれば、お示しをしていただきたいと思います。

それともう一点は、119ページの関係でございますが、集落排水事業の特別会計の中でも収入未済額が23万4,470円あるわけでございますが、これは何件の収入未済者であるのか、そこあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○財政課長（下市 真義君）

特別土地保有税の不納欠損の関係ですが、私もこれまで担当しておった関係で、私のほうから答弁させていただきたいというふうに思います。

これまでも決算のたびにいろいろ御説明もしてまいりました。最近では、競売に付されたりとか、取り下げたりとか、そういった状況で、ずっともう数年模様を眺めてまいったんですが、結局虫食い状態といったようなものもあったり、農地も点在したりといった状況で、どうしても債

権者がもうそれを断念したということで、そういった競売も取り下げもされた経緯もございます。

町といたしましても、裁判所のそういった動向というのは常に見てきながら、滞納整理指導官との協議も行ってきたまいりました。

そういった中で、地方税法に基づいた執行停止という措置をとってまいりまして、それが時効を迎えたということで、地方税法にのっとりた手続を得て20年度において不納欠損の処理をさせていただいたということでございます。

これまでずっと、町長、副町長とも、あるいはまた滞納整理指導官とも、そういった専門的な指導を仰ぎながらやってまいりましたけれども、そういった執行停止を行って時効を迎えたということで、その経緯で20年度をもって、これですべて町が徴収すべき税はもうなくなったということでございます。

○環境課長（日當瀬修二君）

農業集落排水事業の収入未済額の関係でございますけれども、一応3世帯の方が未納という形でございます。そのうち1世帯は県外に転出されているということで、現在、住所地に督促等を送っている状況でございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）

19番、木下賢治議員。

○木下 賢治議員

ここで動議を提出したいと思います。

ただいま議題になっております議案3件につきましては、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることを望みます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（中尾 正男議員）

ただいま木下賢治議員から、ただいま議題となっている議案3件については、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とするとの動議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありましたので成立しました。

お諮りします。本動議のとおりに決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案3件については、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とするとの動議は可決されました。

お諮りします。決算特別委員会の選任については、さつま町議会委員会条例第7条第1項の規定によって、新改秀作議員、舟倉武則議員、木下賢治議員、川口憲男議員、内之倉成功議員、森山大議員、米丸文武議員、内田芳博議員、柏木幸平議員、以上の9人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9名を決算特別委員会に選任することに決定しました。

**△日程第 14「発議第 9 号 中山間地域等直接支払制度の
存続を求める意見書（案）の提出について」**

○議長（中尾 正男議員）

日程第 14「発議第 9 号 中山間地域等直接支払制度の存続を求める意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○建設経済常任委員長（米丸 文武議員）

「発議第 9 号 中山間地域等直接支払制度の存続を求める意見書（案）の提出について」趣旨の説明を申し上げます。

平成 12 年度から進められてきた中山間地域等直接支払制度については、平成 21 年度までの期限とされていたことから、本町議会においては昨年 10 月に、平成 22 年度以降の制度存続及び恒久化について要望を行ってきたところであります。

しかしながら、今回の政権交代により、本制度についての存続については不透明な状況となっており、今後ますます高齢化が進展する中、農村環境の維持保全、食料自給率の向上、農山村の果たす多面的機能を確保する観点から、制度存続を望む声が多く上がっているところであります。

このようなことから、今後創設が予定されている農業の戸別所得補償制度等の検討時において、本制度の存続に向け強く要望する必要があることから、案のとおり内閣総理大臣ほか関係大臣等に対して意見書を提出しようとするものであります。

議員諸兄の賛同いただきますようよろしく御願い申し上げます。

以上で趣旨説明を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっています発議第 9 号については、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

ただいまの発議第 9 号については、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第 9 号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから発議第 9 号を採決します。お諮りします。「発議第 9 号 中山間地域等直接支払制度の存続を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第9号 中山間地域等直接支払制度の存続を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいまの発議の提出先は記載のとおりです。本意見書の送付については私に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにします。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね11時とします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

**△日程第15「発議第10号 鶴田ダム再開発事業の継続
を求める意見書（案）の提出について」**

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第15「発議第10号 鶴田ダム再開発事業の継続を求める意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔川口 憲男議員登壇〕

○災害復興対策調査特別委員長（川口 憲男議員）

「発議第10号 鶴田ダム再開発事業の継続を求める意見書（案）の提出について」、趣旨の説明を申し上げます。

鶴田ダム再開発事業は、鶴田ダムの洪水調整容量の増量を図ることにより、鹿児島県北部豪雨災害の再度災害防止を目的とし計画されたもので、町民の安心、安全を確保するとともに、将来のまちづくり事業に大きく関与する大事業として住民の関心も高く、事業への期待は大きなものがあるところです。

こうした中、今回の政権交代により、全国のダム事業はすべて凍結し、地域自治体、住民とともに必要性を再検討するとされたところであります。事業凍結となれば、地域へ及ぼす影響は大きなものがあり、下流河川改修のみでは住民の安全を確保することは極めて困難な状況になるものと推察されます。

鶴田ダム再開発事業は、これまで2度の大水害で被災した我がまちが再び水害を被らないよう整備するものであり、鹿児島県北部豪雨災害の再度災害防止目的とする事業の継続及び来年度予算への計上について強く要望する必要があります。

このことから、内閣総理大臣ほか関係大臣に対し意見書を提出しようとするものであります。議員諸兄の賛同をいただきますよう、よろしくお願いします。

以上、趣旨説明を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっています発議第１０号については、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

お諮りします。ただいまの発議第１０号については、会議規則第３９条第２項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第１０号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから発議第１０号を採決します。お諮りします。「発議第１０号 鶴田ダム再開発事業の継続を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第１０号 鶴田ダム再開発事業の継続を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいまの発議の提出先は記載のとおりです。本意見書の送付については私に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにします。

△日程第１６「議員派遣の件」

○議長（中尾 正男議員）

日程第１６「議員派遣の件」についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣につきましては、やむを得ず期間、派遣議員等に変更を生ずる場合には、私に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第１７「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第１７「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成２１年第８回さつま町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会時刻 午前１１時０５分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中 尾 正 男

さつま町議会議員 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 岩 元 涼 一